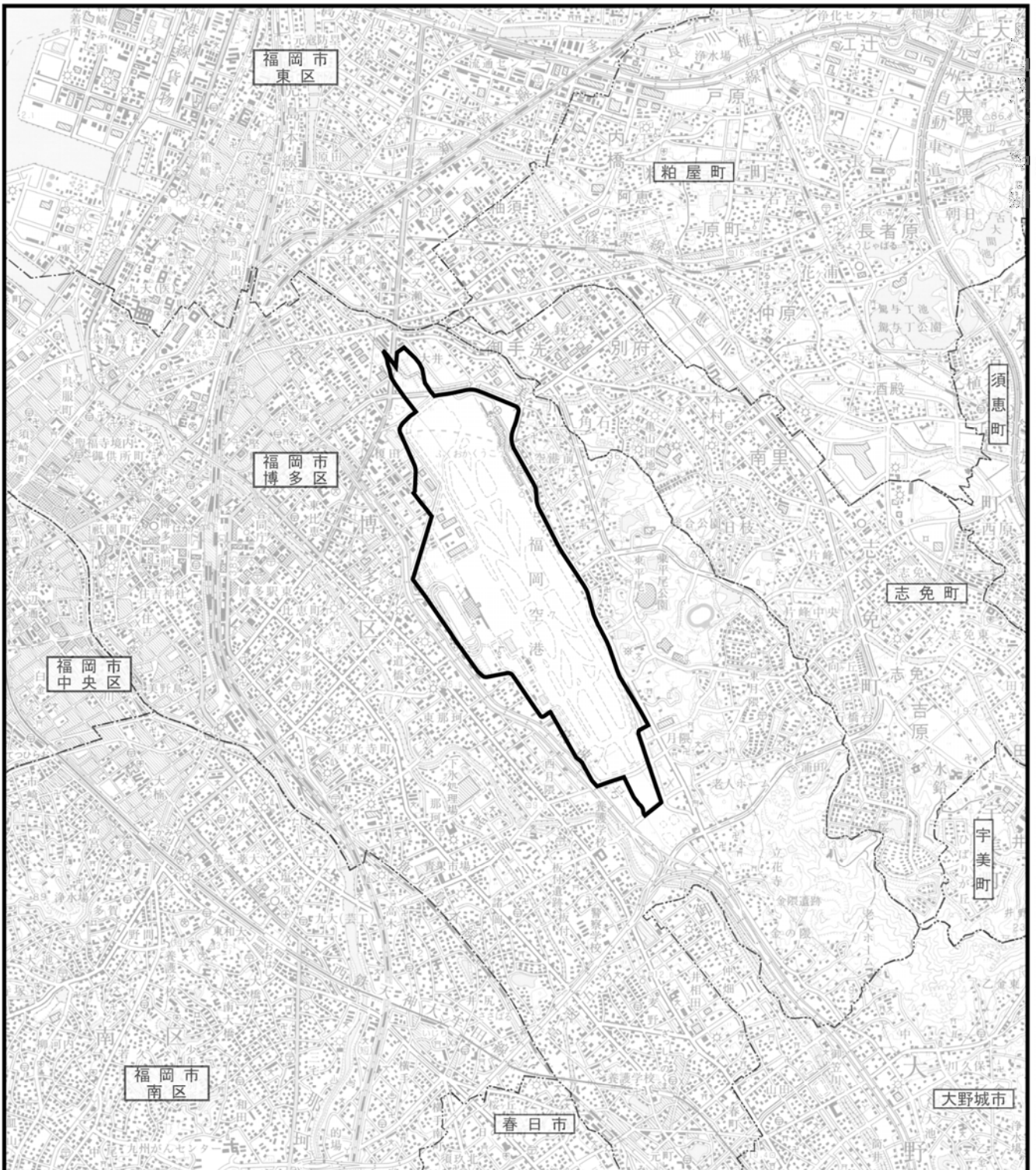


第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲（以下、「事業実施区域周囲」という。）の概況（大気環境を除く）については、図 3-1 に示す範囲を対象とし、既存資料を基に情報を収集・整理した。

なお、統計資料及び大気環境の概況については、主として図 3-2 に示す福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町及び粕屋町を対象とした。



凡例




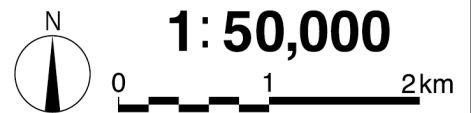
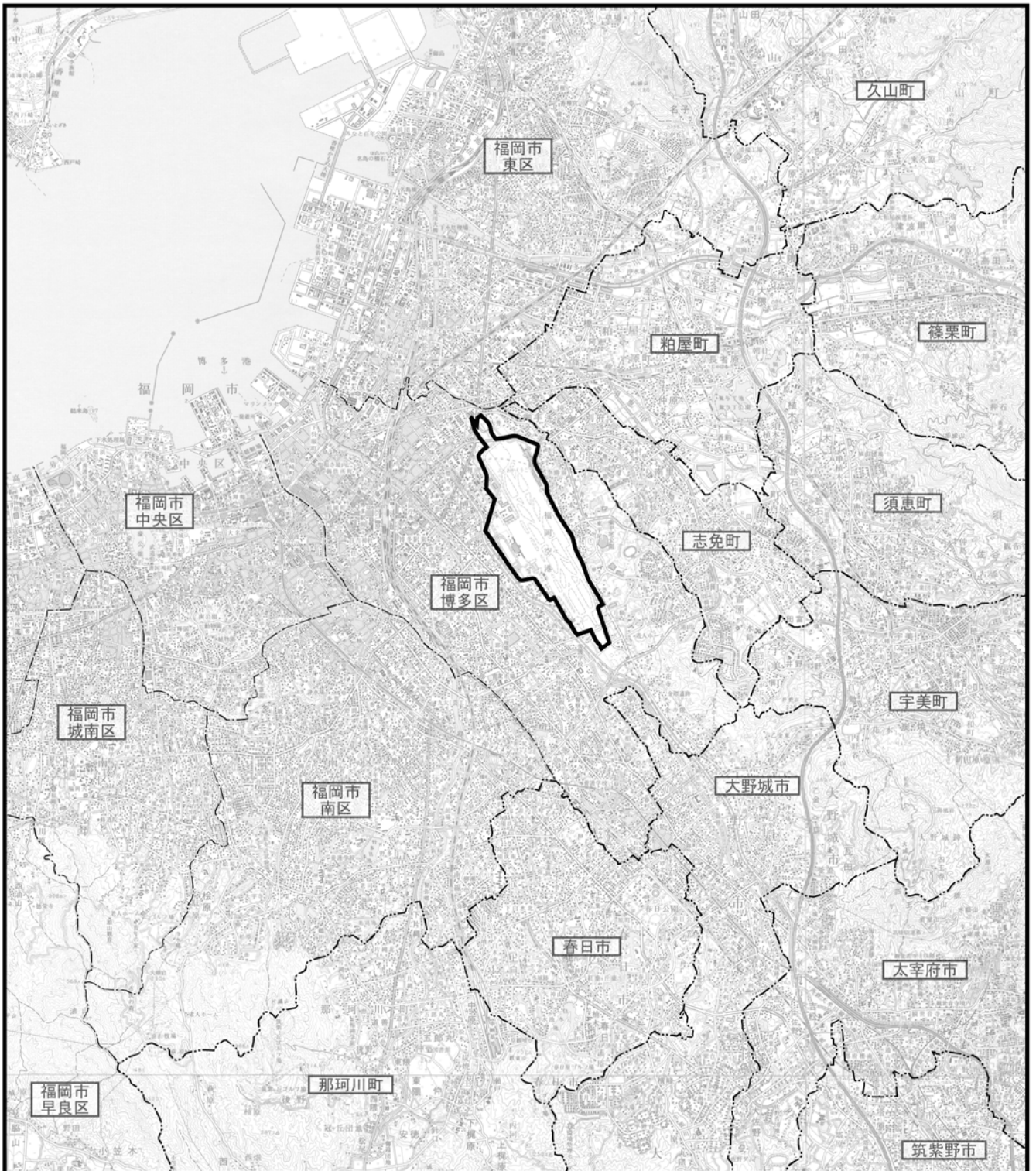
-  : 対象事業実施区域
-  : 市町村界
-  : 区界

図3-1 事業実施区域周囲の範囲

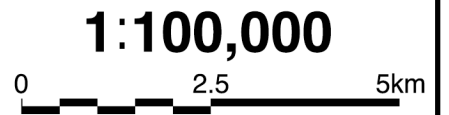




凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界

図3-2 周辺自治体の位置図



3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象

気象観測地点は図 3.1.1-1 に示すとおりであり、事業実施区域内の福岡航空測候所と、事業実施区域周囲の福岡管区気象台の 2 地点がある。このうち、福岡管区気象台における気象状況の平年値（1981～2010 年の平均値）は表 3.1.1-1 に示すとおりである。

事業実施区域周囲は、対馬海流の支流が流れる玄界灘に面するため、年間を通じた気候要素を見ると暖帯的要素は強いが、日本海側に位置することから冬季に曇りや雨の天気が多く、季節風の影響により風の強い日が多いといった、日本海型気候区の特徴を示す。なお、降水量の最大値は冬季ではなく夏季であることから、太平洋型気候区への漸移帯であると考えられている。

平年値の平均気温は 17.0℃、平均相対湿度は 68%、年間降水量は 1612.3mm となっている。

表 3.1.1-1 気象の概況

区分 月	現地気圧 (hPa)	平均気温 (℃)	相対湿度 (%)	平均風速 (m/s)	最多風向	降水量 (mm)	日照時間 (時間)	降雪の深さ (cm)
1月	1020.1	6.6	63	2.9	SE	68.0	102.1	2
2月	1018.8	7.4	63	3.0	SE	71.5	121.0	1
3月	1016.5	10.4	65	3.1	N	112.5	149.8	1
4月	1013.4	15.1	65	3.0	N	116.6	181.6	-
5月	1010.0	19.4	68	2.8	N	142.5	194.6	-
6月	1006.5	23.0	74	2.7	N	254.8	149.4	-
7月	1006.2	27.2	75	2.8	N	277.9	173.5	-
8月	1006.7	28.1	72	2.9	N	172.0	202.1	-
9月	1010.3	24.4	73	2.9	N	178.4	162.8	-
10月	1015.5	19.2	67	2.7	N	73.7	177.1	-
11月	1019.0	13.8	67	2.6	SE	84.8	136.3	-
12月	1020.5	8.9	64	2.8	SE	59.8	116.7	0
全年	1013.6	17.0	68	2.9	SE	1612.3	1867.0	4

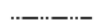

注) 最多風向のみ 1990～2010 年の 21 年間の平均値

出典: 「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ、<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)



図3.1.1-1 気象・大気測定地点位置図
(事業実施区域周囲)

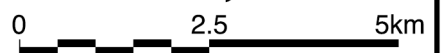
凡例

- | | |
|--|--|
|  : 対象事業実施区域 |  : 気象観測所 |
|  : 市町村界 |  : 一般環境大気測定局 |
|  : 区界 |  : 自動車排出ガス測定局 |
| |  : 降下ばいじん測定局 |

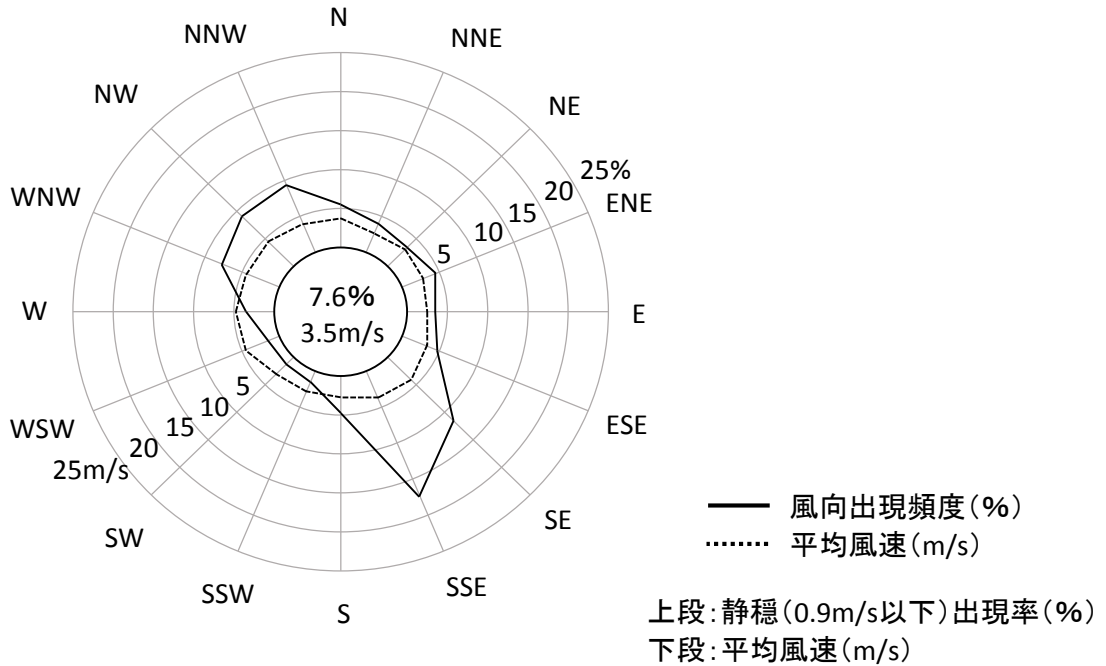
出典:「平成25年版日本の大気汚染状況」(平成26年12月 環境省水・大気環境局)
福岡航空測候所 HP (<http://www.jma-net.go.jp/fukuoka-airport/>)



1:100,000



福岡航空測候所における平成 24 年度の風の状況及び風向・風速観測結果を以下に示す。
 福岡航空測候所における平成 24 年度の風の状況は、図 3.1.1-2 に示すとおりである。また、年間最多風向としては南南東（17.3%）、次いで南東（11.5%）、北北西（9.5%）の順で年間を通じてほぼ滑走路に沿う方向の発生頻度が高くなっている。なお、静穏出現率は 7.6%である。



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ、<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>）

図 3.1.1-2 福岡航空測候所における年間風配図

月間の最多風向は表 3.1.1-2 に示すとおりであり、南南東の風となる月数が多く、年間で 9 ヶ月を占めている。それ以外では 5 月に北北西、9 月と 10 月に南東の風となっている。また平均風速は、3.0m/s (6 月, 10 月)～3.9m/s (4 月) の範囲にある。

表 3.1.1-2 風向・風速観測結果(福岡航空測候所)

項目	平成 24 年									平成 25 年			
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
最多風向	南南東	北北西	南南東	南南東	南南東	南東	南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	
平均風速 (m/s)	3.9	3.4	3.0	3.5	3.5	3.1	3.0	3.7	3.8	3.5	3.3	3.7	
最大(10 分間平均)	風速	14.6	9.0	13.6	11.2	15.1	17.2	10.9	13.0	14.4	11.0	12.2	14.1
	風向	南南東	北西	南南東	南東	南南東	南南東	北	南南東	南東	南東	南東	南南東

注) 値欄の記号「) 」・・・統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値 (資料が欠けていない) と同等に扱う (準正常値)。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ、<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>）

福岡管区気象台における平成24年度の全天日射量と雲量観測結果は表3.1.1-3に示すとおりであり、全天日射量の最大は4月で17.3MJ/m²であり、最小は12月の6.0MJ/m²である。また雲量としては、6月に最大で9.0、10月に最小で5.1である。

表 3.1.1-3 全天日射量と雲量観測結果(福岡管区気象台)

項目	平成24年									平成25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全天日射量 (MJ/ m ²)	17.3	17.0	13.5	15.7	16.7	13.2	13.2	8.6	6.0)	7.9	10.3	13.5
雲量	5.9	6.9	9.0	8.0	6.6	7.0	5.1	6.7	7.6	7.2	7.0	5.9

注) 値欄の記号「) 」・・・統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ、<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

(2) 大気質

事業実施区域周囲には図 3.1.1-1 に示すとおり、一般環境大気測定局が 5 局であり、自動車排出ガス測定局は 4 局である。また、吉塚小学校では降下ばいじんの測定が行われている。これらの測定局の測定項目は表 3.1.1-4 に示すとおりである。

なお、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 測定を開始は、大橋局では平成 23 年 3 月から、吉塚局及び市役所局では平成 24 年 3 月から、太宰府局及び千鳥橋局では平成 25 年 3 月から、それぞれ測定を開始している。

表 3.1.1-4 大気汚染測定地点及び測定物質

測定局名	測定物質												
	環境基準物質												降下ばいじん
	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質	ダイオキシン類		
一般環境大気	東	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	吉塚	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	市役所	○	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—
	南	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—
	太宰府	○	—	○	○	○	—	—	—	—	○	—	—
自動車排出ガス	比恵	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	千鳥橋	—	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
	天神	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	大橋	—	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
吉塚小学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	

出典：「ふくおかの大気環境」(福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>)
 「平成 26 年度版 ふくおかの環境」(平成 26 年 9 月 福岡市環境局)
 「ダイオキシン類の調査結果」(福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>)

1) 二酸化いおう

二酸化いおうの測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-5 及び表 3.1.1-6 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-5 二酸化いおう測定結果（平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上連 続したことの有無	環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(ppm)			
吉塚	0.003	0.005	無	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であ ること。	○
市役所	0.002	0.005	無		○
太宰府	0.003	0.006	無		○
天神	0.002	0.004	無		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-6 二酸化いおう（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
吉塚	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
市役所	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
太宰府	0.006	0.009	0.008	0.009	0.003
天神	0.004	0.005	0.005	0.003	0.002

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

2) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-7 及び表 3.1.1-8 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、天神測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-7 一酸化炭素測定結果（平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2 日以上 連続したことの有無	環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(ppm)			
天神	1.1	1.6	無	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-8 一酸化炭素（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
天神	1.1	0.9	1.0	1.0	1.1

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-9、表 3.1.1-10 及び図 3.1.1-3 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-9 浮遊粒子状物質測定結果（平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連続 したことの有無	環境基準	環境基準 との比較
	(mg/m ³)	(mg/m ³)			
東	0.021	0.056	無	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、 かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であるこ と。	○
吉塚	0.027	0.071	無		○
市役所	0.025	0.064	無		○
南	0.017	0.047	無		○
太宰府	0.036	0.073	無		○
比恵	0.027	0.067	無		○
千鳥橋	0.025	0.061	無		○
天神	0.027	0.058	無		○
大橋	0.017	0.045	無		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-10 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (mg/m ³)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
東	0.021	0.021	0.021	0.020	0.021
吉塚	0.029	0.028	0.025	0.030	0.027
市役所	0.031	0.031	0.029	0.024	0.025
南	0.024	0.016	0.016	0.016	0.017
太宰府	0.033	0.030	0.030	0.031	0.036
比恵	0.031	0.031	0.028	0.024	0.027
千鳥橋	0.028	0.025	0.024	0.022	0.025
天神	0.032	0.030	0.027	0.027	0.027
大橋	0.029	0.018	0.017	0.016	0.017

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

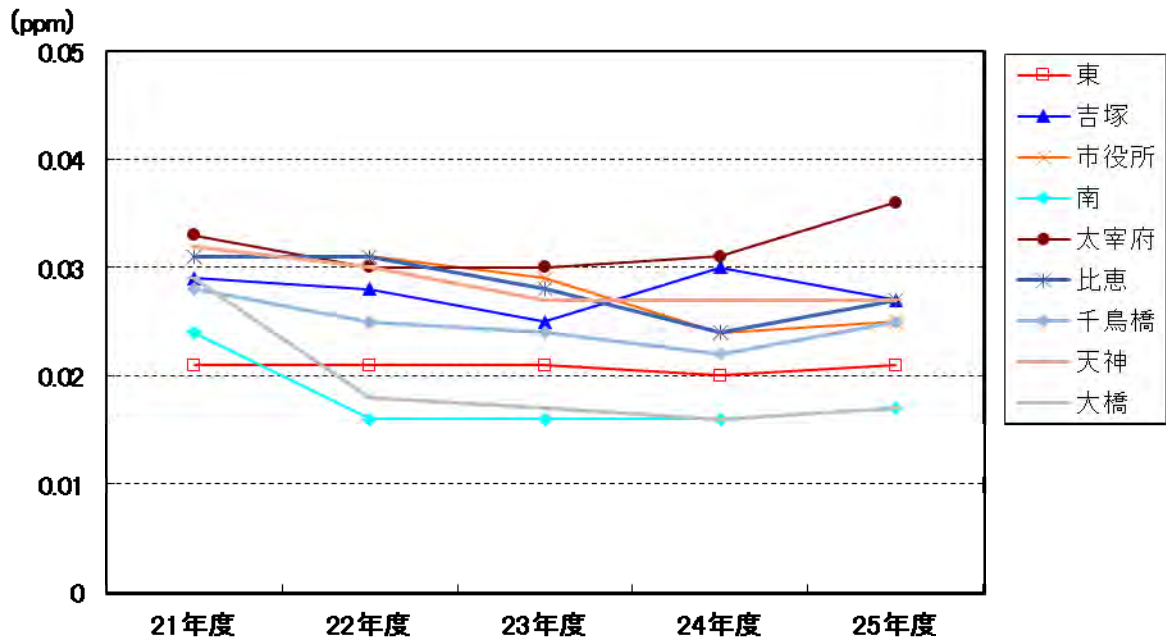


図 3.1.1-3 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

4) 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-11、表 3.1.1-12 及び図 3.1.1-4 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-11 二酸化窒素測定結果（平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(ppm)		
東	0.015	0.034	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下で あること。	○
吉塚	0.015	0.033		○
市役所	0.016	0.030		○
南	0.012	0.025		○
太宰府	0.014	0.028		○
比恵	0.020	0.039		○
千鳥橋	0.020	0.038		○
天神	0.035	0.055		○
大橋	0.012	0.024		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」(福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>)

表 3.1.1-12 二酸化窒素（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
東	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015
吉塚	0.011	0.014	0.016	0.016	0.015
市役所	0.020	0.020	0.019	0.018	0.016
南	0.010	0.014	0.013	0.012	0.012
太宰府	0.015	0.016	0.015	0.014	0.014
比恵	0.018	0.018	0.017	0.020	0.020
千鳥橋	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020
天神	0.041	0.039	0.035	0.035	0.035
大橋	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

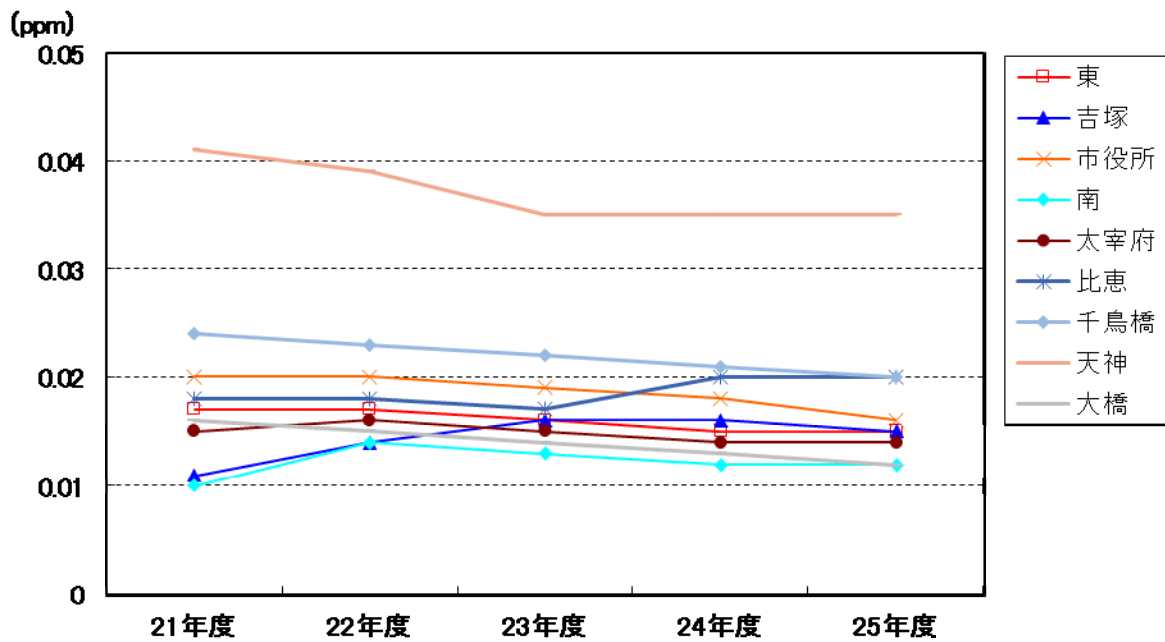


図 3.1.1-4 二酸化窒素（年平均値）の経年変化

5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-13 及び表 3.1.1-14 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しておらず、経年変化については横ばい傾向にある。

なお、「平成 25 年版日本の大気汚染状況」(平成 26 年 12 月 環境省水・大気環境局)によれば平成 24 年度の光化学オキシダントの環境基準を満足している測定局は全国的一般局で 0.3%、自排局で 0.0%であり、近年、その達成状況はきわめて低い水準で推移している。

表 3.1.1-13 光化学オキシダント測定結果 (平成 25 年度)

測定局名	昼間の 1 時間 値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間数		環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(日)	(時間)		
東	0.031	49	287	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	×
吉塚	0.033	72	407		×
市役所	0.032	57	318		×
南	0.031	55	291		×
太宰府	0.027	33	161		×

注)環境基準との比較では、昼間の 1 時間値が年間を通じて 0.06ppm 以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。なお、昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。したがって、1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることになる。

出典：「ふくおかの大気環境」(福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>)

表 3.1.1-14 光化学オキシダント (昼間の 1 時間値の年平均値) の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
東	0.037	0.033	0.030	0.031	0.031
吉塚	0.036	0.032	0.030	0.033	0.033
市役所	0.032	0.030	0.026	0.029	0.032
南	0.038	0.035	0.030	0.031	0.031
太宰府	0.030	0.031	0.026	0.029	0.027

出典：「ふくおかの大気環境」(福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>)

6) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の平成 25 年度の測定結果は、表 3.1.1-15 に示すとおりである。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全ての測定局において環境基準を大きく下回る低濃度である。ベンゼンにおいても全ての測定局において環境基準を満足しており、平成 12 年 1 月からのガソリンに含まれるベンゼンの規制強化により、主な排出源である道路交通に伴う排出量の低減効果が生じていると思われ、その濃度は年々減少している状況にある。

また、これらの中で、環境基準は満足しているものの比較的高い濃度となっているベンゼンについては、飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る主務省令の参考項目でも選定されていないことや、他の飛行場の設置事業等のアセスにおいても項目として選定された事例もないほか、環境省の資料において、航空機からの排出量は、交通機関全体の中のシェアとして 0.2%の寄与度となっていることから、事業特性としてこれらの環境影響は小さいと考える。

なお、羽田空港の環境影響評価においても項目として選定していないが、環境影響評価とは別に予測した結果をみると、 $0.00001\text{mg}/\text{m}^3$ と低い値が示されており、事業実施によるベンゼンに係る環境の変化はないとされている。

表 3.1.1-15 有害大気汚染物質（年平均値）の測定結果（平成 25 年度）

測定局名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
吉塚	$0.97 \mu\text{g}/\text{m}^3$	$0.031 \mu\text{g}/\text{m}^3$	$0.11 \mu\text{g}/\text{m}^3$	$0.90 \mu\text{g}/\text{m}^3$
南	$0.93 \mu\text{g}/\text{m}^3$	$0.036 \mu\text{g}/\text{m}^3$	$0.088 \mu\text{g}/\text{m}^3$	$0.84 \mu\text{g}/\text{m}^3$
環境基準	1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下 ($3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下 ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下 ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下 ($150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。
環境基準 との比較	○	○	○	○

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

7) 微小粒子状物質

微小粒子状物質に関する大気の平成 25 年度の測定結果は、表 3.1.1-16 に示すとおりである。日平均値の年間 98%値が得られている全ての測定局において、環境基準を満足していない。

表 3.1.1-16 微小粒子状物質測定結果（大気質・平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 98%値	環境基準	環境基準 との比較
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
吉塚	17.3	45.8	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で あり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	×
市役所	19.4	47.4		×
太宰府	19.7	47.0		×
千鳥橋	19.0	48.1		×
大橋	18.5	46.6		×

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

8) ダイオキシン類

ダイオキシン類に関する大気の平成 25 年度の測定結果は、表 3.1.1-17 に示すとおりである。全ての測定局において環境基準を満足している。

表 3.1.1-17 ダイオキシン類測定結果（大気質・平成 25 年度）

測定局名	年平均値	環境基準	環境基準 との比較
	(pg-TEQ/ m^3)		
吉塚	0.015	0.6pg-TEQ/ m^3 以下であること。	○
市役所	0.017		○
南	0.013		○

注 1) pg(ピコグラム)：1 兆分の 1 グラム

注 2) TEQ(毒性等量)：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし他のダイオキシン類の毒性を換算した合計量。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>）

9) 降下ばいじん

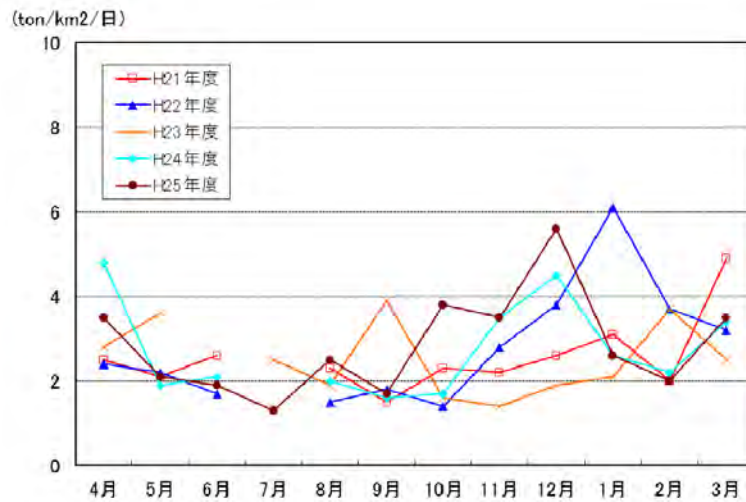
降下ばいじん量の年平均値の経年変化は、表 3.1.1-18 に示すとおりである。吉塚小学校における年平均値の経年変化については横ばい傾向にあり、いずれも参考値を下回っている。また、月別の降下ばいじん量の変動は、図 3.1.1-5 に示すとおりであり、冬季から春季にかけて高くなる傾向にある。

表 3.1.1-18 降下ばいじん量（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (t/km ² /月)					参考値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
吉塚小学校	2.6	2.8	2.5	2.8	2.8	10

注) 参考値は、降下ばいじん量の比較的高い地域の値とした。この値は、平成 5 年度から平成 9 年度に全国の一般環境大気測定局で測定された降下ばいじん量のデータから上位 2% を除外して得られた値である。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）



注) 平成 21 年度～22 年度及び平成 24 年度の 7 月、平成 23 年度の 6 月は欠測である。

出典：「福岡市大気測定結果報告書」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

図 3.1.1-5 月別の降下ばいじん量の変動

(3) 騒音

1) 道路交通騒音

事業実施区域周囲における平成22年度もしくは平成23年度の道路交通騒音の測定結果は、表 3.1.1-19 に示すとおりであり、測定地点は図 3.1.1-6 に示すとおりである。

道路交通騒音が環境基準を満足していない地点は、福岡市博多区及び大野城市内の国道3号沿道、福岡市南区内の一般国道385号及び主要地方道福岡筑紫野線沿道等の交通量の多い幹線道路に出現している。

表 3.1.1-19 騒音の状況（道路交通騒音）

番号	路線名	測定地点の住所	車線数	測定結果(dB)	
				昼間	夜間
1	一般国道3号	福岡市博多区千代3-18-3	6	73	68
2		福岡市博多区堅粕4-1-1	4	69	65
3	一般国道385号	福岡市南区和田1-3-24	4	71	68
4		福岡市南区大橋2-13-15	4	68	64
5		福岡市南区清水3-24-32	6	66	62
6		福岡市南区清水2-8-23	4	70	67
7	福岡直方線	福岡市東区馬出5-35-17	2	63	58
8	福岡筑紫野線	福岡市南区高宮1-2	4	71	68
9		福岡市南区内野1-19-27	4	67	64
10		福岡市南区大橋4-13-33	2	69	67
11	大野城二丈線	福岡市博多区春町2-4-1	2	65	61
12	福岡太宰府線	福岡市東区箱崎1-10-8	2	61	59
13	馬出上南町線	福岡市博多区吉塚5-6-35	2	67	60
14	檜原比恵線	福岡市博多区美野島2-16-12	4	68	64
15	後野福岡線	福岡市南区若久3-1-20	4	68	64
16		福岡市南区大楠1-30	6	64	62
17	福岡篠栗線	福岡市博多区千代1-26	4	69	64
18		福岡市博多区吉塚本町3-19	4	70	66
19	御供所井尻1号線	福岡市南区塩原1-20-27	4	65	60
20	県道福岡篠栗線	粕屋町長者原145-1	2	70	66
21	県道福岡太宰府線	志免町別府119	2	69	65
22	県道志免須恵線	粕屋町大字酒殿	2	65	59
23	国道3号(上り)	大野城市御笠川2-5付近	3	72	69
24	国道3号(下り)	大野城市御笠川5-1-12	3	74	71※
25	県道福岡日田線	大野城市雑餉隈町3-3-7	2	66	62
26	県道水城下臼井線	大野城市川久保1-20-1付近	2	70	66

注1) 表中の数値は等価騒音レベル(L_{Aeq})を示す。

注2) 「等価騒音レベル(L_{Aeq})」とは、一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルをいう。

注3) 昼間とは6時～22時を、夜間とは22時～翌6時をいう。

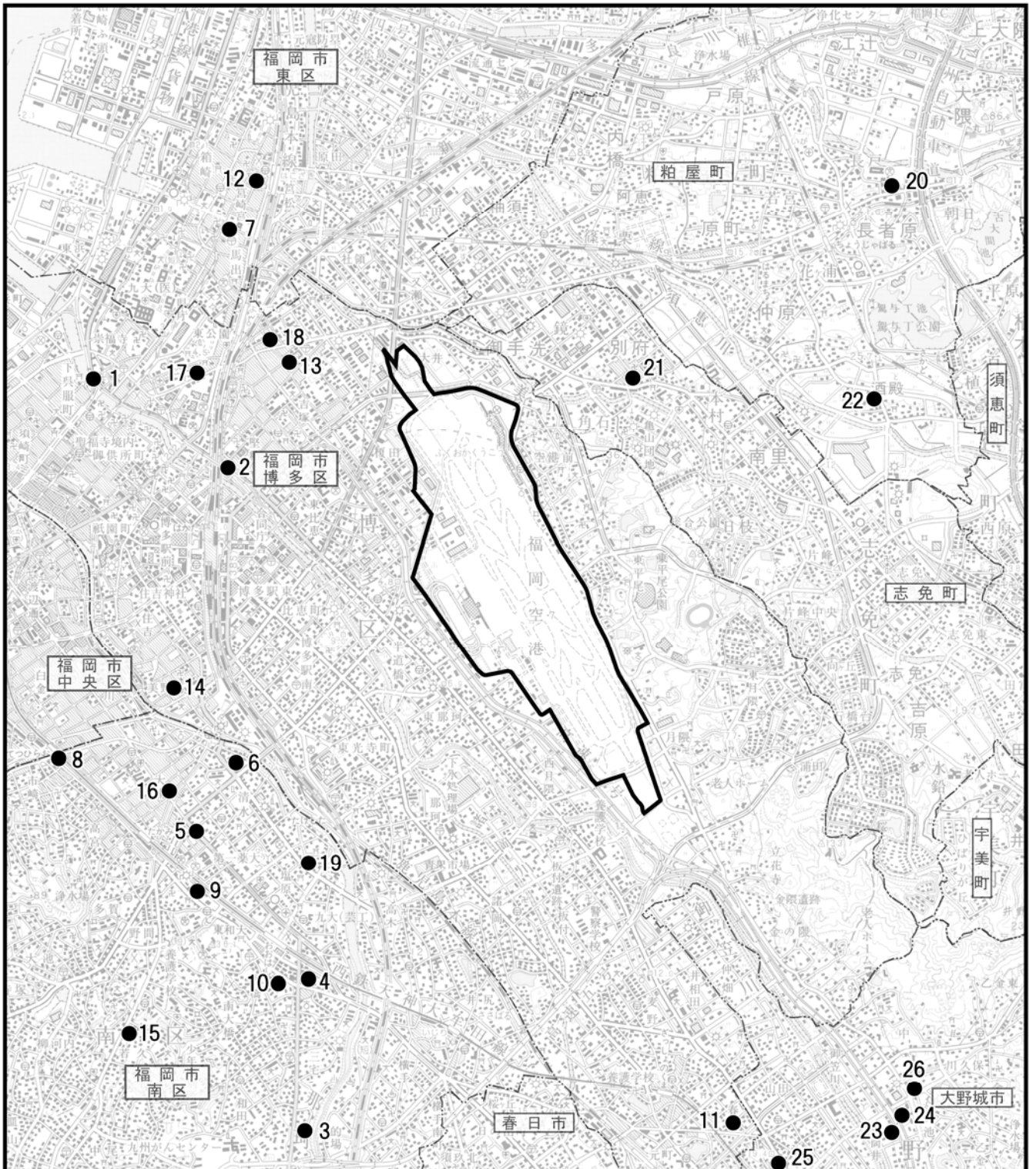
注4) ■は騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に隣接する空間〔基準値〕昼間：70デシベル、夜間：65デシベル)を超過した地点

注5) ※は騒音規制法における要請限度(〔基準値〕昼間：75デシベル、夜間：70デシベル)を超過した地点

注6) 地点1～2、23～26は平成23年度測定結果、地点3～22は平成22年度測定結果

出典：「平成23年版公害関係測定結果」(平成24年3月 福岡県)

「平成24年版公害関係測定結果」(平成25年3月 福岡県)

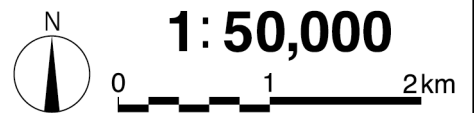


凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 騒音測定地点

図3.1.1-6 騒音測定地点位置図
(道路交通騒音)

出典:「平成23年版公害関係測定結果」(平成24年3月 福岡県)
「平成24年版公害関係測定結果」(平成25年3月 福岡県)



2) 航空機騒音

事業実施区域周囲における平成 23 年度から平成 25 年度の航空機騒音の測定結果は、表 3.1.1-20 に示すとおりであり、測定地点は図 3.1.1-7 に示すとおりである。

航空機騒音については、平成 25 年度の短期測定結果において、14 地点中 5 地点で環境基準を満足しておらず、通年測定結果においても 4 地点中 3 地点で環境基準を満足していない。これら環境基準を満足していない地域においては、住宅の防音工事等の環境対策を推進してきており、また近年では、音源である航空機の低騒音化も進んできている。

表 3.1.1-20 (1) 騒音（航空機騒音）の経年変化（短期測定）

番号	測定機関	測定場所	地域 類型	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
				単位：WECPNL		単位：WECPNL		単位：dB	
				測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況
1	福岡市	福岡市東区箱崎 6 丁目	Ⅱ	76	×	77	×	-	-
2		福岡市東区原田 2 丁目	Ⅱ	71	○	69	○	-	-
3		福岡市東区二又瀬新町 1	Ⅱ	74	○	73	○	-	-
4		福岡市博多区東平尾 2 丁目	Ⅱ	79	×	80	×	65	×
5		福岡市博多区那珂 4 丁目	Ⅱ	68	○	68	○	-	-
6		福岡市博多区麦野 1 丁目	Ⅰ	69	○	70	○	59	×
7		福岡市東区箱崎 2 丁目	Ⅱ	66	○	67	○	-	-
8		福岡市博多区東光 2 丁目	Ⅱ	65	○	65	○	-	-
9		福岡市博多区月隈 3 丁目	Ⅱ	79	×	78	×	64	×
10		福岡市東区多々良 1 丁目	Ⅱ	58	○	54	○	-	-
11		福岡市南区野多目 2 丁目	Ⅰ	66	○	63	○	49	○
12		福岡市東区城浜団地	Ⅰ	64	○	61	○	-	-
13		福岡市東区箱崎 5 丁目	Ⅱ	-	-	-	-	64	×
14		福岡市博多区吉塚 6 丁目	Ⅱ	-	-	-	-	57	○
15		福岡市博多区大井町 2 丁目	Ⅱ	-	-	-	-	61	○
16	福岡県	大野城市中 1-20-1	Ⅱ	66	○	68	○	58	○
17		大野城市栄町 1-1-11	Ⅱ	69	○	71	○	60	○
18		大野城市曙町 2-4-24	Ⅱ	73	○	72	○	61	○
19		大野城市大池 2-2-1	Ⅱ	67	○	68	○	59	○
20		大野城市東大和 4-8-1	Ⅱ	70	○	71	○	59	○
21		春日市春日公園 5-17	Ⅰ	69	○	69	○	59	×
22		大野城市白木原 3-5-25	Ⅱ	71	○	70	○	60	○

注 1) 環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成 25 年 4 月から評価指標が WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) に変更された。（「航空機騒音に係る環境基準について」昭和 48 年 12 月 27 日環告第 154 号 最終改正 平成 19 年環告第 114 号）

注 2) 航空機騒音に係る環境基準値

（改正前）類型Ⅰ：70WECPNL 以下、類型Ⅱ：75WECPNL 以下

（改正後）類型Ⅰ：57dB 以下、類型Ⅱ：62dB 以下

注 3) 福岡市東区・博多区・中央区・南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、都市計画法に基づく用途地域が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域の地域を類型Ⅰに、その他の地域を類型Ⅱに当てはめ、各地域の類型ごとに環境基準を定めている。

注 4) WECPNL とは、航空機騒音のうるささを表す指標として用いられているもので、航空機 1 機ごとの騒音レベルだけでなく、機数や騒音発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位である。

注 5) L_{den} とは時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1 日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベル (dB) で表す。

出典：「平成 24 年版公害関係測定結果」（平成 25 年 3 月 福岡県）

「平成 25 年版公害関係測定結果」（平成 26 年 2 月 福岡県）

「平成 26 年版公害関係測定結果」（平成 27 年 2 月 福岡県）

表 3.1.1-20 (2) 騒音（航空機騒音）の経年変化（通年測定）

番号	測定機関	名称及び測定場所	地域類型	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
				単位：WECPNL		単位：WECPNL		単位：dB	
				測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況
23	大阪航空局	菅松小学校 福岡市東区郷口町 16-1	Ⅱ	82.4	×	82.5	×	67	×
24		仲島公民館 大野城市仲畑 4-21-1	Ⅱ	75.8	×	76.1	×	63	×
25	福岡県	福岡空港（空港北側） 福岡市東区菅松 1-18-1	Ⅱ	80	×	80	×	65	×
26		福岡空港（空港南側） 太宰府市大字向佐野 39	Ⅱ	68	○	67	○	56	○

注 1) 航空機騒音に係る環境基準値

(改正前) 類型Ⅱ：75WECPNL 以下、(改正後) 類型Ⅱ：62dB 以下

注 2) 地点 23～24 は 4 月～12 月の平均値

出典：「航空機騒音測定結果」（大阪航空局ホームページ、

<http://www.ocab.mlit.go.jp/about/total/environment/>)

「平成 24 年版公害関係測定結果」（平成 25 年 3 月 福岡県）

「平成 25 年版公害関係測定結果」（平成 26 年 2 月 福岡県）

「平成 26 年版公害関係測定結果」（平成 27 年 2 月 福岡県）

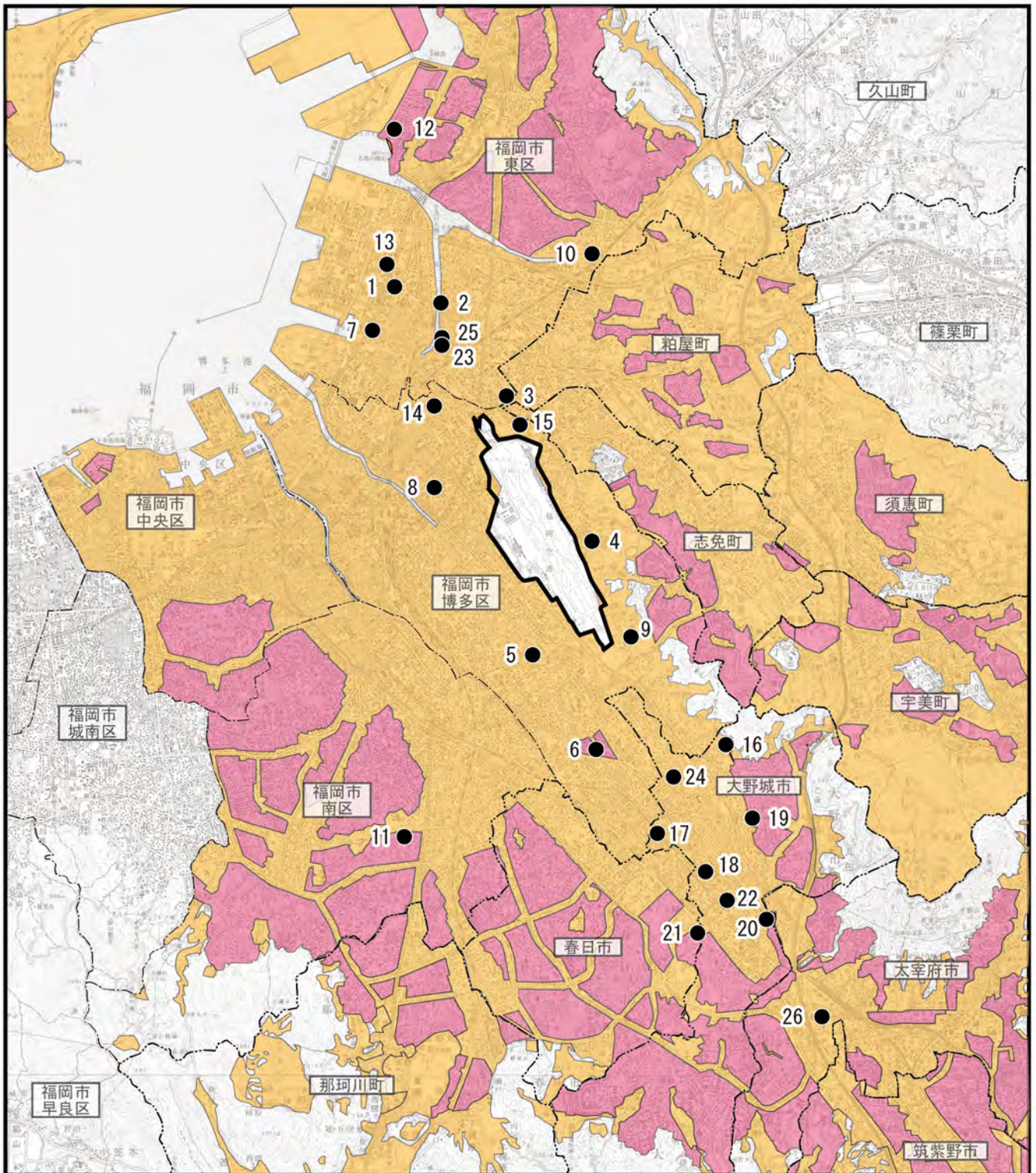


図3.1.1-7 騒音測定地点位置図
(航空機騒音)

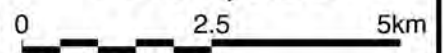
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 類型Ⅰ
- : 市町村界
- : 類型Ⅱ
- : 区界
- : 航空機騒音測定地点

出典: 「平成24年版公害関係測定結果」(平成25年3月 福岡県)
「平成25年版公害関係測定結果」(平成26年2月 福岡県)
「平成26年版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)
「福岡都市計画総括図」(平成27年4月 福岡市)
「太宰府都市計画総括図」(平成25年3月 太宰府市)
「那珂川都市計画総括図」(平成21年3月 那珂川町)
「宇美都市計画総括図」(平成25年3月 宇美町)
「須恵都市計画図」(平成26年3月 須恵町)



1:100,000



(4) 振動

事業実施区域周囲における平成 25 年度の道路交通振動の測定結果は、表 3.1.1-21 に示すとおりであり、測定地点は図 3.1.1-8 に示すとおりである。

道路交通振動は、全ての地点において要請限度を満足している。

表 3.1.1-21 道路交通振動の状況（平成 25 年度）

単位：dB

番号	路線名	測定地点の住所	測定結果		要請限度	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道 3 号	福岡市博多区千代 3-18-3	46	42	70	65
2		福岡市東区原田 4-33	43	42	70	65
3	主要地方道 福岡筑紫野線	福岡市南区高宮 1-2-23	46	42	70	65

注 1) 表中の振動レベルは 80%レンジ上端値 (L₁₀) の振動レベルである。

注 2) 「80%レンジ上端値 (L₁₀) 」とは、振動レベルがあるレベル以上の時間が実測時間の 10%を占める場合の振動レベルをいう。

注 3) 昼間とは 8 時～19 時を、夜間とは 19 時～翌 8 時をいう。

出典：「平成 26 年度版 ふくおかの環境」（平成 26 年 9 月 福岡市）

(5) 悪臭

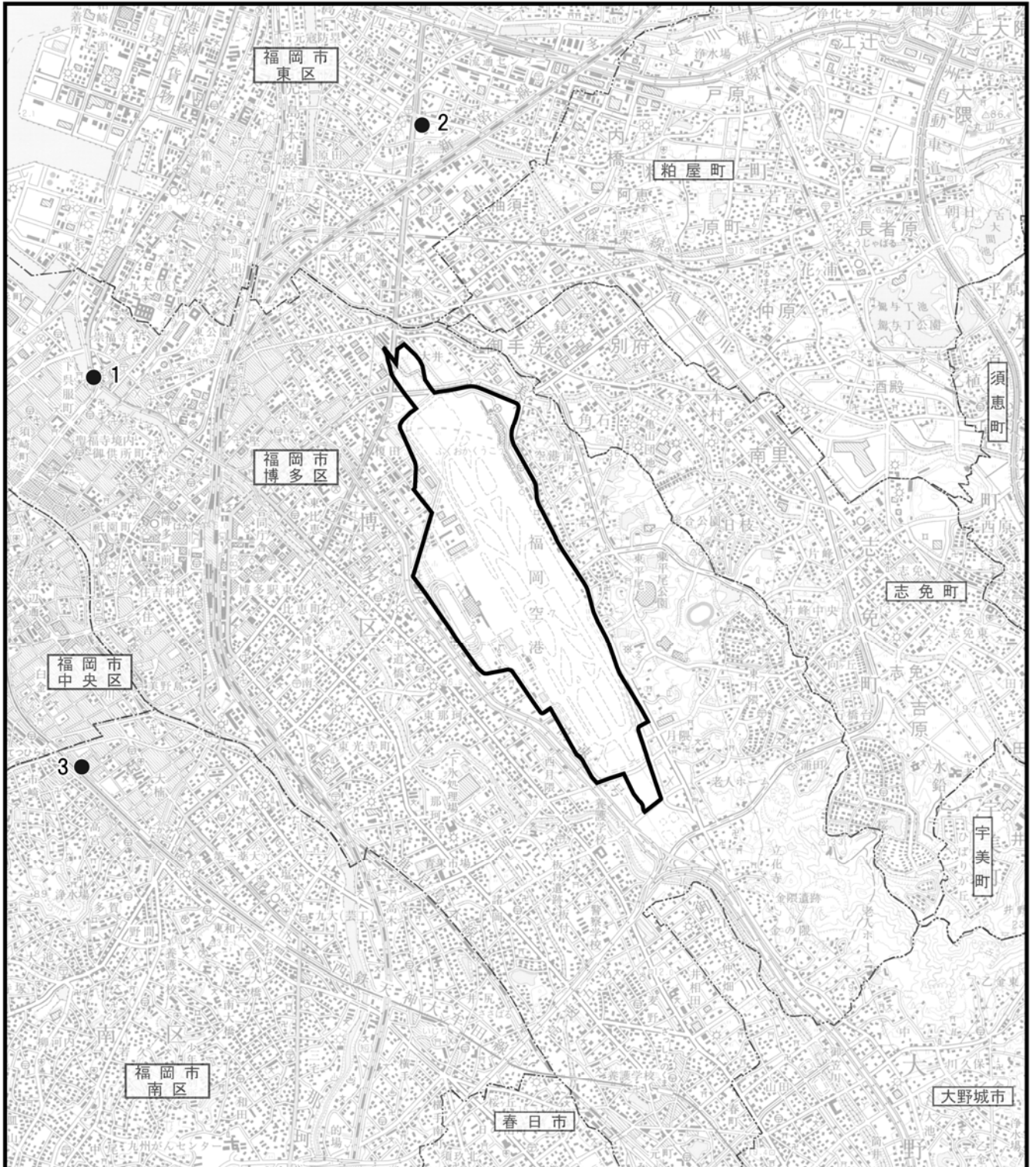
福岡県における悪臭苦情件数は、「平成 26 年版環境白書」によると平成 25 年度で 297 件となっており、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染）の中では大気汚染、騒音、水質汚濁について 4 番目に多い項目となっている。

福岡県における公害苦情件数は、表 3.1.1-22 に示すとおりである。

表 3.1.1-22 福岡県における公害苦情件数(平成 25 年度)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 ・土壌汚染	その他	合計
平成 25	754	384	494	24	297	12	1,133	3,098

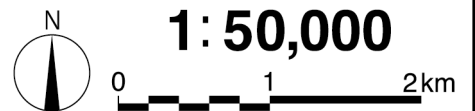
出典：「平成 26 年版 環境白書」（平成 26 年 12 月 福岡県環境部環境政策課）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 振動測定地点

図3.1.1-8 振動測定地点位置図



出典:「平成26年度版 ふくおかの環境」(平成26年9月 福岡市環境局)

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象

1) 河川

事業実施区域周囲の主な河川の概要は、表 3.1.2-1 に示すとおりである。

福岡市内には二級河川以下の中小河川が博多湾に流入しており、事業実施区域周囲が位置する福岡平野周辺には、河川延長 5km 以上の二級河川としては多々良川、宇美川、須恵川、御笠川及び那珂川がある。

福岡空港の空港用地は、概ね北西～南東方向の軸を境にして、北東側の宇美川流域と南西側の御笠川流域となっている。

表 3.1.2-1 主な河川の概況

河川名	河川延長 (m)	流域面積 (km ²)	備考
多々良川	17,800	168.00	終点：博多湾
宇美川	16,860	71.60	終点：多々良川への合流点
須恵川	15,010	23.50	終点：宇美川への合流点
御笠川	23,580	94.00	終点：博多湾
那珂川	34,030	124.00	終点：博多湾

出典：「福岡市統計書(平成 26 年版) 第 2 章 土地・気象」(平成 27 年 3 月 福岡市)

2) 湖沼

事業実施区域周囲には湖沼はない。

(2) 水質

1) 河川水質

事業実施区域周囲の河川における平成 25 年度の水質の測定結果は、表 3.1.2-2 及び表 3.1.2-3 に示すとおりである。また、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

生活環境項目については、福岡空港からの雨水排水が流入している宇美川水系は、上流に位置する地点(地点番号 7、10、11、13、14)において、御笠川水系では板付橋(地点番号 17)において水の汚れの指標である生物化学的酸素要求量(BOD)が環境基準値を満足していない検体がある。下水道の普及率や取水堰の存在がその一因と考えられる。

健康項目については、海水の影響と考えられるほう素と、陸水の影響を受けやすい硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除き環境基準を満足している。

表 3.1.2-2 (1) 河川水質の状況 (生活環境項目)

測定地点 (水域名)	類型	区分	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	
1 多々良川	雨水橋	A	最小～ 最大	7.8～ 8.7	9.4～ 12	0.6～ 1.9	2.1～ 4.3	4～ 11	230～170,000	0.55～ 0.92	0.025～ 0.098	0.005～ 0.010
			平均	8.3	11	1.2 [1.4]	3.3 [3.8]	6	37,000	0.75	0.053	0.007
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	7.5以上	2以下	—	25以下	1,000以下	—	—	—
			m/n	2/12	0/12	0/12	0/12	0/12	10/12	0/12	0/12	0/4
2 多々良川	休也橋	C	最小～ 最大	7.6～ 8.4	5.1～ 12	0.7～ 5.6	3.4～ 9.8	1～ 27	230～49,000	0.71～ 1.7	0.047～ 0.22	0.009～ 0.015
			平均	8.0	9.0	1.8 [1.6]	5.4 [5.3]	7	9,800	1.2	0.11	0.012
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—	—
			m/n	0/12	0/12	1/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/4
3 須恵川	酒殿橋	B	最小～ 最大	7.4～ 9.5	3.5～ 19	1.4～ 9.2	2.7～ 11	2～ 18	490～490	1.6～ 1.7	0.12～ 0.15	0.003～ 0.018
			平均	8.1	10	3.7 [4.3]	5.8 [7.3]	8	490	1.7	0.14	0.009
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—	—
			m/n	2/12	2/12	6/12	0/12	0/12	0/1	0/2	0/2	0/4
4 多々良川	塔の本橋	C	最小～ 最大	7.5～ 7.9	4.5～ 10	0.5～ 2.1	2.5～ 5.8	2～ 15	490～33,000	0.78～ 2.2	0.075～ 0.18	0.012～ 0.016
			平均	7.7	7.6	1.2 [1.8]	4.4 [5.1]	5	7,000	1.3	0.10	0.013
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—	—
			m/n	0/12	1/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/4
5 多々良川	御手洗	C	最小～ 最大	7.7～ 8.6	10～ 12	0.9～ 3.2	2.2～ 4.6	1～ 9	—	—	—	—
			平均	8.1	11	1.7 [1.9]	3.2 [3.2]	4	—	—	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—	—
			m/n	1/4	0/4	0/4	0/4	0/4	—	—	—	—
6 宇美川	別府橋	C	最小～ 最大	7.7～ 8.6	10～ 12	1.1～ 3.4	2.2～ 4.6	1～ 7	—	—	—	—
			平均	8.1	11	1.9 [1.7]	3.2 [3.1]	3	—	—	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—	—
			m/n	1/4	0/4	0/4	0/4	0/4	—	—	—	—
7 亀山新橋	B	B	最小～ 最大	7.4～ 9.3	4.3～ 16	0.7～ 6.4	1.7～ 11	<1～ 110	3,300～3,300	0.48～ 1.9	0.049～ 0.19	0.002～ 0.028
			平均	8.2	10	2.3 [2.8]	5.0 [5.4]	20	3,300	1.2	0.12	0.013
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—	—
			m/n	3/12	1/12	1/12	0/12	2/12	0/1	0/2	0/2	0/4
8 久保田橋上流	B	B	最小～ 最大	7.8～ 8.6	10～ 13	0.8～ 2.2	2.7～ 4.7	2～ 8	—	—	—	—
			平均	8.1	12	1.5 [2.0]	3.4 [3.2]	4	—	—	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	—	—	—	—
			m/n	1/4	0/4	0/4	0/4	0/4	—	—	—	—

注1) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。なお、環境基準が適用されない項目については、記載していない。

注2) BOD及びCODの平均欄の〔〕は、日間平均値の75%値(年間における日間平均値の全データを、値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値)を示す。

注3) ■は、環境基準値を満足しない検体がある項目を示す。

出典:「平成26年版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

表 3.1.2-2 (2) 河川水質の状況 (生活環境項目)

測定地点 (水域名)	類型	区分	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	
9	志免橋上流	B	最小～ 最大	7.8～ 8.6	10～ 13	0.8～ 2.8	2.3～ 4.0	2～ 5	—	—	—	—
			平均	8.2	12	1.8 [2.2]	3.2 [4.0]	4	—	—	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	—	—	—	—
			m/n	1/4	0/4	0/4	0/4	0/4	—	—	—	—
10	多々良川 宇美川 田富橋	B	最小～ 最大	7.4～ 8.6	11～ 14	1.0～ 3.2	2.0～ 4.6	1～ 10	—	—	—	—
			平均	7.9	12	2.3 [2.6]	3.1 [3.2]	4	—	—	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	—	—	—	—
			m/n	1/4	0/4	1/4	0/4	0/4	—	—	—	—
11	宇美川合流前	B	最小～ 最大	7.4～ 8.4	11～ 17	1.1～ 3.1	—	4～ 6	330～13,000	0.56～ 1.2	—	—
			平均	7.9	13	2.1 [2.2]	—	6	3,800	0.91	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—	—
			m/n	0/4	0/4	1/4	—	0/4	1/4	0/4	—	—
12	多々良川 下流	B	最小～ 最大	8.1～ 8.6	12～ 13	1.2～ 2.1	2.2～ 6.1	2～ 7	—	—	—	—
			平均	8.4	13	1.8 [2.1]	4.0 [4.3]	5	—	—	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	—	—	—	—
			m/n	1/4	0/4	0/4	0/4	0/4	—	—	—	—
13	坂瀬川 上流	B	最小～ 最大	8.0～ 9.3	11～ 13	1.8～ 3.2	2.7～ 5.0	2～ 3	—	—	—	—
			平均	8.4	12	2.5 [2.6]	4.0 [4.3]	2	—	—	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	—	—	—	—
			m/n	1/4	0/4	1/4	0/4	0/4	—	—	—	—
14	多々良川 井野川 井野川 一石井 井堰	B	最小～ 最大	7.4～ 8.4	10～ 13	1.0～ 4.3	2.2～ 5.8	1～ 8	—	—	—	—
			平均	8.0	12	2.7 [2.9]	3.8 [3.9]	4	—	—	—	—
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	—	—	—	—
			m/n	0/4	0/4	1/4	0/4	0/4	—	—	—	—
15	御笠川 千鳥橋	D	最小～ 最大	7.1～ 7.8	6.9～ 8.8	0.9～ 3.0	5.5～ 7.5	1～ 5	2,300～49,000	3.5～ 7.8	0.27～ 1.1	0.015～ 0.029
			平均	7.4	7.9	1.3 [1.5]	6.3 [6.4]	2	18,000	5.5	0.63	0.022
			環境 基準	6.0以上 8.5以下	2以上	8以下	—	100以下	—	—	—	—
			m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12

注1) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。なお、環境基準が適用されない項目については、記載していない。
 注2) BOD及びCODの平均欄の〔 〕は、日間平均値の75%値(年間における日間平均値の全データを、値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値)を示す。
 注3) ■は、環境基準値を満足しない検体がある項目を示す。
 出典:「平成26年版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

表 3.1.2-2 (3) 河川水質の状況 (生活環境項目)

測定地点 (水域名)	類型	区分	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	
16	御笠川 金島橋	D	最小～ 最大	6.9～ 7.4	7.2～ 10	0.8～ 2.1	5.3～ 7.8	1～ 3	330～ 33,000	5.5～ 8.5	0.23 ～0.96	0.018～ 0.030
			平均	7.1	8.9	1.3 [1.4]	6.4 [6.8]	2	11,000	6.3	0.57	0.024
			環境 基準	6.0以上 8.5以下	2以上	8以下	—	100以下	—	—	—	—
			m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
17	板付橋	B	最小～ 最大	7.6～ 8.6	9.7～ 12	0.5～ 3.2	1.7～ 6.7	1～ 13	230～ 33,000	0.21～ 1.0	0.024～ 0.060	0.006～ 0.011
			平均	8.0	11	1.3 [1.4]	3.2 [3.4]	4	6,800	0.72	0.035	0.008
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—	—
			m/n	1/12	0/12	1/12	0/12	0/12	5/12	0/12	0/12	0/12
18	御笠川 諸岡橋	D	最小～ 最大	8.0～ 8.8	8.4～ 12	1.0～ 2.2	2.1～ 5.1	1～ 5	2,300～70,000	0.45～ 0.90	0.015～ 0.033	0.009～ 0.017
			平均	8.3	11	1.5 [1.6]	3.5 [3.6]	3	26,000	0.69	0.025	0.013
			環境 基準	6.0以上 8.5以下	2以上	8以下	—	100以下	—	—	—	—
			m/n	1/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
19	那珂川 住吉橋	B	最小～ 最大	7.3～ 7.8	6.7～ 11	0.5～ 2.9	2.1～ 5.8	3～ 28	130～ 13,000	0.58～ 2.0	0.045～ 0.21	0.006～ 0.013
			平均	7.5	8.2	1.1 [1.3]	3.7 [4.0]	8	5,000	1.2	0.12	0.009
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—	—
			m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	1/12	4/12	0/12	0/12	0/4
20	那珂川 塩原橋	A	最小～ 最大	7.4～ 8.1	7.6～ 12	0.5～ 1.5	1.5～ 3.7	2～ 23	490～ 70,000	0.52～ 0.83	0.019～ 0.054	0.005～ 0.009
			平均	7.7	10	1.0 [1.0]	2.6 [2.9]	11	11,000	0.69	0.034	0.007
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	7.5以上	2以下	—	25以下	1,000以下	—	—	—
			m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	9/12	0/12	0/12	0/4
21	那珂川 薬院新川 天神橋	C	最小～ 最大	7.5～ 7.9	7.3～ 9.7	1.2～ 2.1	2.6～ 5.6	1～ 3	1,700～ 79,000	0.56～ 0.97	0.041～ 0.086	0.009～ 0.036
			平均	7.7	8.6	1.6 [1.7]	4.0 [4.0]	2	23,000	0.85	0.060	0.017
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—	—
			m/n	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
22	那珂川 若久川 天代橋	C	最小～ 最大	7.1～ 7.5	7.7～ 9.9	0.7～ 2.1	3.4～ 5.3	3～ 14	1,100～ 79,000	0.80～ 1.3	0.038～ 0.10	0.006～ 0.020
			平均	7.4	8.9	1.3 [1.3]	4.0 [3.7]	7	25,000	1.1	0.059	0.012
			環境 基準	6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—	—
			m/n	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4

注1) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。なお、環境基準が適用されない項目については、記載していない。
 注2) BOD及びCODの平均欄の〔 〕は、日間平均値の75%値(年間における日間平均値の全データを、値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値)を示す。
 注3) ■は、環境基準値を満足しない検体がある項目を示す。
 出典:「平成26年版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

表 3.1.2-3 (1) 河川水質の状況 (健康項目)

測定地点〔水域名〕 項目		1	2	3	4	7	15	16
		多々良川	多々良川	須恵川	多々良川	宇美川	御笠川	
		雨水橋	休也橋	酒殿橋	塔の本橋	亀山新橋	千鳥橋	金島橋
カドミウム	最大値	—	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
全シアン	最大値	—	—	ND	—	ND	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
鉛	最大値	<0.001	<0.001	<0.005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
六価クロム	最大値	—	—	<0.02	—	<0.02	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
砒素	最大値	<0.001	<0.001	<0.005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
総水銀	最大値	—	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
アルキル水銀	最大値	—	—	ND	—	ND	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
PCB	最大値	—	—	—	—	—	—	—
	m/n	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	最大値	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
四塩化炭素	最大値	—	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
1,2-ジクロロエタン	最大値	—	—	<0.0004	—	<0.0004	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
1,1-ジクロロエチレン	最大値	—	—	<0.01	—	<0.01	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
シス1,2-ジクロロエチレン	最大値	—	—	<0.004	—	<0.004	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	最大値	—	—	<0.1	—	<0.1	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	最大値	—	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
トリクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
テトラクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
1,3-ジクロロプロペン	最大値	—	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
チウラム	最大値	—	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
シマジン	最大値	—	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
チオベンカルブ	最大値	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
ベンゼン	最大値	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
セレン	最大値	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	最大値	0.61	0.52	0.99	0.66	0.61	2.5	3.5
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	1/1	0/1
ふっ素	最大値	<0.08	0.55	0.10	0.36	0.09	0.43	0.11
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
ほう素	最大値	0.02	2.6	<0.1	1.7	<0.1	2.1	0.17
	m/n	0/1	1/1	0/1	1/1	0/1	1/1	0/1
1,4-ジオキサン	最大値	—	—	<0.005	—	<0.005	—	—
	m/n	—	—	0/1	—	0/1	—	—

注1) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。

注2) 地点番号は、図3.1.2-1中の地点に対応する。5~6及び8~14は健康項目の測定が行われていない地点である。

出典:「平成26年版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

表 3.1.2-3 (2) 河川水質の状況 (健康項目)

項目		測定地点〔水域名〕		17	18	19	20	21	22
		御笠川		御笠川諸岡川	那珂川		那珂川薬院新川	那珂川若久川	
		板付橋	諸岡橋	住吉橋	塩原橋	天神橋	天代橋		
カドミウム	最大値	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
全シアン	最大値	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
鉛	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
六価クロム	最大値	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
砒素	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
総水銀	最大値	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
アルキル水銀	最大値	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
PCB	最大値	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
ジクロロメタン	最大値	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
四塩化炭素	最大値	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
1,2-ジクロロエタン	最大値	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
1,1-ジクロロエチレン	最大値	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
シス1,2-ジクロロエチレン	最大値	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
1,1,1-トリクロロエタン	最大値	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
1,1,2-トリクロロエタン	最大値	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
トリクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
テトラクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
1,3-ジクロロプロペン	最大値	—	—	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
チウラム	最大値	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
シマジン	最大値	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
チオベンカルブ	最大値	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
ベンゼン	最大値	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
セレン	最大値	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	最大値	0.62	0.86	0.51	0.65	0.34	1.1		
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1		
ふっ素	最大値	<0.08	<0.08	0.49	<0.08	0.58	0.09		
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1		
ほう素	最大値	0.02	0.02	2.4	0.01	2.5	0.19		
	m/n	0/1	0/1	1/1	0/1	1/1	0/1		
1,4-ジオキサン	最大値	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	m/n	—	—	0/1	0/1	0/1	0/1		

注1) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。

注2) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。5~6 及び 8~14 は健康項目の測定が行われていない地点である。

出典:「平成 26 年版公害関係測定結果」(平成 27 年 2 月 福岡県)

2) ダイオキシン類

事業実施区域周囲の河川における平成 25 年度のダイオキシン類に関する公共用水域水質の測定結果は、表 3.1.2-4 に示すとおりである。また、測定地点は図 3.1.2-1 (地点番号 2、4 及び 15) に示すとおりである。全ての地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-4 ダイオキシン類測定結果 (河川水質・平成 25 年度)

測定地点			年平均値 (pg-TEQ/L)	環境基準	環境基準 との比較
2	須恵川	休也橋	0.22	1pg-TEQ/L 以下であること。	○
4	宇美川	塔の本橋	0.22		○
15	御笠川	千鳥橋	0.10		○

出典：「ダイオキシン類の調査結果」(福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>)

(3) 地下水の水位及び水質

1) 地下水の水質の状況

事業実施区域周囲における平成 25 年度の井戸の地下水の水質測定結果は、表 3.1.2-5 及び表 3.1.2-6 に示すとおりであり、測定地点は図 3.1.2-2 に示すとおりである。

地下水に関しては、全体的な地下水質の概況把握を目的とした概況調査（市域 1～2km² メッシュにつき 1 井戸）と、過去の概況調査等で汚染が確認された地点の継続監視調査が行われている。

調査結果によると、継続監視調査では六価クロム及び 1,2-ジクロロエチレンが 1 地点で、テトラクロロエチレンが 2 地点で環境基準を満足していない。

表 3.1.2-5 地下水の水質の状況（概況調査）

単位：mg/L

測定項目	A	B	C	環境基準値
	東区多々良	博多区半道橋	南区清水	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
PCB	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.004 以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.4	0.025	3.1	10 以下
ふっ素	<0.1	<0.1	<0.1	0.8 以下
ほう素	0.10	<0.02	0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
用途	家庭用雑用	家庭用飲用	家庭用雑用	

注) 〇は環境基準を超過していることを示す。

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度版」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

表 3.1.2-6 地下水の水質の状況（継続監視調査）

単位：mg/L

測定項目	1	2	3	4	5	6	環境基準値
	原田	井尻	中尾	博多駅南 ①	博多駅南 ②	博多駅南 ③	
六価クロム	-	-	-	0.4	<0.005	<0.005	0.05 以下
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	0.0008	-	-	-	0.002 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.0005	0.0077	0.050	-	-	-	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	1 以下
トリクロロエチレン	<0.002	0.010	0.013	-	-	-	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.0021	0.022	0.14	-	-	-	0.01 以下

注) 〇は環境基準を超過していることを示す。

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度版」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

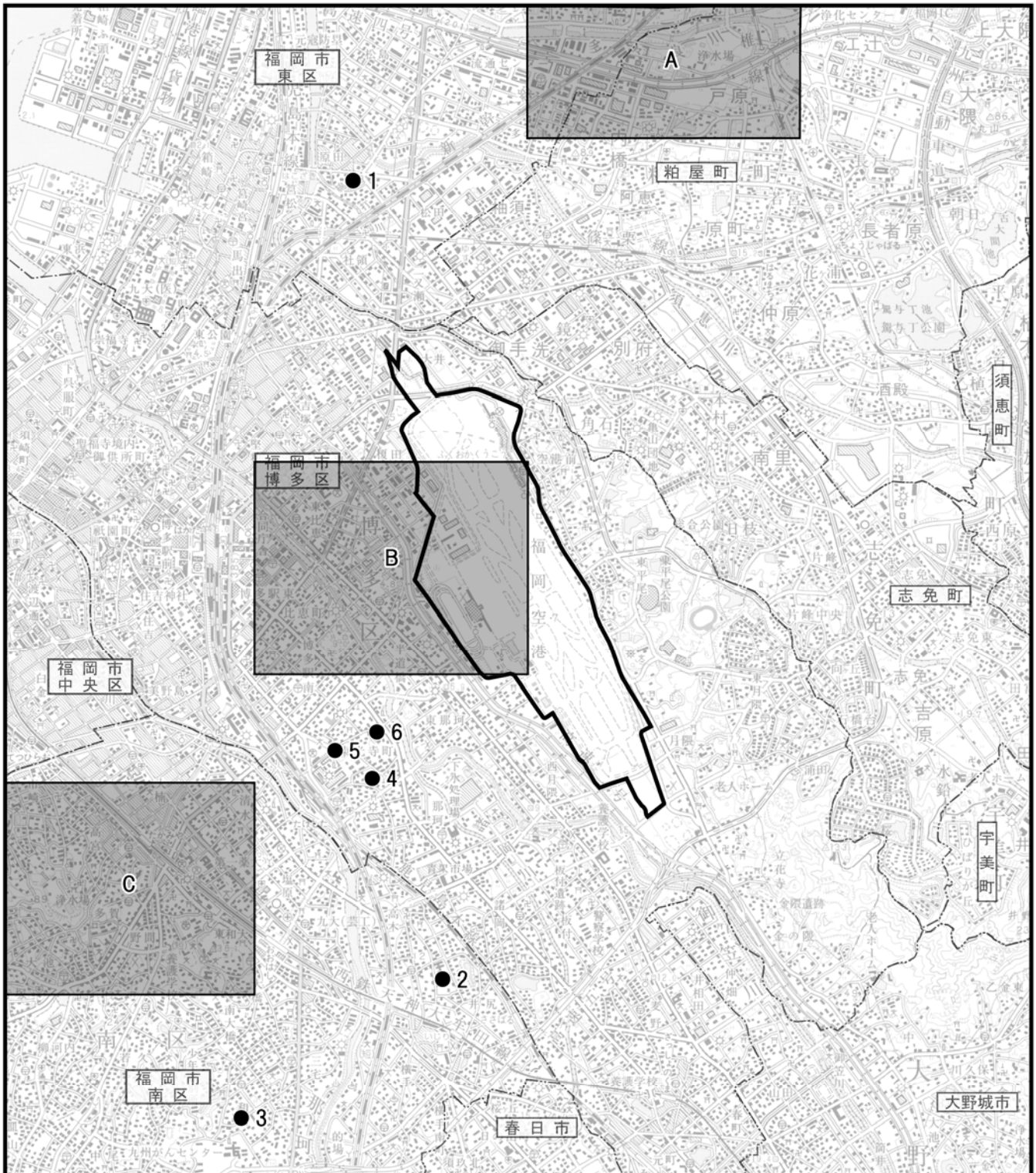
2) ダイオキシン類

事業実施区域周囲における平成 25 年度のダイオキシン類に関する地下水の測定結果は、表 3.1.2-7 に示すとおりである。全ての地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-7 ダイオキシン類測定結果（地下水・平成 25 年度）

測定局名	年平均値	環境基準	環境基準との比較
	(pg-TEQ/m ³)		
福岡市東区	0.065	1pg-TEQ/m ³ 以下であること。	○
福岡市博多区	0.065		○
福岡市中央区	0.070		○
福岡市南区	0.070		○

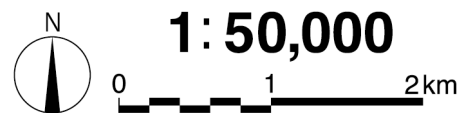
出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- - - - - : 区界
- A : 地下水測定地点 (概況調査)
- : 地下水測定地点 (継続監視調査)

図3.1.2-2 水質測定位置図(地下水)



出典:「福岡市水質測定結果報告書 平成25年度版」(福岡市ホームページ)

(4) 水底の底質の状況

1) 河川底質

事業実施区域周囲の河川における平成 25 年度の水底の底質の測定結果は、表 3.1.2-8 に示すとおりである。また、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀及び PCB は、基準値を満足している。

表 3.1.2-8 水底の底質の状況

測定項目	測定地点	1	2	4	15	16	17	19	20
		多々良川	須恵川	宇美川	御笠川			那珂川	
		雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	住吉橋	塩原橋
pH	(-)	7.7	7.4	7.5	7.5	7.7	7.6	7.5	7.3
COD	(mg/g)	1.1	2.3	5.3	37	0.6	<0.5	5.7	0.8
乾燥減量	(%)	20	20	23	46	21	12	18	20
強熱減量	(%)	2.2	1.0	1.9	10	0.8	0.3	2.1	0.5
硫化物	(mg/kg)	5	13	58	1300	<1	5	9	4
有機炭素	(mg/g)	2.0	1.3	4.5	37	0.5	0.3	1.9	0.4
全窒素	(mg/kg)	210	210	380	2500	170	110	280	140
全りん	(mg/kg)	230	170	260	1100	250	130	240	100
カドミウム	(mg/kg)	0.16	<0.05	0.10	0.40	<0.05	<0.05	0.08	0.05
シアン	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
有機りん	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
鉛	(mg/kg)	12	5.1	10	39	3.2	2.2	7.7	4.7
総クロム	(mg/kg)	62	10	17	28	2	2	9	7
六価クロム	(mg/kg)	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2
ひ素	(mg/kg)	2.5	1.4	1.9	5.3	0.8	<0.8	1.9	0.7
総水銀	(mg/kg)	0.04	0.01	0.03	0.15	<0.01	<0.01	0.02	<0.01
アルキル水銀	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

注 1) pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固形物当たりの濃度。

注 2) 暫定除去基準値は、総水銀 25mg/kg 以上、PCB10mg/kg 以上である。

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度版」（福岡市ホームページ、<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

2) ダイオキシン類

事業実施区域周囲の河川における平成 25 年度のダイオキシン類に関する公共用水域底質の測定結果は、表 3.1.2-9 に示すとおりである。また、測定地点は図 3.1.2-1（地点番号 2、4 及び 15）に示すとおりである。全ての地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-9 ダイオキシン類測定結果（河川底質・平成 25 年度）

測定地点		年平均値 (pg-TEQ/g)	環境基準	環境基準 との比較
2	須恵川 休也橋	2.2	150pg-TEQ/g 以下であること。	○
4	宇美川 塔の本橋	1.2		○
15	御笠川 千鳥橋	5.5		○

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

事業実施区域周囲の土壌の分布状況は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

事業実施区域周囲は、市街地その他がほとんどであり、福岡空港東側の丘陵地に乾性褐色森林土や褐色森林土・黄褐色系が分布している他は、灰色低地土壌が点在している。

また、事業実施区域周囲において「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく特定有害物質によって汚染されている区域が指定されている。その指定状況は表 3.1.3-1 に示すとおりである。

表 3.1.3-1 特定有害物質による区域の指定状況

整理番号	指定年月日	指定番号	特定区域の所在地	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
整-16-1	平成 17 年 3 月 14 日	形-1 号	博多区博多駅南 5 丁目 83 番 2	264.46m ²	六価クロム化合物
整-24-4	平成 24 年 11 月 29 日	形-9 号	東区東浜 1 丁目 129 番の一部	789.7m ²	シアン化合物 砒素及びその化合物
整-25-2	平成 25 年 7 月 22 日	形-11 号	南区那の川 1 丁目 9 号 2 番 1 の一部	203.6m ²	テトラクロロエチレン

出典：「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/index.html>）

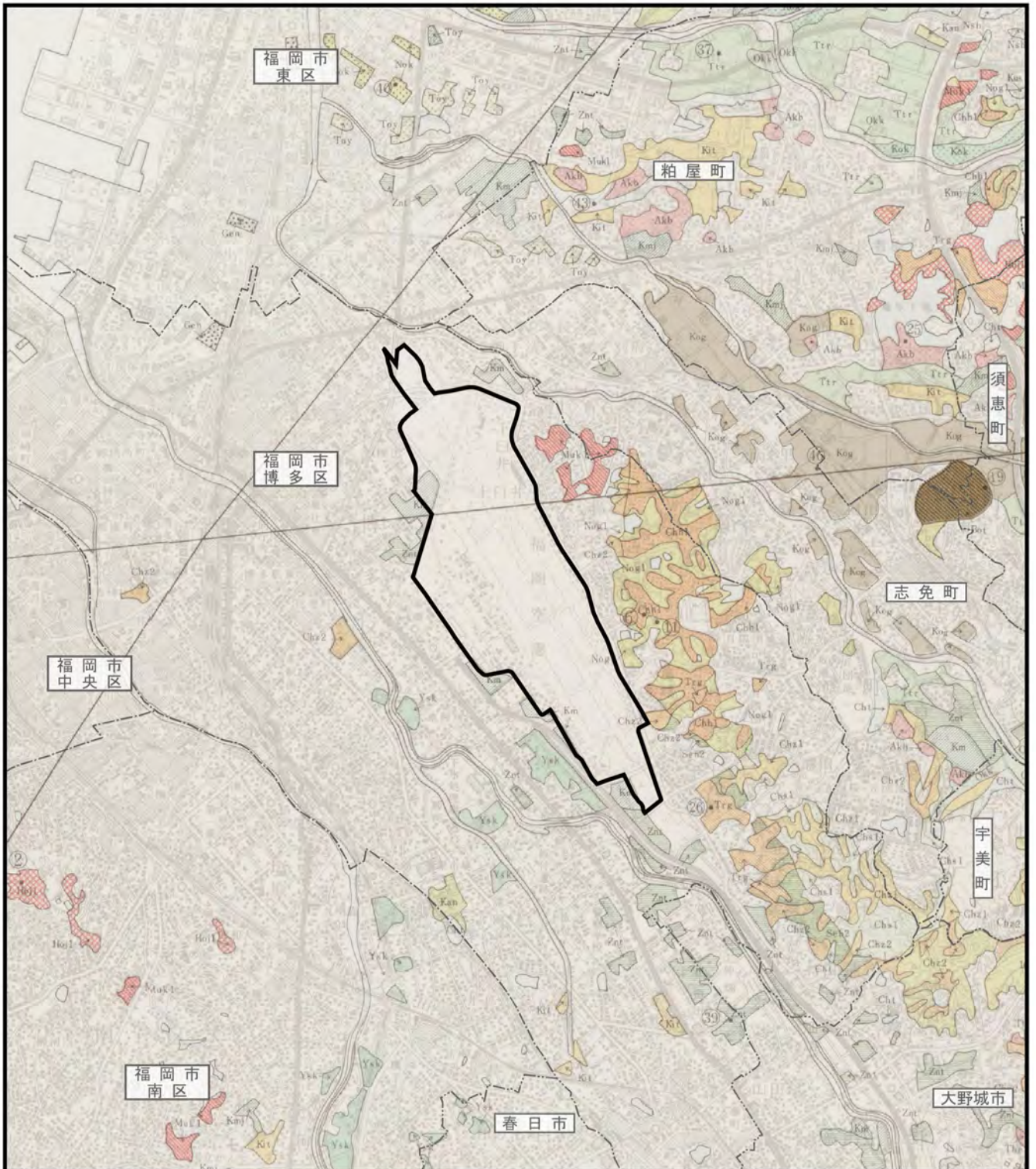
また、「平成 25 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（平成 26 年 12 月 環境省 水・大気環境局 <http://www.env.go.jp/water/jiban/gaikyo/gaikyo25.pdf>）によると、事業実施区域周囲においては地盤沈下の影響は見受けられない。

なお、事業実施区域周囲におけるダイオキシン類に関する土壌の測定結果は、表 3.1.3-2 に示すとおりである。全ての地点において環境基準を満足している。

表 3.1.3-2 ダイオキシン類測定結果（土壌・平成 25 年度）

測定地点	毒性等量 (pg-TEQ/g)	環境基準	環境基準との比較
福岡市博多区金の隈	0.049	1,000pg-TEQ/g 以下であること。	○
福岡市中央区白金	0.0095		○
福岡市南区向野	1.1		○

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>）



凡例 : 対象事業実施区域

: 市町村界

: 区界

図3.1.3-1 土壌図

【山地および丘陵地の土壌】

乾性褐色森林土・赤色系	宗像1統	Mok1
	方城1統	Hof1
乾性褐色森林土	筑前1統	Chz1
	筑前2統	Chz2
	筑豊1統	Chz1
褐色森林土・黄褐色系	脊振2統	Ssh2
	糸島1統	Iti1
	筑紫1統	Chs1
	直方1統	Hof1

【台地および低地の土壌】

砂丘未熟土壌	玄海統
石炭鉱滓堆積土壌	ボ夕統
細粒赤色土壌	唐原統
	赤羽根統
細粒黄色土壌	鶴木山統
硬質灰低地土壌(灰色系)	追子野木統
	国領統
細粒灰色低地土壌(灰褐色系)	金田統
	多々良統

中粗粒灰色低地土壌(灰褐色系)	安木統
	善通寺統
	納倉統
	千年統
	北多久統
	鴨島統
	加茂統
	豊中統
	鉱害復旧田

【その他】

市街地その他

出典：土地分類基本調査図(土壌図) (昭和59年3月 福岡県)



1:50,000

0 1 2km

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形

事業実施区域周囲の地形分類は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

事業実施区域周囲は、福岡県の北西部に位置し、博多湾へ開口する多々良川、御笠川、那珂川などにより形成される福岡平野にある。福岡空港の東側に丘陵地が広がるが、谷底平野、扇状地、三角州等の平野、海浜砂丘、砂浜といった低地が大部分である。

(2) 地質

事業実施区域周囲の表層地質は、図 3.1.4-2 に示すとおりである。

福岡県は中部地方から紀伊半島、四国を経て九州へ至る中央構造線の北側に位置し、西南日本内帯に属する。事業実施区域周囲は大部分が沖積層の砂・泥・礫である。その他、砂岩・シルト岩、黒雲母花崗岩が丘陵地に見られる。

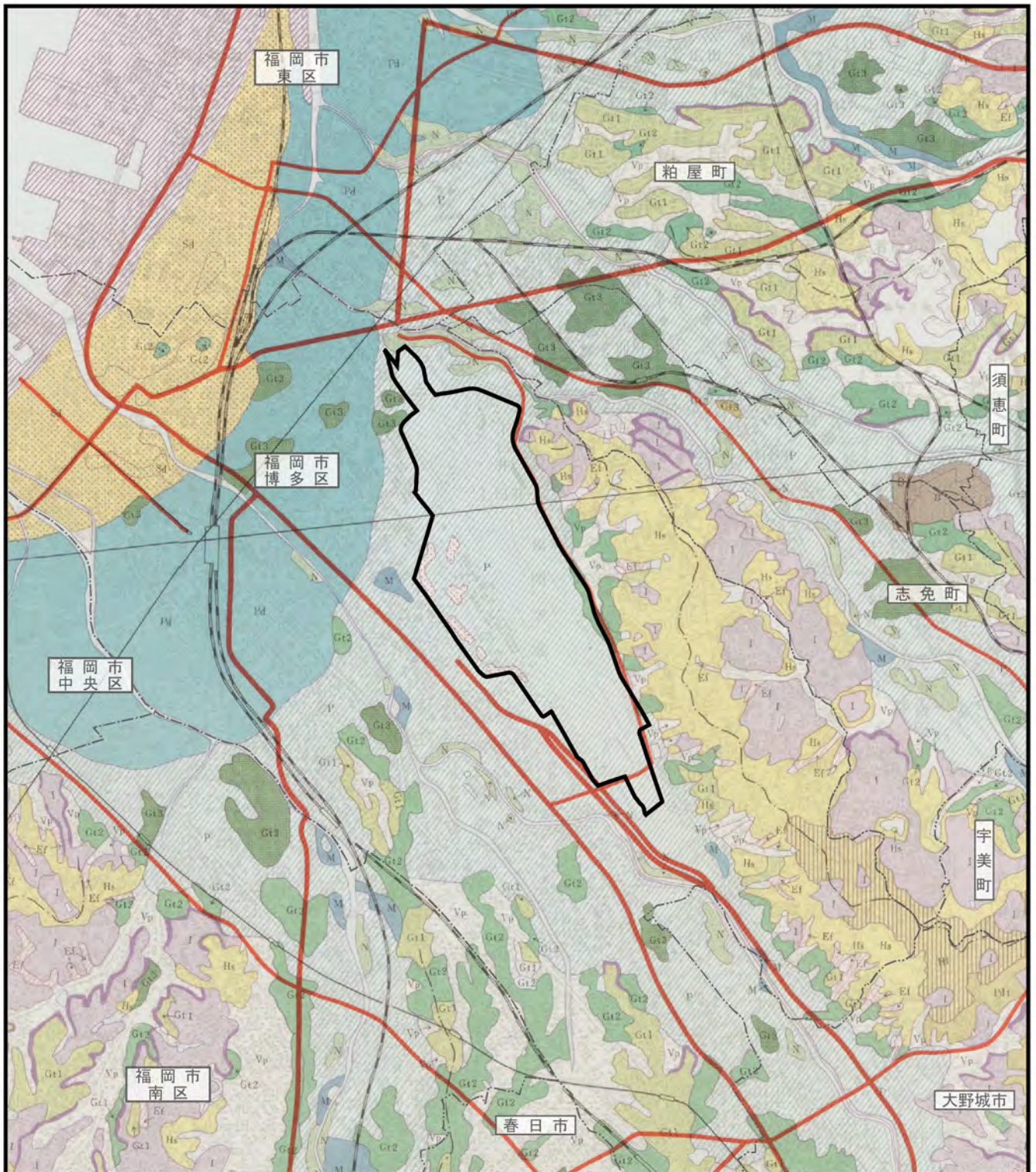
また、対象事業実施区域には月隈断層及び東平尾断層の二つの断層が通過している。

(3) 重要な地形・地質等

事業実施区域周囲において、表 3.1.4-1 に示す学術上又は希少性の観点から選定された重要な地形及び地質はない。

表 3.1.4-1 重要な地形及び地質の選定基準

選定基準	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
②	「福岡県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月 1 日条例第 25 号)に基づく県の名勝・天然記念物
③	「日本の地形レッドデータブック第 1 集(新装版)ー危機にある地形ー」(平成 12 年 12 月 小泉武栄、青木賢人)において指摘されている地形及び地質
④	「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 福岡県」(平成元年 環境庁)において自然景観資源として掲載されているもの



凡例 : 対象事業実施区域 - - - - - : 市町村界 - - - - - : 区界

図3.1.4-1 地形分類図

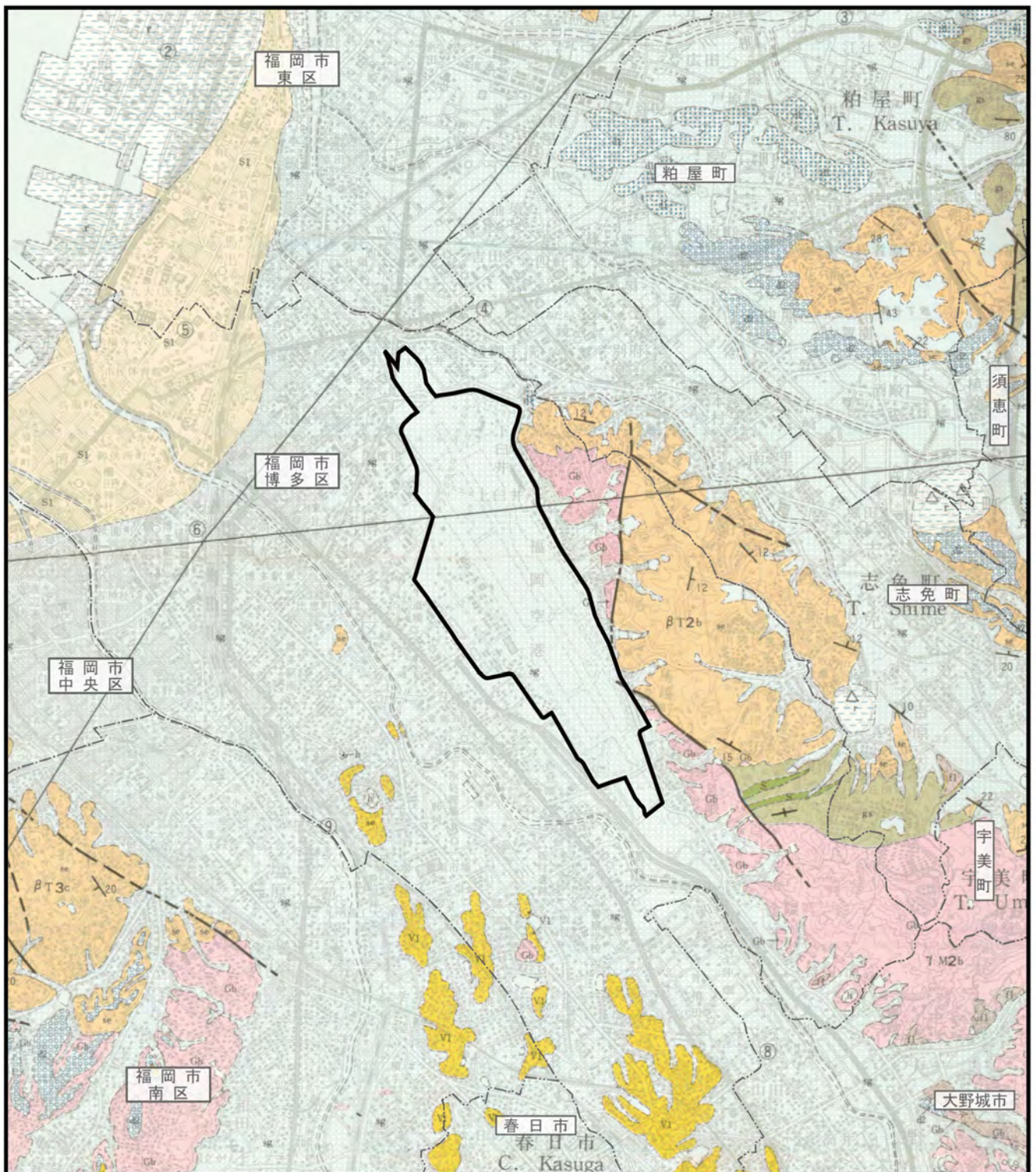
<p>【山麓地】 山麓地 (起伏量100m以下) Pd1</p> <p>【丘陵地】 丘陵地 I (起伏量100~200m) Hs1</p> <p> 丘陵地 II (起伏量100m以下) Hs2</p> <p>【台地】 砂礫台地 I (中~高位段丘) Gt1</p> <p> 砂礫台地 II (低位段丘) Gt2</p> <p> 砂礫台地 III (低位段丘) Gt3</p>	<p>【低地】 土石流堆積面 Et1</p> <p> 谷底平野 Vp</p> <p> 平野 (扇状地) P</p> <p> 平野 (三角洲) M</p> <p> 自然堤防 N</p> <p> 湿地、旧河道、河道 A</p> <p> 海浜砂丘、砂浜 Sd</p>	<p>【その他】 ボタ山 B</p> <p> 池、河川 I</p> <p> 人口改变地 (宅地砕石) I</p> <p> 人工盛土 I</p> <p> 埋立地 I</p> <p> 崖面 I</p> <p> 主要分水界 I</p> <p> 国道 I</p> <p> 主要地方道 I</p> <p> 地形界 I</p>
--	--	--



1:50,000

0 1 2km

出典: 土地分類基本調査図(地形分類図) (昭和59年3月 福岡県)



凡例

: 対象事業実施区域
 - - - - - : 市町村界
 - - - - - : 区界

- 人工埋積地
(埋立地・主要ボタ山)
- 砂・泥・礫
(沖積層)
- 人工埋積土
(古代遺跡・遺構)
- 砂
(海浜砂層・砂丘砂層)
- 砂礫・砂屑物
(新湖扇状地及山麓堆積物)
- 礫・砂・粘土
(低位段丘面構成層)
- 火山灰
(含粘土・中位段丘面構成層2)
- 礫・砂・粘土
(中位段丘面構成層1)

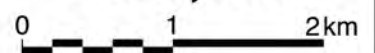
- 砂岩・シルト岩
(含礫岩・凝灰質シルト岩・石灰)
- 黒雲母花崗岩
(両雲母花崗岩を含む)
- 蛇紋岩
- 緑色片岩

- 主要ボタ山
- 走行・傾斜
- 断層
- 温泉

図3.1.4-2 表層地質図



1:50,000



出典: 土地分類基本調査図(表層地質図)
(昭和59年3月 福岡県)

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

1) 哺乳類

事業実施区域周囲における哺乳類の生息状況については、福岡市が実施した調査等がある。これらの概要は表 3.1.5-1 に示すとおりであり、7 目 11 科 23 種の哺乳類が確認されている。重要な種はハタネズミ、スミスネズミ、カヤネズミ、キツネ、イタチ等の 9 種が確認された。

表 3.1.5-1 事業実施区域周囲の哺乳類

No.	目と名	科と名	種と名	報告書等					選定基準				
				①	②	③	④	⑤	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針
1	モグラ目	トガリネズミ科	ジネズミ			●							
2		モグラ科	ヒミズ			●							
3			コウベモグラ	●	●	●	●						
4	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ			●							
5		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	●	●	●	●						
6			ヤマコウモリ					●		VU	VU		
7			テングコウモリ					●			VU		
8	サル目	オナガザル科	ニホンザル					●			NT	掲載種	
9	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ		●	●							
10	ネズミ目	ネズミ科	スミスネズミ					●			NT	掲載種	
11			ハタネズミ					●			NT	掲載種	
12			アカネズミ	●	●	●							
13			ヒメネズミ			●							
14			カヤネズミ			●			●			VU	掲載種
15			ハツカネズミ			●	●						
-					ネズミ科		●	●					
16	ネコ目	イヌ科	タヌキ		●	●	●						
17			キツネ		●	●		●				NT	
18			イタチ科	テン		●	●						
19			チョウセンイタチ		●	●							
20			イタチ			●		●			NT	掲載種	
-				イタチ属	●	●	●						
21			アナグマ			●						掲載種	
-				イタチ科			●						
22			ネコ科	ネコ		●							
23		ウシ目	イノシシ科	イノシシ		●	●						
計	7目	11科	23種	4種	13種	20種	3種	8種	0種	0種	1種	8種	6種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ① 「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」 (平成 13 年 3 月 福岡市環境局)
- ② 「平成 19 年度 自然環境調査結果 (ほ乳類・は虫類・両生類)」 (平成 20 年 3 月 福岡市環境局)
- ③ 「平成 24 年度 自然環境調査結果 (ほ乳類・は虫類・両生類)」 (平成 25 年 3 月 福岡市環境局)
- ④ 「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」 (平成 19 年 2 月 福岡市環境局)
- ⑤ 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」 (平成 23 年 11 月 福岡県)

注 2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
 環 RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 1 哺乳類」 (平成 26 年 9 月 環境省)
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 県 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」 (平成 23 年 11 月 福岡県)
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 市指針：「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」 (平成 19 年 2 月 福岡市環境局)
 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

2) 鳥類

事業実施区域周囲における鳥類の生息状況については、福岡市が実施した調査等がある。これらの概要は表 3.1.5-2 に示すとおりであり、17 目 50 科 231 種の鳥類が確認されている。重要な種はチュウサギ、ケリ、コアジサシ、オオヨシキリ等の 91 種が確認された。

表 3.1.5-2 (1) 事業実施区域周囲の鳥類

No.	目名	科名	種名	報告書等									選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
1	アビ目	アビ科	オオハム			●											
2			シロエリオオハム			●											
3	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ			●	●	●		●							NT
4			ハジロカイツブリ			●											
5			アカエリカイツブリ		●	●											VU
6			カンムリカイツブリ	●	●	●											NT
7	ペリカン目	カツオドリ科	カツオドリ			●											
8		ウ科	カワウ	●		●	●										
9			ウミウ			●											
10			ヒメウ			●											EN
11	コウノトリ目	サギ科	サンカノゴイ		●	●											EN
12			ヨシゴイ		●	●											NT
13			オオヨシゴイ	●		●											CR
14			ミゾゴイ		●	●											VU
15			ゴイサギ			●	●	●									
16			ササゴイ		●	●	●	●									NT
17			アカガシラサギ			●											
18			アマサギ		●	●		●									NT
19			ダイサギ			●	●	●									
20			チュウサギ	●	●	●	●	●									NT
21			コサギ		●	●	●	●									NT
22			カラシラサギ	●	●	●	●	●									NT
23			クロサギ		●	●	●	●									EN
24			アオサギ		●	●	●	●									NT
25		トキ科	ヘラサギ	●	●	●	●	●									DD
26			クロツラヘラサギ	●	●	●	●	●									EN
27	カモ目	カモ科	コクガン			●							天				EN
28			ツクシガモ	●	●	●											VU
29			オシドリ	●	●	●		●									DD
30			マガモ			●	●	●		●	●						NT
31			カルガモ			●	●	●									
32			コガモ			●	●	●		●							
33			トモエガモ	●	●	●		●									VU
34			ヨシガモ			●											VU
35			オカヨシガモ			●	●	●									
36			ヒドリガモ	●		●	●	●		●							
37			アメリカヒドリ			●	●	●									
38			オナガガモ			●	●	●									
39			シマアジ			●											
40			ハシビロガモ			●	●	●		●							
41			ホシハジロ			●	●	●		●							
42			キンクロハジロ			●	●	●									
43			スズガモ			●											
44			クロガモ			●											VU
45			ヒロードキンクロ			●											
46			シノリガモ	●	●	●											VU
47			ホオジロガモ		●	●											VU
48			ミコアイサ			●											VU
49			ウミアイサ			●											
50			カワアイサ			●											
51	タカ目	タカ科	ミサゴ	●		●											NT
52			ハチクマ	●	●	●	●										NT
53			トビ	●		●	●										NT
54			オオタカ		●	●	●							国内			NT
55			アカハラダカ			●											NT
56			ハイタカ	●		●	●										NT
57			ノスリ		●	●	●										NT
58			サシバ	●	●	●	●	●									VU
59			チュウヒ		●	●											EN
60			ハイイロチュウヒ			●											CR
61		ハヤブサ科	ハヤブサ	●	●	●								国内			VU
62			チゴハヤブサ			●											VU
63			アカアシチュウゲンボウ			●											
64			チュウゲンボウ			●											
65	キジ目	キジ科	ウズラ		●	●											VU
66			ヤマドリ		●	●											DD
67	ツル目	クイナ科	クイナ		●	●											VU
68			ヒクイナ	●	●	●											NT
69			バン			●	●	●		●							NT
70			オオバン			●	●	●									
71	チドリ目	タマシギ科	タマシギ		●	●											VU
72		ミヤコドリ科	ミヤコドリ		●	●											NT
73		チドリ科	ハジロチドリ			●											VU
74			コチドリ			●											
75			イカルチドリ	●	●	●	●										VU
76			シロチドリ			●											VU
77			メダイチドリ			●											
78			オオメダイチドリ			●											
79			ダイゼン			●											
80			ケリ	●	●	●	●										DD
81			ダゲリ			●											NT

表 3.1.5-2 (2) 事業実施区域周囲の鳥類

No.	目名	科名	種名	報告書等									選定基準															
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針											
82	チドリ目	シギ科	キョウジョシギ			●																						
83			ヨーロッパトウネン		●																							
84			トウネン		●																							
85			ヒバリシギ		●																							
86			オジロトウネン		●																							
87			アメリカウズラシギ		●																							
88			ウズラシギ		●														VU	掲載種								
89			ハマシギ		●	●	●											NT	NT									
90			サルハマシギ		●																							
91			コオバシギ		●																							
92			オバシギ		●																							
93			ミュビシギ		●														NT									
94			ヘラシギ		●	●	●												CR	CR	掲載種							
95			エリマキシギ		●																							
96			キリアイ		●																							
97			シベリアオオハシシギ		●															DD	掲載種							
98			アカアシシギ		●															VU	掲載種							
99			コアアシシギ		●																							
100			アオアシシギ		●																							
101			カラフトアオアシシギ		●	●	●													国内	CR	CR	掲載種					
102			クサシギ		●																							
103			タカブシギ		●																VU	VU	掲載種					
104			キアシシギ		●																							
105			イソシギ		●			●																				
106			ソリハシシギ		●																							
107			オグロシギ		●	●	●																NT					
108			オオソリハシシギ		●																VU	NT						
109			ダイシャクシギ		●																	VU	掲載種					
110			ホウロクシギ		●	●	●														VU	VU	掲載種					
111			チュウシャクシギ		●																							
112			コシヤクシギ		●																国際	EN	掲載種					
113			ヤマシギ		●						●																	
114			タンシギ		●																							
115			チュウジシギ		●																							
116			オオジシギ		●																NT		掲載種					
117			セイタカシギ科	セイタカシギ	●																VU		掲載種					
118			ツバメチドリ科	ツバメチドリ	●	●	●														VU	VU	掲載種					
119			カモメ科	ユリカモメ	●																							
120				セグロカモメ	●																							
121				オオセグロカモメ	●																							
122				シロカモメ	●																							
123				カモメ	●																							
124				ウミネコ	●																							
125				ズグロカモメ	●	●	●															VU	VU	掲載種				
126				クロハラアジサシ	●																							
127				ハシブトアジサシ	●																							
128				アジサシ	●																							
129				ベニアジサシ	●																							
130				コアジサシ	●	●	●															国際	VU	EN	掲載種			
131				ウミスズメ科	カンムリウミスズメ	●	●	●														VU	CR	掲載種				
132				ハト目	ハト科	カラスバト	●	●														天		NT	VU	掲載種		
133			ドバト			●																						
134			キジバト			●																						
135			アオバト			●																				掲載種		
136			カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	●																						
137			フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	●	●																		CR	掲載種		
138					アオバズク	●	●																		VU	掲載種		
139					フクロウ	●	●																			掲載種		
140			ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	●																			NT	EN	掲載種	
141			アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	●																						
142					アマツバメ	●																						
143			ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	●																				VU	掲載種	
144					カワセミ	●																						
145				ブッポウソウ科	ブッポウソウ	●																				EN	CR	掲載種
146			キツツキ目	キツツキ科	アオガラ	●																						
147					コガラ	●																						
148			スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	●	●															国内		EN	EN	掲載種		
149				ヒバリ科	ヒバリ	●																						
150				ツバメ科	ショウドウツバメ	●																						
151					ツバメ	●																						
152					コシアカツバメ	●																						NT
153					イワツバメ	●																						
154					ツメナガセキレイ	●																						掲載種
155					キセキレイ	●																						
156					ハクセキレイ	●																						
157					セグロセキレイ	●																						
158					ピンズイ	●																						
159					タヒバリ	●																						
160			サンショウクイ科	サンショウクイ	●	●																				VU	CR	掲載種
161			ヒヨドリ科	ヒヨドリ	●																							
162			モズ科	チゴモズ	●																						CR	
163				モズ	●																							
164			レンジャク科	キレンジャク	●																							
165				ヒレンジャク	●																							
166			ミソサザイ科	ミソサザイ	●																							
167			ツグミ科	コマドリ	●																						CR	掲載種
168				ノゴマ	●																							
169				コルリ	●																							
170				ルリビタキ	●																							EN
171				ジョウビタキ	●																							
172				ノビタキ	●																							
173				イソヒヨドリ	●																							
174				トラツグミ	●																							
175				マミジロ	●																							
176				クロツグミ	●																							NT
177				アカハラ	●																							
178			シロハラ	●																								
179			マミチャジナイ	●																								
180				ツグミ	●																							

表 3.1.5-2 (3) 事業実施区域周囲の鳥類

No.	目と名	科と名	種と名	報告書等									選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針	
181	スズメ目	チメドリ科	ガビチョウ				●	●	●		●							
182			ソウシチョウ								●							
183		ウグイス科	ヤブサメ			●			●	●								
184			ウグイス	●		●	●	●	●	●	●							
185			ウチヤマセンニュウ		●	●									EN	CR	掲載種	
186			コヨシキリ		●	●												
187			オオヨシキリ	●	●	●	●										NT	掲載種
188			キマユムシクイ		●	●												
189			メボソムシクイ		●	●												
190			エゾムシクイ		●	●				●								
191			センダイムシクイ		●	●											VU	
192			キクイタダキ		●	●				●	●	●						
193			セッカ		●	●												
194		ヒタキ科	キビタキ	●		●	●	●	●			●						掲載種
195			ムギマキ			●	●	●	●									
196			オオルリ	●	●	●	●			●						NT	掲載種	
197			サメビタキ			●	●											
198			エゾビタキ			●	●											
199			コサメビタキ		●	●											DD	
200		カササギヒタキ科	サンコウチョウ		●	●										VU	掲載種	
201		エナガ科	エナガ	●		●	●	●	●	●	●							
202		ツリスガラ科	ツリスガラ	●	●	●	●	●	●	●	●					NT	掲載種	
203		シジュウカラ科	ヤマガラ	●		●	●	●	●	●	●							
204	シジュウカラ				●	●	●	●	●	●	●							
205	メジロ科	メジロ	●		●	●	●	●	●	●								
206	ホオジロ科	ホオジロ			●	●	●	●	●	●								
207		ホオアカ			●	●	●	●	●	●								
208		カシラダカ			●	●	●	●	●	●								
209		ミヤマホオジロ			●	●	●	●	●	●								
210		ノジコ			●	●	●	●	●	●					NT	掲載種		
211		アオジ			●	●	●	●	●	●								
212		クロジ			●	●	●	●	●	●								
213		オオジュリン			●	●	●	●	●	●								
214		アトリ科	アトリ			●	●	●	●	●	●							
215			カワラヒワ			●	●	●	●	●	●							
216	マヒワ				●	●	●	●	●	●								
217	ハギマシコ				●	●	●	●	●	●					NT			
218	ベニマシコ				●	●	●	●	●	●								
219	ウソ				●	●	●	●	●	●								
220	イカル				●	●	●	●	●	●								
221	シメ				●	●	●	●	●	●								
222	ハタオリドリ科	スズメ	●		●	●	●	●	●	●								
223	ムクドリ科	コムクドリ	●		●	●	●	●	●	●								
224		カラムクドリ			●	●	●	●	●	●								
225		ホシムクドリ	●		●	●	●	●	●	●								
226		ムクドリ			●	●	●	●	●	●								
227	カラス科	カケス			●	●	●	●	●	●								
228		カササギ	●		●	●	●	●	●	●								
229		ミヤマガラス			●	●	●	●	●	●								
230		ハシボソガラス			●	●	●	●	●	●								
231		ハシブトガラス			●	●	●	●	●	●								
231		計	17目	50科	231種	54種	59種	205種	75種	59種	36種	45種	21種	1種	2種	6種	49種	72種

●印は、注1) に示す報告書等により事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等：

- ① 「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）
- ② 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成23年11月 福岡県）
- ③ 「平成22年度 自然環境調査（鳥類）」（平成23年3月 福岡市環境局）
- ④ 「自然環境調査委託 市域における鳥類の生息状況等調査 報告書」（平成11年3月 福岡市環境局）
- ⑤ 「地域生態系等調査（東平尾・金隈地域） 報告書」（平成13年3月 福岡市環境局）
- ⑥ 「地域生態系等調査（東平尾・金隈地域） 報告書」（平成14年3月 福岡市環境局）
- ⑦ 「平成14年度 市域生態系調査業務委託 報告書」（平成15年3月 福岡市環境局）
- ⑧ 「平成15年度 市域生態系調査業務委託 報告書」（平成16年3月 福岡市環境局）
- ⑨ 「平成13年度 自然環境調査（ため池の生態系調査） 報告書」（平成14年3月 福岡市環境局）

注2) 選定基準：

天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

天：国指定天然記念物

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において以下の項目に選定されている種及び亜種

国際：国際希少野生動植物種…国内希少野生動植物種以外の種で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」附属書1に掲載された種。

ただし、我が国が留保している種を除く。

イ我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

- 国内：国内希少野生動植物種…本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種
- 環 RDB : 「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 2 鳥類」 (平成 26 年 9 月 環境省)
 CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種
- 県 RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」 (平成 23 年 11 月 福岡県)
 CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種
- 市指針 : 「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」 (平成 19 年 2 月 福岡市環境局)
 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

3) 両生類・爬虫類

事業実施区域周囲における両生類の生息状況については、福岡市が実施した調査等がある。これらの概要は表 3.1.5-3 に示すとおりであり、2 目 6 科 14 種の両生類が確認されている。重要な種はニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル等の 9 種が確認された。

事業実施区域周囲における爬虫類の生息状況については、福岡市が実施した調査等がある。これらの概要は表 3.1.5-4 に示すとおり、2 目 8 科 15 種の爬虫類が確認されている。重要な種はニホンイシガメ、タカチホヘビ、ジムグリ等の 6 種が確認された。

表 3.1.5-3 事業実施区域周囲の両生類

No.	目と名	科和名	種和名	報告書等						選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針	
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ				●		●				VU	VU	掲載種
2			ブチサンショウウオ						●				NT	NT	掲載種
3		イモリ科	アカハライモリ				●			●			NT	NT	掲載種
4	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル			●	●			●				VU	掲載種
5		アマガエル科	ニホンアマガエル	●		●	●	●							
6		アカガエル科	タゴガエル			●	●								
7			ニホンアカガエル			●	●			●				VU	掲載種
8			ヤマアカガエル				●	●		●				VU	掲載種
9			トノサマガエル				●	●		●			NT	EN	掲載種
10			ウシガエル	●		●	●								
11			ツチガエル				●			●				NT	
12		ヌマガエル	●		●	●	●								
-			アカガエル科				●								
13		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				●								
14			カジカガエル				●		●					NT	
計	2目	6科	14種	3種	0種	6種	14種	2種	9種	0種	0種	4種	9種	7種	

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ① 「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」 (平成 13 年 3 月 福岡市環境局)
- ② 「平成 13 年度 自然環境調査 (ため池の生態系調査) 報告書」 (平成 14 年 3 月 福岡市環境局)
- ③ 「平成 19 年度 自然環境調査結果 (ほ乳類・は虫類・両生類)」 (平成 20 年 3 月 福岡市環境局)
- ④ 「平成 24 年度 自然環境調査結果 (ほ乳類・は虫類・両生類)」 (平成 25 年 3 月 福岡市環境局)
- ⑤ 「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」 (平成 19 年 2 月 福岡市環境局)
- ⑥ 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」 (平成 26 年 8 月 福岡県)

注 2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
 環 RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 3 爬虫類・両生類」 (平成 26 年 9 月 環境省)
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 県 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」 (平成 26 年 8 月 福岡県)
 EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 市指針：「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」 (平成 19 年 2 月 福岡市環境局)
 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

表 3.1.5-4 事業実施区域周囲の爬虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等						選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針		
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ		●	●			●				NT	VU	掲載種	
2			クサガメ		●	●										
3		ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	●	●	●			●							
4		スッポン科	ニホンスッポン						●			DD	DD			
5	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	●	●	●	●									
6			トカゲ科	ニホントカゲ		●	●									
7		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	●	●	●	●									
8			ナミヘビ科	タカチホヘビ			●							VU		
9				シマヘビ	●	●	●	●								
10				アオダイショウ			●									
11				ジムグリ			●		●					NT	掲載種	
12				シロマダラ			●							NT	掲載種	
13				ヒバカリ		●	●		●					NT		
14				ヤマカガシ		●	●									
15		クサリエビ科	マムシ			●										
計	2目	8科	15種	4種	9種	14種	3種	4種	1種	0種	0種	2種	6種	3種		

●印は、注1) に示す報告書等により事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等：

- ① 「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」 (平成13年3月 福岡市環境局)
- ② 「平成19年度 自然環境調査結果 (ほ乳類・は虫類・両生類)」 (平成20年3月 福岡市環境局)
- ③ 「平成24年度 自然環境調査結果 (ほ乳類・は虫類・両生類)」 (平成25年3月 福岡市環境局)
- ④ 「福岡市環境配慮指針(改訂版)」 (平成19年2月 福岡市環境局)
- ⑤ 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」 (平成26年8月 福岡県)
- ⑥ 「平成13年度 自然環境調査 (ため池の生態系調査) 報告書」 (平成14年3月 福岡市環境局)

注2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
 環RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 3 爬虫類・両生類」 (平成26年9月 環境省)
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種
 県RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」 (平成26年8月 福岡県)
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種
 市指針：「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」 (平成19年2月 福岡市環境局)
 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

4) 昆虫類

事業実施区域周囲における昆虫類の生息状況については、福岡市が実施した調査等がある。これらの概要は表 3.1.5-5 に示すとおりであり、10 目 107 科 486 種の昆虫類が確認されている。重要な種は、アオヤンマ、タイワンウチワヤンマ、クロセセリ等の 87 種が確認された。

表 3.1.5-5 (1) 事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目と名	科和名	種和名	報告書等							選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針	
1	トビムシ目	ヒメトビムシ科	ヒメトビムシ		●											
2	トンボ目	アオイトトンボ科	アオイトトンボ			●										
3		イトトンボ科	クロイトトンボ				●									
4			キイトトンボ		●			●								
5			ベニイトトンボ			●	●		●				NT			掲載種
6			アオモンイトトンボ		●	●			●							
7			オオイトトンボ					●	●							CR
8		カワトンボ科	アオハダトンボ										NT			VU
9		ヤンマ科	条アコヨシヤンマ	●					●				NT			VU
10			アオヤンマ		●	●	●	●					NT			VU
11			ギンヤンマ		●	●										
12			カトリヤンマ						●							
13			サラサヤンマ	●												
14			ヤブヤンマ		●											
15		サナエトンボ科	キイロサナエ					●					NT			VU
16			タイワンウチワヤンマ		●		●		●							掲載種
17			ウチワヤンマ						●							
18			タベサナエ		●								NT			NT
19		オニヤンマ科	オニヤンマ		●				●							
20		エゾトンボ科	オオヤマトンボ		●				●							
21		トンボ科	ショウジョウトンボ		●	●			●							
22			コフキトンボ						●							
23			ベッコウトンボ				●	●				国内	CR			CR
24			ハラビロトンボ		●				●							
25			ハッチョウトンボ					●								CR
26			シオカラトンボ		●	●	●		●							
27			オオシオカラトンボ		●	●	●		●							
28			ウスバキトンボ		●	●	●		●							
29			コシアキトンボ		●	●	●		●							
30			チョウトンボ		●				●							
31			ナツアカネ						●							
32			マユタテアカネ			●	●		●							
33			タイリクアカネ			●	●		●							
34			ハネビロトンボ						●							
35	カマキリ目	カマキリ科	チョウセンカマキリ			●										
36	バッタ目	キリギリス科	ウスイロササキリ			●										
37			クビキリギス			●										
38		ケラ科	ケラ			●										
39		マツムシ科	アオマツムシ	●												
40		コオロギ科	エンマコオロギ			●										
41		ヒバリモドキ科	キンヒバリ			●										
42		バッタ科	ショウリウヨバッタ			●										
43			トノサマバッタ				●									
44		オンブバッタ科	オンブバッタ			●	●									
45		ヒシバッタ科	トゲヒシバッタ			●										
46	カメムシ目	ウンカ科	ホソミドリウンカ			●										
47		セミ科	クマゼミ			●										
48			アブラゼミ			●										
49			ツクツクボウシ			●										
50			ハルゼミ					●								NT
51		アワフキムシ科	ハマバアワフキ			●										
52		サシガメ科	ゴミアシナガサシガメ					●								VU
53		カスミカメムシ科	Lygocoris属			●										VU
54		ヘリカメムシ科	ホソハリカメムシ			●										
55		イトカメムシ科	イトカメムシ			●										
56		ナガカメムシ科	コバネナガカメムシ			●										
57			ヒメナガカメムシ			●										
58		メダカナガカメムシ科	メダカナガカメムシ			●										
59		ツチカメムシ科	チビツチカメムシ	●												
60			ヒメツチカメムシ	●												
61			ツチカメムシ	●												
62		カメムシ科	ハナダカメムシ	●												
63			キマダラカメムシ	●												
64			アカスジカメムシ	●												
65			オオクロカメムシ	●												
66			イネクロカメムシ	●		●										
67		キンカメムシ科	オオキンカメムシ	●												
68		アメンボ科	アメンボ	●	●											
69			ヒメアメンボ		●											
70			ハネナシアメンボ	●												
71			エサキアメンボ				●	●					NT			VU
72		イトアメンボ科	イトアメンボ	●				●								VU
73			ヒメイトアメンボ	●												EX
74		カタビロアメンボ科	カシカクビロアメンボ		●											
75		ミズムシ科	ホッケミズムシ					●					NT			EN
76			オオミズムシ					●					NT			VU
77			オモナガミズムシ					●								VU
78			ハラグロミズムシ		●											
79			ミヤケミズムシ			●							NT			NT
80		コオイムシ科	コオイムシ					●					NT			NT
81			タガメ					●					NT			CR
82		タイコウチ科	ミズカマキリ					●								
83			ヒメミズカマキリ			●										NT
84		マツモムシ科	マツモムシ		●											
85		マルミズムシ科	マルミズムシ		●											

表 3.1.5-5 (2) 事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目名	科名	種名	報告書等							選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針
86	トビケラ目	ヒゲナガトビケラ科	ギンボシツツトビケラ					●					NT	DD	
87		トビケラ科	ツマグロトビケラ					●						DD	
88	チョウ目	ミノガ科	コケヒロズミノガ					●						EN	
89			アキノヒメミノガ					●						NT	
90			オオミノガ					●						VU	掲載種
91			ハイロチビミノガ					●						EN	
92			ヒロズミノガ					●						VU	
93		スカシバガ科	ヒメアトスカシバ			●									
94		マダラガ科	ミノウスバ	●											
95		セセリチョウ科	ダイミョウセセリ		●										
96			ミヤマセセリ	●				●					NT		掲載種
97			クロセセリ	●				●							掲載種
98			ヒメキマダラセセリ	●				●					NT		掲載種
99			イチモンジセセリ	●		●		●		●					
100			チャバネセセリ	●						●					
101			オオチャバネセセリ	●											掲載種
102			キマダラセセリ	●											
103			コチャバネセセリ	●											
104		マダラチョウ科	ウスコモンマダラ	●											
105		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ					●					NT		掲載種
106			コツバメ		●			●						VU	掲載種
107			サツマシジミ	●	●										
108			ルリシジミ	●			●			●					
109			ウラギンシジミ	●						●					
110			ツバメシジミ	●						●					
111			アカシジミ	●				●					NT		掲載種
112			ウラナミシジミ	●						●					
113			ベニシジミ	●			●			●					
114			ムラサキツバメ	●						●					
115			ムラサキシジミ	●						●					
116			クロシジミ	●				●					EN	VU	掲載種
117			ヤマトシジミ本十亜種	●		●		●		●					
118			ゴイシシジミ	●						●					
119			クロツバメシジミ	●				●					NT	VU	掲載種
120		タテハチョウ科	コムラサキ					●		●					掲載種
121			ツマグロヒョウモン			●	●			●					
122			ヒメアカタテハ	●						●					
123			メスグロヒョウモン					●					NT		掲載種
124			リュウキュウムラサキ	●											
125			アオダテハモドキ	●											
126			ルリタテハ本十亜種	●											
127			コミスジ	●						●					
128			ヒオドシチョウ	●				●					NT		掲載種
129			キタテハ			●									
130		アゲハチョウ科	ミカドアゲハ	●			●			●					掲載種
131			アオスジアゲハ				●			●					
132			カラスアゲハ本十亜種							●					
133			モンキアゲハ							●					
134			ミヤマカラスアゲハ	●						●					
135			キアゲハ							●					
136			オナガアゲハ	●						●					掲載種
137			ナガサキアゲハ	●			●			●					
138			クロアゲハ本十亜種	●						●					
139			ナミアゲハ	●		●				●					
140		シロチョウ科	ツマキチョウ	●											
141			ウラナミシロチョウ	●											
142			モンキチョウ	●						●					
143			キチョウ	●			●			●					
144			ツマグロキチョウ	●				●					EN	VU	掲載種
145			スジグロシロチョウ	●											
146			モンシロチョウ	●		●				●					
147		ジャノメチョウ科	クロヒカゲ本十亜種							●					
148			ヒカゲチョウ					●						EN	
149			ウスイロコノマチョウ	●											
150			クロノマチョウ							●					
151			ジャノメチョウ					●					NT		掲載種
152			コジャノメ							●					
153			ヒメジャノメ							●					
154			サトキマダラヒカゲ	●						●					
155			ヒメウラナミジャノメ			●	●			●					
156		ツトガ科	タカムクミズメイガ					●						DD	
157			ムナカタミズメイガ					●					NT	DD	
158		メイガ科	ミサキクシヒゲシマメイガ	●											
159			クロモンツツリガ	●											
160		ジャクガ科	アシプトチズモンアオシヤク	●											
161			マエベニヒメシヤク	●											
162			ツマジロエダシヤク	●											
163			ウスネズミエダシヤク	●											
164		スズメガ科	クロホウシヤク	●											
165			モンシロモドキ	●											
166		ドクガ科	ブチヒゲヤナギドクガ	●											
167		ヤガ科	ヤガ科		●										
168			タマナヤガ	●											
169			ハマオモトヨトウ	●											
170			ミツモンキンウワバ	●											
171			エゾギクキンウワバ	●											
172			シシジキノカワガ	●											
173			ツクシアオリシガ	●											
174			ナンキンキノカワガ	●											
175			アワヨトウ	●											
176			スジシロキヨトウ	●											
177			ニセタマナヤガ	●											
178			リュウキュウキノカワガ	●											
179			ハスモンヨトウ	●											
180			キクキンウワバ	●											
181			シロスジアオヨトウ	●											

表 3.1.5-5 (3) 事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等							選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針		
182	ハエ目	ユスリカ科	ユスリカ科		●												
183		ミズアブ科	ミズアブ科		●												
184		ハナアブ科	ホソヒラタアブ			●											
185			シマハナアブ			●											
186		ヤチバエ科	ヒゲナガヤチバエ			●											
187			キンバエの一種				●										
188		オドリバエ科	カシイヒメオドリバエ						●					NT			
189	コウチュウ目	オサムシ科	オオスケゴモクムシ	●													
190		チビミズギワゴミムシ		●													
191		コアオアトキリゴミムシ		●													
192	ハンミョウ科	カワラハンミョウ		●								EN	VU	掲載種			
193	ゲンゴロウ科	クロズマゲンゴロウ		●													
194		カンムリセスジゲンゴロウ		●					●					VU			
195		ホソセスジゲンゴロウ		●													
196		チンメルマンセスジゲンゴロウ		●						●					NT		
197		クロゲンゴロウ		●									NT		掲載種		
198		コガタノゲンゴロウ		●						●				VU	VU	掲載種	
199		マルガタゲンゴロウ		●						●				VU	CR		
200		シマゲンゴロウ		●						●				NT	EN		
201		コシマゲンゴロウ		●													
202		ウスイロシマゲンゴロウ		●						●						NT	
203		スジゲンゴロウ		●						●				EX	EX		
204		クシゲンゴロウ		●						●				NT	NT		
205		キベリクロヒメゲンゴロウ		●						●				NT	NT		
206		ツブゲンゴロウ		●													
207		ホソマルチビゲンゴロウ		●						●				DD	NT		
208		キベリマメゲンゴロウ		●						●				NT	EN		
209		ゲンゴロウ科			●												
210	ミズスマシ科	オオミズスマシ			●												
211		ミズスマシ							●					NT	NT		
212	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ							●					VU	EN		
213	コツブゲンゴロウ科	コツブゲンゴロウ							●					VU	VU		
214	ナガヒラタムシ科	ナガヒラタムシ		●													
215	ガムシ科	タマガムシ				●											
216		ゴマフガムシ				●											
217		コガムシ		●						●				DD	VU		
218		マルガムシ		●													
219		ガムシ		●						●				NT	EN		
220			マメガムシ							●							
221			ヒメガムシ							●							
222	エンマムシ科	ルリエンマムシ		●											VU		
223	シデムシ科	オオセハラシデムシ		●													
224		オオヒラタシデムシ		●													
225	ハネカクシ科	ヤマトデオキノコムシ		●													
226	マルハナノミ科	トビイロマルハナノミ				●											
227	クラガタムシ科	オオクワガタ		●										VU	EN	掲載種	
228		ノコギリクワガタ		●													
229	コガネムシ科	アオドウガネ				●											
230		ダイコクコガネ		●										VU	CR		
231		コカブトムシ		●											NT		
232		ミツノエンマコガネ		●											VU		
233		マルエンマコガネ		●													
234		マメコガネ		●													
235		シロチンハナムグリ					●										
236		ニセセマルケシマゴソコガネ								●						NT	
237		マルトゲムシ科	シラフチビマルトゲムシ		●												
238		ヒメドロムシ科	ヨコミソドロムシ							●					VU	NT	
239	タマムシ科	ヒメヒラタタマムシ		●													
240		キスマツケシタマムシ		●													
241		クロタマムシ		●													
242		ワバタタマムシ		●													
243		ムツボシタマムシ		●													
244		タマムシ		●													
245		クロマダラタマムシ		●													
246		マダラクロシタマムシ		●													
247		カズノチビタマムシ		●													
248		ナミガタチビタマムシ		●													
249		マメチビタマムシ		●													
250		サシガチビタマムシ		●													
251		ヌスビトハギチビタマムシ		●													
252		ズミチビタマムシ		●													
253		ダンダラチビタマムシ		●													
254		コムツキムシ科	シモフリコムツキ		●												
255			イチハシチビサビキコリ								●						NT
256	ホソアシナガタマムシ			●													
257	ヒメサビキコリ			●													
258	ハマベオオヒメサビキコリ			●													
259	クロハナコムツキ			●													
260	ワバタコムツキ			●													
261	フタモンワバタコムツキ			●													
262	クロエグリタマムシ			●													
263	ヒメクロツヤハダコムツキ			●													
264	スナサビキコリ			●													
265	オオフタモンワバタコムツキ			●													
266	ヒゲコムツキ			●													
267	クチプトコムツキ			●													
268	ヒラタクシコムツキ			●													
269	ヨシダチビタマムシ			●													

表 3.1.5-5 (4) 事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目と名	科と名	種と名	報告書等							選定基準								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針				
270	コウチュウ目	カツオブシムシ科	シロオビマルカツオブシムシ	●															
271			カマキリタマゴカツオブシムシ			●													
272		ナガシクイムシ科	ガロアヒメナガシクイ	●															
273		カッコウムシ科	ヤマトヒメメダカッコウムシ			●													
274		キスイモドキ科	ズグロキスイモドキ	●															
275		テントウムシ科	ムーアシロホシテントウ	●															
276			ナナホシテントウ	●		●	●												
277		ナミテントウ	●																
278		ジュウサンホシテントウ	●				●											掲載種	
279		ダンダラテントウ	●																
280		セスジヒメテントウ	●			●													
281		ヒメカメノコテントウ	●			●													
282		ルイスヒメテントウ	●			●													
283		ババヒメテントウ	●			●													
284		クロヘリヒメテントウ	●			●													
285		カワムラヒメテントウ	●			●													
286		オトヒメテントウ	●			●													
287		アラキヒメテントウ	●			●													
288		ニセツマアカヒメテントウ	●			●													
289		ヤマトヒメテントウ	●			●													
290		クロツヤテントウ	●			●													
291		ナガサキクロテントウ	●			●													
292		シロホシテントウ	●			●													
293		テントウムシダマシ科	キイロテントウダマシ	●															
294		オオキノコムシ科	ヒメオビオオキノコ	●															
295			アカハバビロオオキノコ	●															
296		フタホシチビオオキノコムシ	●																
297		ヒメハナムシ科	トビイロヒメハナムシ	●															
298		ツチハンミョウ科	キュウシュウツチハンミョウ	●															
299			マルクビツチハンミョウ	●															
300		ゴミムシダマシ科	コクヌストモドキ	●															
301		カミキリムシ科	ビロウドカミキリ	●															
302			センノキカミキリ	●															
303			ツヤケシハナカミキリ	●															
304			ゴマダラカミキリ	●				●											
305	カノコサビカミキリ		●																
306	クワカミキリ		●																
307	キクスイモドキカミキリ		●																
308	コブスジサビカミキリ		●																
309	タデジマカミキリ		●																
310	ルリカミキリ		●																
311	シロスジカミキリ		●																
312	ウスアヤカミキリ		●																
313	ヒメスギカミキリ		●																
314	ツシムナクボカミキリ		●																
315	オオアオカミキリ		●																
316	タケトラカミキリ		●																
317	エグリトラカミキリ		●																
318	ヨツスジトラカミキリ		●																
319	アカハナカミキリ		●																
320	キスジトラカミキリ		●																
321	ヨコヤマヒゲナガカミキリ		●																
322	ニイジマチビカミキリ		●																
323	ホシベニカミキリ		●																
324	ベーツヒラタカミキリ		●																
325	ヤツメカミキリ		●																
326	クモガタケシカミキリ		●																
327	フジヤマチビカミキリ		●																
328	アトモンマルケシカミキリ		●																
329	ゴジマヒゲナガコバネカミキリ		●																
330	マルクビケマダラカミキリ		●																
331	オオヨツスジカミキリ		●																
332	ヤマカミキリ		●																
333	ウスバカミキリ		●																
334	スネケブカヒロコバネカミキリ		●																VI
335	カタシロゴマフカミキリ		●																
336	ナガゴマフカミキリ	●																	
337	チャゴマフカミキリ	●																	
338	ハラアカコフカミキリ	●																	
339	マツノマダラカミキリ	●																	
340	ヒメヒゲナガカミキリ	●																	
341	ケブカヒラタカミキリ	●																	
342	ハリグロリンゴカミキリ	●																	
343	リンゴカミキリ	●																	
344	ホソキリンゴカミキリ	●																	
345	ムネホシシロカミキリ	●																	
346	オオシロカミキリ	●																	
347	チヨウセンシロカミキリ	●																	
348	ベニバハナカミキリ	●																	
349	フクチセダカコブヤハズカミキリ	●																	
350	シロスジドウボソカミキリ	●																	
351	ノコギリカミキリ	●																	
352	キボシカミキリ	●																	
353	ワモンサビカミキリ	●																	
354	トガリシロオビサビカミキリ	●																	
355	ナカジロサビカミキリ	●																	
356	アトモンサビカミキリ	●																	
357	アトジロサビカミキリ	●																	
358	モンクローベニカミキリ	●																	
359	ハリグロベニカミキリ	●																	

表 3.1.5-5 (5) 事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目名	科名	種名	報告書等							選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環境RDB	県RDB	市指針					
360	コウチュウ目	カミキリムシ科	ベニカミキリ	●																
361			クスベニカミキリ	●														NT		
362			スギカミキリ	●																
363			クロカミキリ	●																
364			カッコウメダカカミキリ	●																
365			フタコブシリハナカミキリ	●															VU	
366			ヨツボシカミキリ	●											EN				CR	
367			ワタカミキリ	●																
368			ヤハズカミキリ	●																
369			チャボヒゲナガカミキリ	●																
370			トラフカミキリ	●															VU	
371			ブドウトラカミキリ	●																
372			アオスジカミキリ	●																
373			ハムシ科	カミナリハムシ	●															
374				キタカミナリハムシ	●															
375				スキバシシガサハムシ	●															
376				ウリハムシ	●															
377				クロウリハムシ	●			●												
378				アオバネサルハムシ	●															
379				ヒメジシガサハムシ	●															
380				カメノコハムシ	●															
381				ヒモシシガサハムシ	●															
382				ツツジコブハムシ	●															
383				オオサルハムシ	●															
384				ハッカハムシ	●															
385				ヤナギハムシ	●															
386				イモサルハムシ	●															
387				キボシツツハムシ	●															
388				ヒゴトゲハムシ	●															
389				マダラアラゲサルハムシ	●															
390				キンイロネクイハムシ	●															NT CR
391				イネネクイハムシ	●															
392				イチゴハムシ	●															
393				ジュンサイハムシ	●		●	●												
394				コガダルリハムシ	●															
395				ケブクロナガハムシ	●															
396				キベリクビボソハムシ	●															
397	キバラリクビボソハムシ	●																		
398	トゲアシクビボソハムシ	●																		
399	キオビクビボソハムシ	●																		
400	キイロクビナガハムシ	●																		
401	ケブカサルハムシ	●																		
402	スイバトビハムシ	●																		
403	フダスジヒメハムシ	●				●														
404	イチモンジハムシ	●																		
405	アオガネヒメサルハムシ	●																		
406	ウスグロチビカミナリハムシ	●																		
407	ヒメシクビボソハムシ	●																		
408	ヒメキバネサルハムシ	●				●														
409	アトボシハムシ	●																		
410	ヨツボシハムシ	●																		
411	ダイコンサルハムシ	●																		
412	タマアシトビハムシ	●																		
413	ホソキスジノミハムシ	●																		
414	ナトビハムシ	●																		
415	アカダデハムシ	●																		
416	カタクリハムシ	●																		
417	ヒゲナガゾウムシ科	タマカイガラヒゲナガゾウムシ	●																	
418		イボクロウヒゲナガゾウムシ	●																	
419		アカアシヒゲナガゾウムシ	●																	
420		ユグリバネヒゲナガゾウムシ	●																	
421		キノコヒゲナガゾウムシ	●																	
422		アカミヒゲナガゾウムシ	●																	
423		セマルヒゲナガゾウムシ	●																	
424		シロヒゲナガゾウムシ	●																	
425		ドウガネサルハムシ	●																	
426		オトシブミ科	ウスモンオトシブミ	●																
427	カシリオトシブミ		●																	
428	ゴマダラオトシブミ		●																	
429	アシナガオトシブミ		●																	
430	ダイコンサルゾウムシ		●																	
431	ゾウムシ科	カナムグラサルゾウムシ	●			●														
432		カミヤチビシギゾウムシ	●																	
433		ガロアノミゾウムシ	●																	
434		マルメサルゾウムシ	●			●														
435		キクイムシ科	キイロキクイムシ	●																
436	クロキクイムシ		●																	
437	ヒメヨツメキクイムシ		●																	
438	サクラノホソキクイムシ		●																	
439	ユズリハノキクイムシ		●																	
440	ハンノキキクイムシ		●																	

他/クモ形類等-] (平成 26 年 8 月 福岡県)

EX: 絶滅…福岡県ではすでに絶滅したと考えられる種

CR: 絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

EN: 絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種

NT: 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種

市指針 : 「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」 (平成 19 年 2 月 福岡市環境局)

掲載種: 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

5) 底生動物

事業実施区域周囲における底生動物の生息状況については、福岡市が実施した調査等がある。これらの概要は表 3.1.5-6 に示すとおりであり、7 門 13 綱 32 目 77 科 143 種の底生動物が確認されている。重要な種はカワザンショウガイ、ヒロクチカノコガイ、クシテガニ、ヒメアシハラガニ等の 31 種が確認された。

表 3.1.5-6 (1) 事業実施区域周囲の底生動物

No.	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	報告書等					選定基準						
						①	②	③	④	⑤	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針		
1	海綿動物門	普通海綿綱	ザラカイメン目	タンシイカイメン科	ヨワカイメン	●											
2	扁形動物門	渦虫綱	三岐腸目	サンカクアタマウズムシ科	ナミウズムシ		●										
3					アメリカウズムシ		●										
4	紐形動物門				紐形動物門		●										
5	線形動物門				線形動物門		●										
6	軟体動物門	腹足綱	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	ヒロクチカノコガイ			●					NT	YU		掲載種	
7			原始紐舌目	クニシ科	オオタニシ				●				NT	YU		掲載種	
8					マルタニシ				●				VU	NT		掲載種	
9				ヤマダニシ科	アツブタガイ				●					VU			
10					ヤマタニシ				●						NT		
11				カワニナ科	カワニナ		●										
12				ムシオイガイ科	ミヤザキムシオイ				●				CR+EN	CR			
13			蟹足目	フトヘナタリ科	ヘナタリガイ				●				NT	NT		掲載種	
14				ホラアナミジンコ	ホラアナミジンコ				●				VU	NT			
15				カワザンショウガイ科	クリイロカワザンショウガイ				●				NT	NT		掲載種	
16					カワザンショウガイ				●					NT		掲載種	
17					オオウスイロヘソカドガイ				●					NT		掲載種	
18					カワザンショウガイ科		●										
19			基眼目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ				●				DD	DD		掲載種	
20					モノアラガイ				●				NT	NT			
21				サカマキガイ科	サカマキガイ		●										
22				ヒラマキガイ科	Gyraulus属		●										
23					ヒラマキミズマイマイ				●				DD	DD			
24					ヒラマキガイモドキ				●				NT	NT			
25			柄眼目	サンパンマイマイ科	シメクチマイマイ				●								
26				キセルガイ科	キュウシュウナミコギセル				●								
27				ベッコウマイマイ科	タカハシベッコウ				●				CR+EN	EN			
28				ホカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ				●				NT	VU			
29		二枚貝綱	イガイ目	イガイ科	ホトトギスガイ		●										
30			カキ目	イタボガキ科	マガキ		●										
31			インガイ目	インガイ科	タガイ				●							NT	
32					オバエボシガイ				●					VU	CR		
33					トンガリササノハガイ				●					NT	VU		
34					マツカサガイ				●					NT	VU		
35			マルスダレガイ目	シジミ科	Corbicula属		●										
36					マシジミ				●					VU	VU		
37	環形動物門	ゴカイ綱	サンバゴカイ目	ウロコムシ科	Harmothoe属		●										
38				サンバゴカイ科	ホソミサンバ		●										
39				ゴカイ科	Hediste属		●										
40			スピオ目	スピオ科	Polydora属		●										
41					ヤマトスピオ		●										
42					ドロオニスピオ		●										
43			イトゴカイ目	イトゴカイ科	イトゴカイ		●										
44					Notomastus属		●										
45		ミミズ綱	イトミミズ目	ミズミミズ科	ミズミミズ科		●										
46					Chaetogaster属		●										
47					Dero属		●										
48					クロオビミズミミズ		●										
49					ヨゴレミズミミズ		●										
50					ミズミミズ龍科		●										
51					イトミミズ科		●										
52					ミミズ綱		●										
53		ヒル綱	吻蛭目	グロシフォン科	ヌマビル		●										
54			無吻蛭目	イシビル科	イシビル科		●										
55	節足動物門	クモ綱	ダニ目	ダニ科	ダニ目		●										
56		軟甲綱	タナイス目	タナイス科	キスイタナイス		●										
57			ヨコエビ目	ユンボヨコエビ科	ニッポンドロツヨコエビ		●										
58				ドロクダムシ科	Corophium属		●										
59				カマカヨコエビ科	モリノカマカ		●										
60				ユンボヨコエビ科	ニッポンヨコエビ		●										
61				メリダヨコエビ科	Melita属		●										
62			ワラジムシ目	ミズムシ科	ミズムシ		●										
63			エビ目	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ				●								
64				ムツアシガニ科	ヒメムツアシガニ				●							NT	
65				サワガニ科	サワガニ		●										
66				スナガニ科	シオマネキ				●					VU	EN		掲載種
67				ベンケイガニ科	ハマガニ				●						NT		掲載種
68					ヒメアシハラガニ				●						NT		掲載種
69					クシテガニ				●						NT		掲載種
70					ベンケイガニ				●						NT		掲載種
71					モクスガニ科	ウモレベンケイガニ			●					VU			掲載種

表 3.1.5-6 (2) 事業実施区域周囲の底生動物

No.	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	報告書等					選定基準														
						①	②	③	④	⑤	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針										
67	節足動物門	昆虫綱	カゲロウ目	コカゲロウ科	ミツオミジカオフトバコカゲロウ	●	●																		
68					ヨシノコカゲロウ	●	●																		
69					フタバコカゲロウ	●	●																		
70					サホコカゲロウ	●	●																		
71					フタモンコカゲロウ	●	●																		
72					シロハラコカゲロウ	●	●																		
73					Iコカゲロウ	●	●																		
74					ウスイロフトヒゲコカゲロウ	●	●																		
75					ウデマガリコカゲロウ	●	●																		
76					シロタニガワカゲロウ	●	●																		
-								ヒラタカゲロウ科	Ecdyonurus属	●	●														
77									ウエノヒラタカゲロウ	●	●														
78									エルモンヒラタカゲロウ	●	●														
79									ユミモンヒラタカゲロウ	●	●														
80									サツキヒメヒラタカゲロウ	●	●														
81								チラカゲロウ科	チラカゲロウ	●	●														
82								フタオカゲロウ科	Siphonurus属	●	●														
83								トビロカゲロウ科	Paraleptophlebia属	●	●														
84								モンカゲロウ科	フタスジモンカゲロウ	●	●														
85									モンカゲロウ	●	●														
86								カワカゲロウ科	キイロカワカゲロウ	●	●														
87								マダラカゲロウ科	クロマダラカゲロウ	●	●														
88									オオマダラカゲロウ	●	●														
89									ヨシノマダラカゲロウ	●	●														
-									Drunella属	●	●														
-									Ephemerella属	●	●														
90									エラブタマダラカゲロウ	●	●														
91									アカマダラカゲロウ	●	●														
92									Caenis属	●	●														
93							トンボ目	サナエトンボ科	オナガサナエ	●	●														
94							カワゲラ目	ミドリカワゲラ科	ミドリカワゲラ	●	●														
95								カワゲラ科	Kamimuria属	●	●														
96									Neoperla属	●	●														
97								アミメカワゲラ科	Kogotus属	●	●														
98							トビケラ目	シマトビケラ科	Cheumatopsyche属	●	●														
99										ウルマーンシマトビケラ	●	●													
-										Hydropsyche属	●	●													
100									クダトビケラ科	Psychomyia属	●	●													
101									ヒゲナガカワトビケラ科	ヒゲナガカワトビケラ	●	●													
102									ヤマトビケラ科	Glossosoma属	●	●													
103									ヒメトビケラ科	Hydroptila属	●	●													
104									ナガレトビケラ科	フロントナガレトビケラ	●	●													
105										ムナグロナガレトビケラ	●	●													
106										ヤマナカナガレトビケラ	●	●													
107								コエグリトビケラ科	Apatania属	●	●														
108								ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	●	●														
109								カクツツトビケラ科	Lepidostoma属	●	●														
110							ハエ目	ガガンボ科	Antocha属	●	●														
111										Hexatoma属	●	●													
112										Tipula属	●	●													
113									スカカ科	スカカ科	●	●													
114									ユスリカ科	Brillia属	●	●													
115										Cardiocladius属	●	●													
116										Chironomus属	●	●													
117										Cryptochironomus属	●	●													
118										Demicryptochironomus属	●	●													
119										Dicrotendipes属	●	●													
120										Glyptotendipes属	●	●													
121										Micropsectra属	●	●													
122										Polypedilum属	●	●													
123										Potthastia属	●	●													
124										Procladius属	●	●													
125										Robackia属	●	●													
126										Saetheria属	●	●													
127										Stictochironomus属	●	●													
128										Sublettea属	●	●													
129										Tanytarsus属	●	●													
130										ヤマトヒメユスリカ属	●	●													
-										エリユスリカ亜科	●	●													
131										モンユスリカ亜科	●	●													
-									ユスリカ亜科	●	●														
-									ユスリカ科	●	●														
132								ブユ科	Simulium属	●	●														
133								ミギワバエ科	ミギワバエ科	●	●														
134								イエバエ科	イエバエ科	●	●														
135								アシナガバエ科	アシナガバエ科	●	●														
136							コウチュウ目	ガムシ科	Laccobius属	●	●														
-										ガムシ科	●	●													
137									ヒラタドロムシ科	マダチヒラタドロムシ	●	●													
138										ヒメドロムシ亜科	●	●													
139										チビヒゲナガハナノミ	●	●													
140									ヒラタドロムシ	●	●														
141									マダドロムシ	●	●														
142						裸眼綱	Plumatellida	ハネコケムシ科	ハネコケムシ科	●	●														
143							櫛口目	チャミドロコケムシ科	チャミドロコケムシ	●	●														
計					7門	13綱	32目	77科	143種	15種	116種	6種	27種	1種	0種	0種	18種	31種	14種						

●印は、注1)に示す報告書等により事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、
 具体の生息場所が明示されていない種についても、事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等：

- ① 「平成18年度 自然環境調査委託(水生生物)報告書」(平成19年3月 福岡市環境局)
- ② 「平成23年度 自然環境調査委託(水生生物)報告書」(平成24年3月 福岡市環境局)
- ③ 「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)

- ④「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）
- ⑤「平成 11 年度 自然環境調査（ため池の貴重種生物の生息状況調査）」（平成 12 年 3 月 福岡市環境局）

注 2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
- 環 RDB : 「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 5 昆虫類」（平成 27 年 2 月 環境省）
 「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 6 貝類」（平成 26 年 9 月 環境省）
 「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 7 その他無脊椎動物（クモ形類・甲殻類等）」（平成 26 年 9 月 環境省）
 CR+EN：絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種
- 県 RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）
 CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 DD：評価するだけの情報が不足している種
- 市指針 : 「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

6) 魚類

事業実施区域周囲における魚類の生息状況については、福岡市が実施した調査等がある。これらの概要は表 3.1.5-7 に示すとおりであり、11 目 21 科 60 種の魚類が確認されている。重要な種はウナギ、ニッポンバラタナゴ、アユ、メダカ等の 29 種が確認された。

表 3.1.5-7 事業実施区域周囲の魚類

No.	目名	科名	種名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ						●		●			VU	EN	掲載種
2	ウナギ目	ウナギ科	ウナギ		●						●			EN	EN	掲載種
3	コイ目	コイ科	コイ		●	●		●	●							
-			コイ (飼育品種)			●		●								
4			ゲンゴロウブナ		●			●	●					EN		
5			ギンブナ	●	●	●	●	●	●							
6			オオキンブナ					●			●				DD	
-			フナ属						●							
7			キンギョ					●								
8			ヤリタナゴ								●			NT	VU	掲載種
9			アブラボテ						●		●			NT	NT	
10			カネヒラ		●					●	●				NT	掲載種
11			セボシタビラ							●				CR	CR	掲載種
12			タイリクバラタナゴ					●								
13			ニッポンバラタナゴ					●			●			CR	EN	掲載種
14			カゼトゲタナゴ		●				●	●				EN	EN	掲載種
15			オイカワ		●	●		●	●							
16			カワムツ		●	●		●	●							
17			タカハヤ		●			●	●							
18			モツゴ		●	●		●	●							
19			カワヒガイ		●			●			●			NT	VU	
20			ムギツク		●			●	●							
21			ゼゼラ		●			●	●		●			VU	NT	
22			カマツカ		●			●	●							
23			ツチフキ		●			●	●		●			EN	NT	
24			イトモロコ		●			●	●							
-			コイ科						●							
25		ドジョウ科	ドジョウ						●					DD	VU	掲載種
26			ハカタスジシマドジョウ								●			CR	CR	
27			ヤマトシマドジョウ		●			●	●		●			VU	NT	
28	ナマズ目	ギギ科	アリアケギバチ					●	●		●			VU	EN	掲載種
29		ナマズ科	ナマズ		●			●	●							
30		アカサ科	アカサ						●	●				VU	VU	掲載種
31	サケ目	アユ科	アユ		●			●	●	●					NT	掲載種
32		サケ科	ニジマス						●							
33			サケ							●					EW	掲載種
34			ヤマメ							●				NT	EN	掲載種
35	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ			●	●		●							
36	ダツ目	メダカ科	メダカ		●	●	●	●	●	●				VU	NT	掲載種
37	トゲウオ目	トゲウオ科	イトヨ (陸海型)								●				CR	掲載種
38	カサゴ目	カジカ科	カジカ					●	●		●			NT	NT	掲載種
39	スズキ目	スズキ科	オヤニラミ		●			●	●	●	●			EN	NT	掲載種
40			スズキ		●			●	●							
41		シマイサキ科	シマイサキ					●	●							
42		サンフィッシュ科	ブルーギル			●		●	●							
43			オオクチバス (ブラックバス)			●		●	●							
44		ボラ科	ボラ		●	●		●	●							
45			セスジボラ					●	●							
46		ドンコ科	ドンコ		●			●	●							
47		ハゼ科	カワアナゴ								●				NT	掲載種
48			シロウオ								●			VU	NT	掲載種
49			ウキゴリ								●				DD	
50			クボハゼ								●			EN	CR	掲載種
51			ピリンゴ		●					●						
52			ウロハゼ		●					●						
53			マハゼ		●			●	●							
54			シマヨシノボリ		●			●	●							
55			オオヨシノボリ		●			●	●							
56			トウヨシノボリ (型不明)		●	●		●	●							
57			カワヨシノボリ		●			●	●							
-			ヨシノボリ属								●					
58			チチブ								●					
59		タイワンドジョウ科	カムルチー		●			●	●							
60	フグ目	フグ科	ヒガンフグ								●					
計	11目	21科	60種	1種	33種	10種	3種	32種	46種	11種	22種	0種	0種	22種	28種	20種

●印は、注1) に示す報告書等により事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等：

- ① 「平成 11 年度 自然環境調査 (ため池の貴重種生物の生息状況調査)」 (平成 12 年 3 月 福岡市環境局)
- ② 「自然環境調査 (河川における水生生物の生息状況調査) 報告書」 (平成 12 年 3 月 福岡市環境局)
- ③ 「自然環境調査報告書 (里地の細流等における貴重種魚類の生息状況調査)」 (平成 13 年 3 月 福岡市環境局)
- ④ 「平成 13 年度 自然環境調査 (ため池の生態系調査) 報告書」 (平成 14 年 3 月 福岡市環境局)
- ⑤ 「平成 18 年度 自然環境調査委託 (水生生物) 報告書」 (平成 19 年 3 月 福岡市環境局)
- ⑥ 「平成 23 年度 自然環境調査委託 (水生生物) 報告書」 (平成 24 年 3 月 福岡市環境局)

- ⑦「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)
- ⑧「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」(平成26年8月 福岡県)

注2) 選定基準:

- 天然記念物: 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
 環 RDB : 「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 4 汽水・淡水魚類」(平成27年2月 環境省)
 CR: 絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 EN: 絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT: 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種
 県 RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」(平成26年8月 福岡県)
 EW: 野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種
 CR: 絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 EN: 絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT: 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 DD: 評価するだけの情報が不足している種
 市指針 : 「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)
 掲載種: 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

(2) 植物

1) 植物相

事業実施区域周囲における植物種の生育状況については、福岡市等が実施した調査等がある。これらの概要は表 3.1.5-8 に示すとおりであり、131 科 584 種の植物種が確認されている。重要な種は、ハンノキ、オケラ、コガマ等の 117 種が確認された。

表 3.1.5-8 (1) 事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等									選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針
1	マツバラ科	マツバラ								●				NT	EN	掲載種
2	ヒカゲノカズラ科	ミズスギ			●											
3		トウゲシバ			●											
4	トクサ科	スギナ		●	●	●										
5		トクサ		●	●											
6	ハナヤスリ科	フユノハナワラビ			●											
7		ハマハナヤスリ								●					CR	
8	ゼンマイ科	ゼンマイ		●	●											
9	キジノオシダ科	キジノオシダ			●											
10	ウラボシ科	コシダ		●	●											
11		ウラボシ		●	●											
12	フサシダ科	カニクサ		●	●											
13	コバノイシカグマ科	イワヒメワラビ			●											
14		オドリコガマ								●					CR	
15		フモトシダ		●	●											
16		ワラビ		●	●											
17	ホングウシダ科	ホラシノブ		●	●											
18	ミズワラビ科	ミズワラビ								●					EN	
19		イワガネゼンマイ			●											
20		イワガネソウ			●											
21	イノモトソウ科	アマクサシダ			●											
22		イノモトソウ		●	●											
23	チャセンシダ科	トラノオシダ		●	●											
24		トキワシダ								●					CR	
-		Asplenium属			●											
25	シシガシラ科	オオカグマ			●											
26	オシダ科	オトコシダ								●					EN	掲載種
27		ハカタシダ			●											
28		オニカナワラビ			●											
29		キヨスミヒメワラビ			●											
30		メヤブソテツ								●					CR	掲載種
31		オニヤブソテツ			●											
32		ヤブソテツ			●											
33		サイゴクベニシダ			●											
34		ツクシイワヘゴ			●											
35		オシダ		●												
36		ベニシダ			●											
37		タカサゴシダ								●			NT	CR	掲載種	
38		マルバベニシダ			●											
39		クマワラビ			●											
40		トウゴクシダ			●											
41		ホウノカワシダ								●					EN	
42		ナガバノイタチシダ		●	●											
43		オクマワラビ			●											
44		オオイトチシダ			●											
45		イノデ			●											
46		サイゴクイノデ			●											
47	ヒメシダ科	ミゾシダ			●											
48		ホシダ		●	●	●										
49		コハシゴシダ		●	●											
50		ハリガネワラビ			●											
51		アオハリガネワラビ			●											
52		ヤワラシダ			●											
53		ミドリヒメワラビ			●											
54	メシダ科	カラクサイヌワラビ			●											
55		タニヌワラビ			●											
56		トゲヤマヌワラビ								●			CR	CR	掲載種	
57		ホウライヌワラビ								●			EN	CR	掲載種	
58		アオグキヌワラビ								●			EN	CR	掲載種	
59		シケシダ			●											
60		ナチシケシダ			●											
61		ハラシダ			●											
62		ダンドシダ								●						掲載種
63		セフリワラビ								●						掲載種
64	ウラボシ科	マメツタ			●											
65		フキシノブ		●	●											
66	デンジソウ科	ナンゴクデンジソウ								●			EN	CR	掲載種	
67	アカウキクサ科	Azolla属の一種								●						

表 3.1.5-8 (2) 事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等									選定基準					
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針	
68	マツ科	アカマツ		●	●												
69	スギ科	スギ		●	●												
70	ヒノキ科	ヒノキ			●											NT	
71		ハイビャクシン			●				●							CR	掲載種
72	マキ科	イヌマキ		●	●												
73	ヤマモモ科	ヤマモモ		●	●												
74	クルミ科	ノグルミ			●												
75	ヤナギ科	ジャヤナギ					●				●						
76		カワヤナギ					●									EN	
-		Salix属					●										
77	カバノキ科	ハンノキ	●	●	●					●	●					EN	掲載種
78		オオバヤシャブシ			●												
79	ブナ科	クリ			●												
80		ツブラジイ			●												
81		スダジイ			●												
82		マテバシイ			●												
83		シリブカガシ			●												
84		クヌギ			●												
85		アラカシ		●	●												
86		ウバメガシ			●												
87		コナラ			●												
88		アベマキ			●												
89	ニレ科	ムクノキ		●	●		●										
90		クワノハエノキ								●						VU	掲載種
91		エノキ			●	●											
92		アキニレ			●												
93		ケヤキ			●												
94	クロ科	コウゾ		●													
95		カジノキ		●	●												
96		クロクサ				●											
97		イヌビロ		●	●												
98		イタビカズラ			●												
99		カナムグラ				●	●										
100		クロ		●													
101	イラクサ科	クサコアカソ								●						NT	掲載種
102		ゲンカイヤブマオ								●						EN	掲載種
103		アカソ								●						NT	掲載種
104	ヤマモガシ科	ヤマモガシ			●												
105	ボロボロノキ科	ボロボロノキ			●												
106	タデ科	ヒメタデ								●				VU	NT		
107		ナガバノウナギツカミ								●					NT	NT	
108		ヤナギタデ		●	●												
109		シロバナサクラタデ				●											
110		オオイヌタデ		●			●										
111		イヌタデ		●	●	●											
112		ヤノネグサ			●												
113		イシミカワ				●											
114		ホソバノウナギツカミ		●	●												
115		サナエタデ		●													
116		ミゾソバ		●	●		●				●						
117		シマヒメタデ								●						NT	
118		スイバ		●	●	●											
119		ギシギシ		●	●												
120		コギシギシ								●				VU	VU	掲載種	
121	オシロイバナ科	オシロイバナ		●													
122	ナデシコ科	ゲンカイミミナグサ								●				NT	EN	掲載種	
123		タチハコベ								●				VU	CR		
124		ノハラツメクサ			●												
125		ウシハコベ		●	●												
126		コハコベ		●													
127		ミヤマハコベ		●													
128	アカザ科	ケアリタソウ			●												
129		イソホウキギ								●					VU	掲載種	
130	ヒユ科	ヒカゲイノコズチ		●	●												
131		ヒナタイノコズチ		●	●	●											
132	モクレン科	コブシ			●												
133	マツバサ科	サネカズラ		●	●												
134	クスノキ科	カゴノキ			●												
135		クスノキ		●	●	●											
136		ヤブニッケイ		●	●												
137		タブノキ		●	●												
138		シロダモ		●	●												
139	キンボウゲ科	ヒメウス			●												
140		ボタンヅル			●												
141		センニンソウ		●	●												
142		ケキツネノボタン		●	●												
143	メギ科	ルイヨウボタン								●					EN		
144		バイカイカリソウ	●							●					EN	掲載種	
145		ナンテン			●												

表 3.1.5-8 (3) 事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等									選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針
146	アケビ科	アケビ		●												
147		ミツバアケビ		●												
148		ムベ			●											
149	ツツラフジ科	アオツツラフジ		●	●	●										
150	スイレン科	オニバス	●							●				VU	EN	掲載種
151		ハス				●										
152	ドクダミ科	ドクダミ		●		●										
153		ハンゲショウ				●										
154	センリョウ科	キビヒトリシズカ								●				VU	CR	掲載種
155	ウマノスズクサ科	ウンゼンカンアオイ								●				VU	NT	掲載種
156	ツバキ科	ヤブツバキ			●											
157		ツバキ			●											
158		チャノキ			●											
159		ヒサカキ		●	●											
160		モッコク			●											
161	オトギリソウ科	トモエソウ								●					CR	掲載種
162		オトギリソウ		●												
163		コケオトギリ		●	●											
164		ツキシキオトギリ								●				EN	EN	掲載種
165	ケシ科	ナガミノツルキケマン								●				NT	EN	掲載種
166	アブラナ科	セイヨウアブラナ		●												
167		タネツケバナ		●	●											
168		イヌナズナ								●					EN	
169		オランダガラシ							●							
170		ショカツサイ		●												
171		コイヌガラシ								●				NT	VU	掲載種
172		スカシタゴボウ		●												
173	ベンケイソウ科	イワレンゲ								●				VU	CR	掲載種
174		コモチマンネングサ		●	●											
175	ユキノシタ科	アジサイ			●											
176	トベラ科	トベラ		●	●											
177	バラ科	キンミズヒキ		●	●											
178		ヤマブキショウマ								●				VU		掲載種
179		ヘビイチゴ			●	●										
180		ビワ			●											
181		ダイコンソウ		●												
182		カナメモチ			●											
183		カワラサイコ								●				EN		掲載種
184		オヘビイチゴ		●	●	●										
185		カマツカ			●											
186		ヤマザクラ		●	●											
187		モモ		●												
188		ソメイヨシノ		●												
189		タチバナモドキ			●											
190		シャリンバイ			●											
191		ノイバラ		●	●											
192		テリハノイバラ		●	●											
193		フユイチゴ		●	●											
194		ピロードイチゴ			●											
195		クサイチゴ			●											
196		ナガバモミジイチゴ			●											
197		ナワシロイチゴ		●												
198		カジイチゴ		●												
199		ワレモコウ		●												
200		コバナワレモコウ		●	●											
201		ウラジロノキ		●	●											
202		シモツケ								●					NT	
203	マメ科	ネムノキ			●											
204		ヤブマメ		●	●											
205		ゲンゲ			●											
206		シバハギ								●					EN	
207		ヌスビトハギ		●	●											
208		ノササゲ			●											
209		ノアズキ			●											
210		ツルマメ				●										
211		コマツナギ			●											
212		ヤハズソウ			●											
213		ヤマハギ		●												
214		ツクシハギ		●	●											
215		マキエハギ								●					EN	
216		ハネミイヌエンジュ			●											
217		ナツフジ			●											
218		クズ		●	●											
219		タンキリマメ		●												
220		ハリエンジュ			●											
221		ヤハズエンドウ			●											
222		ヤマフジ			●											

表 3.1.5-8 (4) 事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等									選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
223	カタバミ科	カタバミ		●	●	●										
224		アカカタバミ		●												
225		ムラサキカタバミ		●												
226	フウロンウ科	アメリカフウロ		●	●											
227	トウダイグサ科	エノキグサ		●	●											
228		オオニシキソウ					●									
229		コニシキソウ					●									
230		アカメガシワ		●	●	●										
231		ヒメミカンソウ		●												
232		コミカンソウ			●											
233		ナンキンハゼ		●	●	●										
234	ユズリハ科	ユズリハ			●											
235		ヒメユズリハ			●											
236	ミカン科	カラスザンショウ			●											
237	センダン科	センダン					●									
238	ウルシ科	ヌルデ		●	●											
239		ハゼノキ		●	●	●										
240		ヤマハゼ			●											
241		ヤマウルシ			●											
242	カエデ科	イロハモミジ			●											
243	トチノキ科	トチノキ			●											
244	モチノキ科	ナナミノキ			●											
245		イヌツゲ		●	●											
246		モチノキ			●											
247		アオハダ			●											
248		クロガネモチ		●	●	●										
249		イヌウメモドキ			●											
250	ニシキギ科	ツルウメモドキ		●												
251		ニシキギ			●											
252	ミツバウツギ科	ゴンズイ			●											
253	ブドウ科	ノブドウ		●	●	●										
254		ヤブガラシ		●	●	●										
255		ツタ			●	●										
256	ホルトノキ科	コバンモチ			●											
257		ホルトノキ			●											
258	アオイ科	ハマボウ							●						VU	掲載種
259		フヨウ		●	●											
260		ムクゲ			●											
261	アオギリ科	アオギリ				●										
262	グミ科	ツルグミ			●											
263		マルバグミ			●											
264		ナワシログミ		●	●											
265		アキグミ		●												
266		ウラギンツルグミ			●											
267		ヒメスミレ			●											
268		ツボスミレ		●												
269		ノジスミレ		●												
270	ウリ科	ゴキツル				●										
271		アマチャヅル			●											
272		カラスウリ		●	●	●										
273		キカラスウリ			●											
274	ミソハギ科	キカシグサ		●	●											
275		ホザキキカシグサ							●					EN	EN	
276	ヒシ科	ヒシ		●	●	●	●	●		●						
277		オニビシ		●						●					EN	
278	アカバナ科	チョウジタデ			●											
279		ミズユキノシタ		●	●											
-		Ludwigia属			●											
280		コマツヨイグサ			●											
281	アリノトウグサ科	オオフサモ								●						
282		タチモ								●				NT	CR	
283	ミズギ科	アオキ			●											
284		クマノミズキ			●											
285	ウロギ科	コシアブラ			●											
286		タラノキ			●											
287		カクレミノ		●	●											
288		ヤツデ		●	●											
289		キツタ		●	●											
290		ハリギリ			●											
291	セリ科	ツボクサ		●	●											
292		ミツバ		●	●	●										
293		ノチドメ		●	●											
294		オオチドメ		●	●											
295		セリ		●		●			●							
296		ヤブニンジン		●												
297		ムカゴニンジン			●											
298		オヤブジラミ		●												

表 3.1.5-8 (5) 事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等									選定基準						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針		
299	ツツジ科	ネジキ		●	●													
300		ヤマツツジ			●													
301		ヒラドツツジ			●													
302		シヤシヤンボ		●	●													
303		ナツハゼ		●	●													
304	ヤブコウジ科	マンリョウ			●													
305		ヤブコウジ			●													
306	サクラソウ科	ヌマトラノオ			●													
307		コナスビ			●													
308		サワトラノオ								●				EN	CR			
309		オニコナスビ							●				EN	EN	掲載種			
310	イソマツ科	ハマサジ							●				NT	VU	掲載種			
311	カキノキ科	カキノキ		●	●													
312	エゴノキ科	エゴノキ			●													
313	ハイノキ科	ミミズバイ			●													
314		クロキ		●	●													
315		クロバイ			●													
316	モクセイ科	レンギョウ			●													
317		ネズミモチ		●	●													
318		イボタノキ		●	●													
319		ヒイラギ			●													
320		シマモクセイ								●					NT	掲載種		
321	リンドウ科	リンドウ			●				●	●						VU	掲載種	
322		イヌセンブリ								●				VU	EN	掲載種		
323		ムラサキセンブリ								●				NT	VU	掲載種		
324		ツルリンドウ			●													
325	ミツガシワ科	アサザ							●					NT	CR	掲載種		
326	キョウチクトウ科	サカキカズラ			●													
327		テイカカズラ			●													
328	ガガイモ科	ツクシガシワ							●							VU	掲載種	
329		イヨカズラ							●							VU	掲載種	
330		ガガイモ				●												
331	アカネ科	オオアリドオシ			●													
332		ヒメヨツバムグラ		●														
333		ヤエムグラ		●	●													
334		ヨツバムグラ		●	●													
335		クチナシ		●	●													
336		ヘクソカズラ		●	●	●												
337	ヒルガオ科	ヒルガオ				●												
338		アオイゴケ								●					NT			
339		アサガオ		●														
340	ムラサキ科	チシャノキ			●	●												
341		キュウリグサ			●													
342	クマツヅラ科	ムラサキシキブ			●													
343		ヤブムラサキ			●													
344		クサギ		●	●													
345		ハマクサギ			●													
346		ヤナギハナガサ		●														
347		アレチハナガサ				●												
348	アワゴケ科	アワゴケ		●														
349	シソ科	トウバナ		●	●	●												
350		キセウタ								●				VU	VU			
351		ヒメシロネ			●													
352		ヒメジソ			●													
353			ミゾコウジュ								●				NT	NT	掲載種	
354	ナス科	クコ		●														
355		ヒヨドリジョウゴ			●													
356		イヌホオズキ			●													
357		アメリカイヌホオズキ			●													
358	ゴマノハグサ科	アブノメ			●													
359		ヤマウツボ								●					EN			
360		シソクサ		●											EN			
361		キクモ			●													
362		スズメノトウガラシ		●														
363		ウリクサ				●												
364		アゼトウガラシ			●													
365		トキワハゼ		●														
366			イヌノフグリ								●				VU	EN		
367			カワヂシャ								●				NT	NT	掲載種	
368	キツネノマゴ科	オギノツメ		●	●	●												
369		キツネノマゴ			●	●												
370	ハマウツボ科	ハマウツボ								●				VU	CR			
371	オオバコ科	オオバコ		●	●	●												
372		トウオオバコ								●					VU	掲載種		

表 3.1.5-8 (6) 事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等									選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
373	スイカズラ科	ハナツクバネウツギ			●											
374		ハマニンドウ			●											
375		キダチニンドウ			●											
376		スイカズラ		●	●											
377		コバノガマズミ			●											
378		ハクサンボク		●	●											
379	オミナエシ科	オミナエシ			●											
380	キキョウ科	サイヨウシャジン			●											
381		ツルギキョウ							●				VU	CR	掲載種	
382		サワギキョウ							●				VU			
383	キク科	オオブタクサ				●										
384		フクド							●				NT	VU	掲載種	
385		ヨモギ			●	●										
386		シラヤマギク			●											
387		ダルマガク								●				NT	掲載種	
388		ヒロハホウキギク			●	●										
389		ホウキギク		●	●											
390		ウラギク								●				NT	EN	掲載種
391		オケラ			●					●	●			EN	EN	掲載種
392		アメリカセンダングサ		●	●	●										
393		コセンダングサ			●											
394		シロバナセンダングサ			●											
395		ニシノヤマタイミンガサ								●					VU	掲載種
396		トキンソウ			●	●										
397		ノアザミ		●	●											
398		アレチノギク		●												
399		オオアレチノギク		●												
400		ベニバナボロギク			●											
401		タカサブロウ			●	●										
402		ヒメムカシヨモギ			●	●										
403		ヒヨドリバナ			●											
404		サケバヒヨドリ			●											
405		ツワブキ			●											
406		ハキダメギク			●											
407		ハハコグサ		●	●											
408		チチコグサ		●												
409		チチコグサモドキ		●												
410		ウスベニチチコグサ		●												
411		イヌキクイモ				●										
412		キツネアザミ		●												
413		ブタナ			●											
414		オオヂシバリ			●											
415		ニガナ			●											
416	ヨメナ		●		●											
417	アキノノゲシ		●	●	●											
418	ムラサキニガナ			●												
419	コオニタビラコ		●													
420	ヤブタビラコ		●													
421	フキ		●													
422	ミヤコアザミ								●					CR		
423	タムラソウ			●												
424	セイタカアワダチソウ		●	●	●											
425	ノゲシ		●	●												
426	スマツルギク			●												
427	ヒメジョオン		●	●	●											
428	セイヨウタンポポ		●	●	●											
429	オニタビラコ		●	●												
430	トチカガミ科	オオカナダモ				●	●			●						
431		ウミヒルモ							●				NT	NT		
432		クロモ				●	●			●						
433	ホロムイソウ科	シバナ							●				NT	EN	掲載種	
434	ヒルムシロ科	エビモ				●	●			●						
435		ヒルムシロ			●											
436		リュウノヒゲモ								●				NT	EN	掲載種
437		エビアマモ								●				NT	NT	
438		カワツルモ								●				NT	EN	
439	アマモ科	アマモ							●					NT		
440	イバラモ科	Na jas属			●											

表 3.1.5-8 (7) 事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等									選定基準						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針		
441	ユリ科	ノビル				●												
442		ヤマラッキョウ			●													
443		ニラ		●														
444		ホソバナコバイモ								●				NT	NT		掲載種	
445		キスゲ								●					CR			
446		オオバギボウシ			●													
447		ヤブラン			●													
448		ナガバジャノヒゲ		●	●													
449		ウスギワニグチソウ								●				EN	EN		掲載種	
450		サルトリイバラ		●	●													
451		アマナ								●						VU		
452		バイケイソウ								●						VU	掲載種	
453		ホソバシユロソウ								●					CR		掲載種	
454		ヒガンバナ科	ハマオモト							●						EN		掲載種
455			ヒガンバナ				●											
456	キツネノカミソリ									●					EN			
457	シロバナマンジュシヤゲ					●												
458	タマスダレ					●												
459	サフランモドキ					●												
460	ヤマノイモ科	ヤマノイモ		●	●	●												
461		カエデドコロ			●													
462	ミズアオイ科	ホテイアオイ			●		●											
463		コナギ						●										
464	アヤメ科	シャガ			●													
465		キショウブ		●	●	●												
466		エヒメアヤメ								●				VU	CR			
467		ニワゼキショウ		●														
468	イグサ科	イ		●	●	●												
469		コウガイゼキショウ		●	●													
470		アオコウガイゼキショウ		●														
471		クサイ		●		●												
472		スズメノヤリ		●														
473	ツユクサ科	ツユクサ		●	●	●												
474		オオボウシバナ		●														
475		イボクサ		●	●													
476		ノハカタカラクサ		●	●													
477	イネ科	アオカモジグサ		●														
478		カモジグサ		●		●												
479		コスカグサ		●														
480		ヒメコスカグサ								●				NT	EN			
481		スズメノテッポウ		●														
482		メリケンカルカヤ		●	●													
483		コブナグサ		●	●													
484		トダシバ		●	●													
485		ミノゴメ		●														
486		イヌムギ		●														
487		ノガリヤス			●													
488		ヒナザサ								●				NT	VU		掲載種	
489		ジュズダマ		●	●	●					●							
490		ギョウギシバ		●	●	●												
491		メヒシバ		●	●	●												
492		コメヒシバ		●	●	●												
493		イヌビエ			●	●	●	●			●							
494		ケイヌビエ				●												
495		オヒシバ				●												
496		ハマニンニク								●					VU		掲載種	
497		カゼクサ		●	●													
498		ニワホコリ				●												
499		コバノウシノシッペイ		●	●													
500		チガヤ			●													
501		チゴザサ			●													
502		ハイチゴザサ								●					VU		掲載種	
503		アゼガヤ			●													
504	ネズミムギ		●															
505	ササクサ			●														
506	アシボソ			●	●													
507	トキワススキ		●															
508	オギ									●								
509	ススキ		●	●	●													
510	コチヂミザサ		●	●														
511	ヌカキビ		●	●														
512	オオクサキビ			●														
513	シマスズメノヒエ			●	●													
514	キシユウスズメノヒエ			●	●					●								
515	スズメノコビエ			●														
516	スズメノヒエ		●															
517	タチスズメノヒエ		●	●														

表 3.1.5-8 (8) 事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等									選定基準					
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針	
518	イネ科	チカラシバ			●												
519		クサヨシ		●			●				●						
520		ヨシ		●	●	●	●	●				●					
521		ツルヨシ					●										
522		マダケ		●	●			●									
523		モウソウチク			●												
524		ネザサ		●	●												
525		メダケ		●	●												
526		スズメノカタビラ		●													
527		ハイヌメリ			●												
528		アキノエノコログサ		●		●											
529		コササキビ									●					VU	掲載種
530		オカメザサ			●												
531		ネズミノオ			●												
532	カニツリグサ		●														
533	マコモ				●	●	●				●						
534	ヤシ科	シュロ		●	●												
535	サトイモ科	ショウブ						●									
536		セキショウ			●		●										
537		ツクシマムシグサ								●					VU		
538	ウキクサ科	ボタンウキクサ						●									
539		アオウキクサ				●											
540	ウキクサ							●									
541	ミクリ科	ヒメミクリ				●				●				VU	CR	掲載種	
542	ガマ科	ヒメガマ		●	●	●		●			●						
543		ガマ		●	●		●										
544	カヤツリグサ科	コガマ		●					●	●					VU	掲載種	
545		イトテンツキ									●			NT	CR		
546		アゼナルコ		●													
547		ナキリスゲ			●												
548		キノクニスゲ									●			NT	NT	掲載種	
549		ヒメスゲ									●				EN	掲載種	
550		ツクシナルコ									●			EN	VU	掲載種	
-			Carex属			●	●										
551		シュロガヤツリ				●	●										
552		ヒメクグ		●	●	●											
553		クグガヤツリ				●											
554		ヒナガヤツリ			●												
555		コアゼガヤツリ		●	●												
556		コゴメガヤツリ			●												
557	カヤツリグサ		●	●													
558	ツクシオオガヤツリ	●			●					●			EN	EN	掲載種		
559	オニガヤツリ			●													
560	ハマスゲ				●												
561	カワラスガナ			●													
562	ヒメガヤツリ		●														
563	セイタカハリイ									●				CR			
564	ヒメヌマハリイ									●				EN	掲載種		
565	シカクイ			●													
566	ヒメヒラテンツキ		●	●													
567	クロテンツキ		●	●													
568	ハタケテンツキ								●	●			EN		掲載種		
569	トラノハナヒゲ									●				CR			
570	ホタルイ			●													
571	イヌホタルイ			●													
572	ヒメカンガレイ			●						●			VU	EN	掲載種		
573	シズイ									●				EN			
574	カンガレイ			●													
575	サンカクイ					●	●										
576	ウキヤガラ							●									
577	ラン科	エビネ								●			NT	VU	掲載種		
578		ギンラン								●				VU			
579		ジュンラン			●												
580		クロムヨウラン								●					CR		
581		コ克蘭			●												
582		クモイジガバチ									●			CR	CR		
583		ハツシマラン									●			CR	CR		
584		コケイラン									●				VU		
計	131科	584種	4種	212種	357種	97種	19種	21種	7種	112種	15種	0種	0種	54種	114種	70種	

●印は、注1) に示す報告書等により事業実施区域周囲において生育が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、
 具体的な生育場所が明示されていない種についても、事業実施区域周囲において生育しているものとして抽出している。

注1) 報告書等：

- ① 「平成8年度福岡市自然環境調査報告書 市域における貴重植物及び今津塩沼地植物」(平成9年3月 福岡市環境局)
- ② 「平成11年度 自然環境調査(ため池の貴重種生物の生息状況調査)」(平成12年3月 福岡市環境局)
- ③ 「地域生態系等調査(東平尾・金隈地域) 報告書」(平成13年3月 福岡市環境局)

- ④ 「平成 13 年度 自然環境調査（ため池の生態系調査）報告書」（平成 14 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑤ 「平成 18 年度 自然環境調査委託（水生植物）報告書」（平成 19 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑥ 「平成 23 年度 自然環境調査委託（水生植物）報告書」（平成 24 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑦ 「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- ⑧ 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）
- ⑨ 「自然環境調査（河川における水生生物の生息状況調査）報告書」（平成 12 年 3 月 福岡市環境局）

注 2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
- 環 RDB : 「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 8 植物 I」（平成 27 年 3 月 環境省）
 「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 9 植物 II」（平成 27 年 2 月 環境省）
 CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 県 RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）
 CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 市指針 : 「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

2) 植生

事業実施区域周囲の植生の状況は、図 3.1.5-1 に示すとおりである。

事業実施区域周囲には平野の市街地や工場地帯等の人工的な土地被覆が広く分布し、コンクリート護岸等を施された都市内河川が流下している。事業実施区域東側の丘陵地である東平尾公園一带にシイやカシ、アカマツといった常緑樹の二次林からなる樹林がパッチ状に分布するほか、開発により造成された緑の多い住宅地等が一部分布している。

また、事業実施区域の南側に水田雑草群落や畑地雑草群落といった都市内の耕作地が点在している。

(3) 生態系

事業実施区域周囲の生物が生育・生息する基盤環境について地形・地質、土壌、植生、土地利用形態等の観点から、表 3.1.5-9 に示すとおり類型区分を行った。

事業実施区域周囲は広く分布する平野の市街地、丘陵地の二次林・公園、平野の都市内耕作地・草地、都市内河川に大別でき、各環境類型の代表的な生物種は表 3.1.5-10 に示すとおりである。

表 3.1.5-9 事業実施区域周囲の自然環境の類型区分

類型区分	地形区分	地質区分	土壌区分	植生区分
平野の市街地	平野	砂・泥・礫、火山灰	市街地その他	市街地、工場地帯
丘陵地の二次林・公園	丘陵地	砂岩、シルト岩、黒雲母花崗岩、緑色片岩	乾性褐色森林土、細粒黄色土壌	シイ-カシ二次林、アカマツ群落、竹林
平野の都市内耕作地・草地	平野	砂、泥、礫	中粗粒灰色低地土壌	水田雑草群落、畑地雑草群落
都市内河川	河川	-	-	-

表 3.1.5-10 事業実施区域周囲の環境類型ごとの代表的な生物種

	平野の市街地	丘陵地の二次林・公園	平野の都市内耕作地・草地	都市内河川
植物	植栽	シイ-カシ二次林、アカマツ群落、竹林	水田雑草群落、畑地雑草群落	-
哺乳類、両生・爬虫類	イタチ属、ネコ	アカネズミ、タヌキ、ヤマカガシ	コウベモグラ、ヌマガエル、シマヘビ	-
鳥類	スズメ、ドバト、ツバメ	ヒヨドリ、ヤマガラ	ケリ、ムクドリ、ツバメ	-
昆虫類	クマゼミ、ヤマトシジミ本土亜種	ナミアゲハ、ハルゼミ	モンシロチョウ	-
底生動物	-	-	-	アメリカザリガニ
魚類	-	-	-	メダカ、コイ、フナ属

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

1) 主要な眺望点の状況

事業実施区域周囲において対象事業実施区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、表 3.1.6-1 及び図 3.1.6-1 に示すとおりである。

表 3.1.6-1 事業実施区域周囲の主要な眺望点

番号	名称	対象事業実施区域からの距離
1	福岡県庁展望室	約 2,000m
2	東平尾公園（貝花展望台）	約 700m
3	東平尾公園（アクション福岡）	約 400m
4	志免町総合スポーツ公園	約 1,100m
5	福岡空港国際線送迎デッキ	対象事業実施区域内
6	福岡空港国内線展望室、送迎デッキ	対象事業実施区域内

出典：「福岡観光地検索」（福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、<http://www.crossroadfukuoka.jp/>）

2) 景観資源の状況

事業実施区域周囲における主な景観資源は、表 3.1.6-2 に示すとおりであり、その位置は図 3.1.6-1 に示すとおりである。

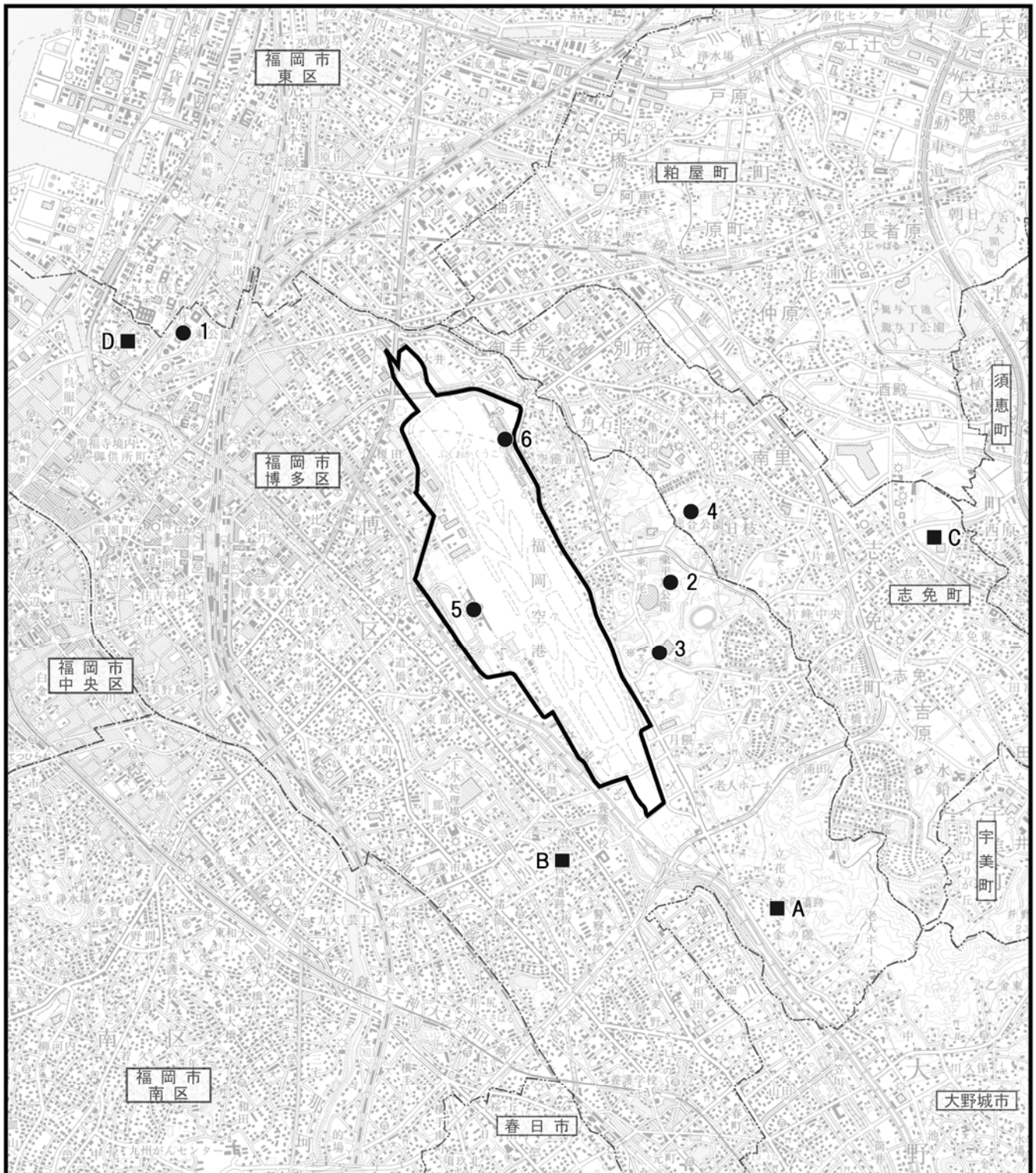
事業実施区域周囲には「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（平成元年 環境庁）により自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源は確認されていない。

また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、福岡県、福岡市指定の史跡が点在している。

表 3.1.6-2 事業実施区域周囲の主な景観資源

番号	名称	指定・種別
A	金隈遺跡	国指定・史跡
B	板付遺跡	国指定・史跡
C	志免鉱業所跡堅坑及び第八坑関連地区	県指定・史跡
D	福岡藩主黒田家墓所	市指定・史跡

出典：「福岡観光地検索」（福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、<http://www.crossroadfukuoka.jp/>）
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）
「志免町の史跡・文化財」（志免町ホームページ、<http://www.town.shime.lg.jp/life/4/25/>）

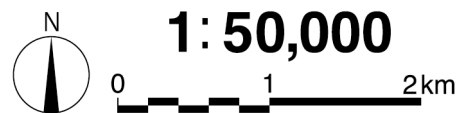


凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 主要な眺望点
- : 主な景観資源

図3.1.6-1 主要な眺望地点及び主な景観資源位置図

出典: 「福岡観光地検索」(福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ)
 「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ)
 「志免町の史跡・文化財」(志免町ホームページ)



(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1.6-3 に示すとおりであり、その位置は図 3.1.6-2 に示すとおりである。

事業実施区域周囲には、自然のままの丘陵や池、樹林を活かし、市民に「博多の森」の愛称で親しまれている東平尾公園や、池や桜並木、遊歩道がある志免町総合スポーツ公園等の大規模な公園が位置している。

対象事業実施区域の近傍には、運動施設を備え、近隣からの利用者が訪れる榎田中央公園や大井中央公園などが位置し、また、地元を中心に利用されている緑地が多数位置している。

表 3.1.6-3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

種類	番号	名称
公園・緑地	1	県営東公園
	2	県営天神中央公園
	3	駕与丁公園
	4	志免平成の森公園
	5	日の出ふれあい公園
	6	志免町総合スポーツ公園
	7	東平尾公園
	8	月隈1号緑地
	9	道園緑地
	10	月隈北緑地
	11	空港前1号緑地
	12	上月隈1号緑地
	13	上月隈2号緑地
	14	下月隈1号緑地
	15	上臼井緑地
	16	東吉塚1号緑地
	17	下臼井緑地(下臼井公園含む)
	18	榎田中央公園
	19	大井中央公園
	20	上月隈中央公園

出典：「福岡県の公園緑地」(福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/fukuokakennokouenryokuchi.html>)
「福岡観光地検索」(福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、
<http://www.crossroadfukuoka.jp/>)
「福岡・博多の観光案内」(よかなびWEB ホームページ、<http://www.yokanavi.com/jp>)
「公園・施設検索」(公益財団法人 緑のまちづくり協会ホームページ、
<http://www.midorimachi.jp/>)

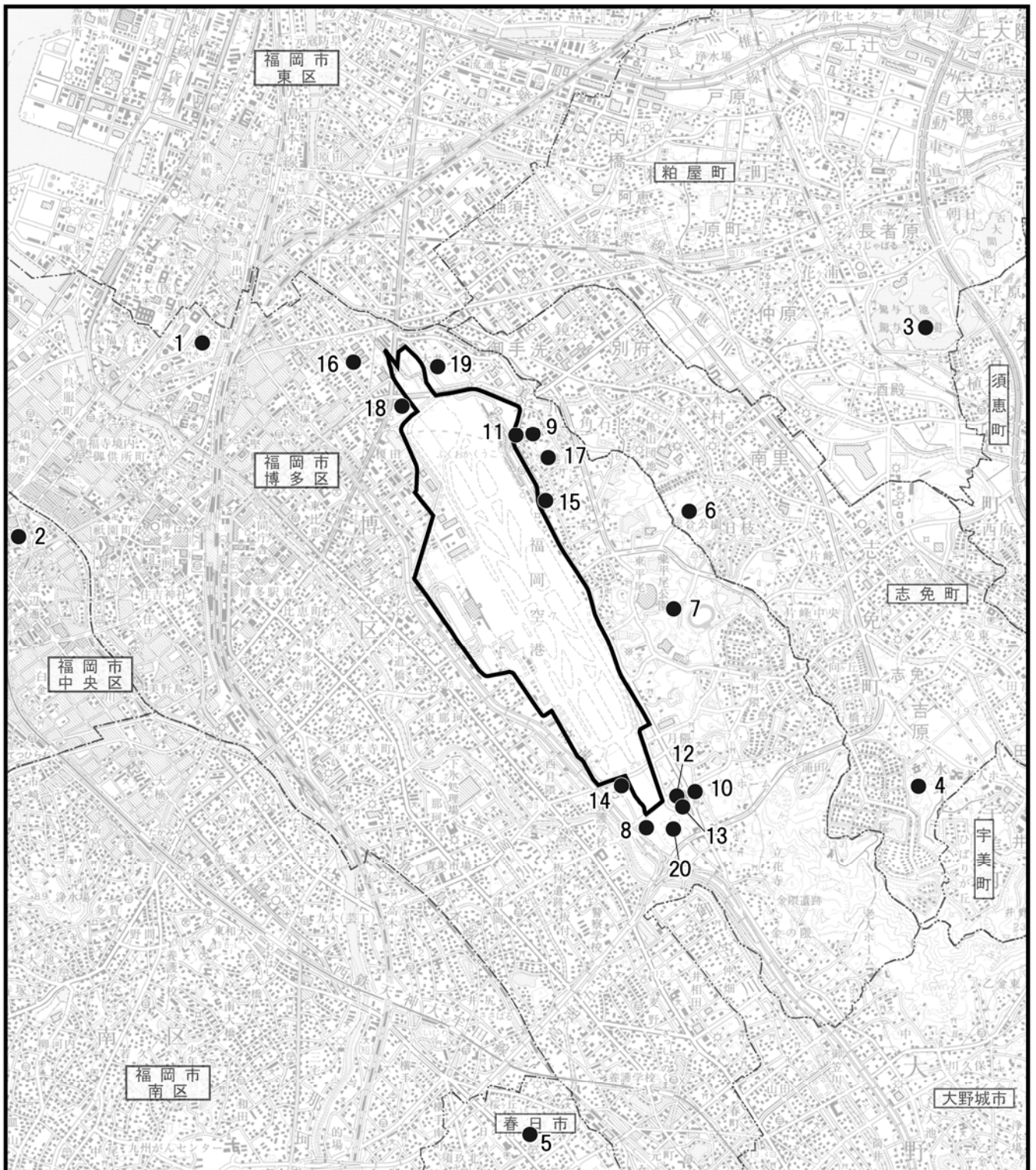
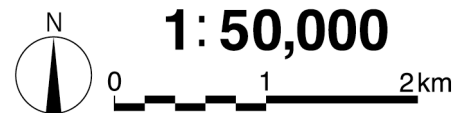


図3.1.6-2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

出典: 「福岡県の公園緑地」(福岡県ホームページ)
「福岡観光地検索」(福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ)
「福岡・博多の観光案内」(よかなびWEB ホームページ)
「公園・施設検索」(公益財団法人 緑のまちづくり協会ホームページ)



3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 空間放射線量率の状況

空間放射線量率（対象とする空間の単位時間当たりの放射線量）の状況については、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、全国においてモニタリングポストが増設され、継続的にモニタリングがなされている。これらのモニタリングポストにおける空間放射線量率の測定結果は、原子力規制委員会のホームページのほか、福岡県内の測定局については、福岡県のホームページで公開されている。

事業実施区域周囲における空間放射線量率のモニタリングポストの位置は、図3.1.7-1に示すとおりであり、太宰府局（保健環境研究所）及び福岡局（福岡県庁）にて測定されている。また、福岡県内における全9箇所のモニタリングポストにおける空間放射線量率の平成26年の測定結果は、表3.1.7-1に示すとおりである。

各測定局における空間放射線量率は0.037～0.060 $\mu\text{Sv/h}$ である。また、事業実施区域周囲のモニタリングポスト（太宰府局及び福岡局）における空間放射線量率は0.059 $\mu\text{Sv/h}$ となっており、各測定局における測定結果の範囲内となっている。

表 3.1.7-1 福岡県内の空間放射線量率の測定結果（平成26年、年間平均値）

単位： $\mu\text{Sv/h}$

測定局名	設置場所	所在地	空間放射線量率
太宰府局	保健環境研究所	太宰府市向佐野 39	0.059
福岡局	福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7	0.059
糸島局	糸島総合庁舎	糸島市浦志 2-3-1	0.043
飯塚局	飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8-1	0.041
久留米局	久留米総合庁舎	久留米市合川町 1642-1	0.037
北九州局	八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3-7-1	0.060
行橋局	行橋総合庁舎	行橋市中央 1-2-1	0.054
二丈局	福吉小学校	糸島市二丈吉井 4118	0.044
志摩局	引津小学校	糸島市志摩御床 2165-2	0.048

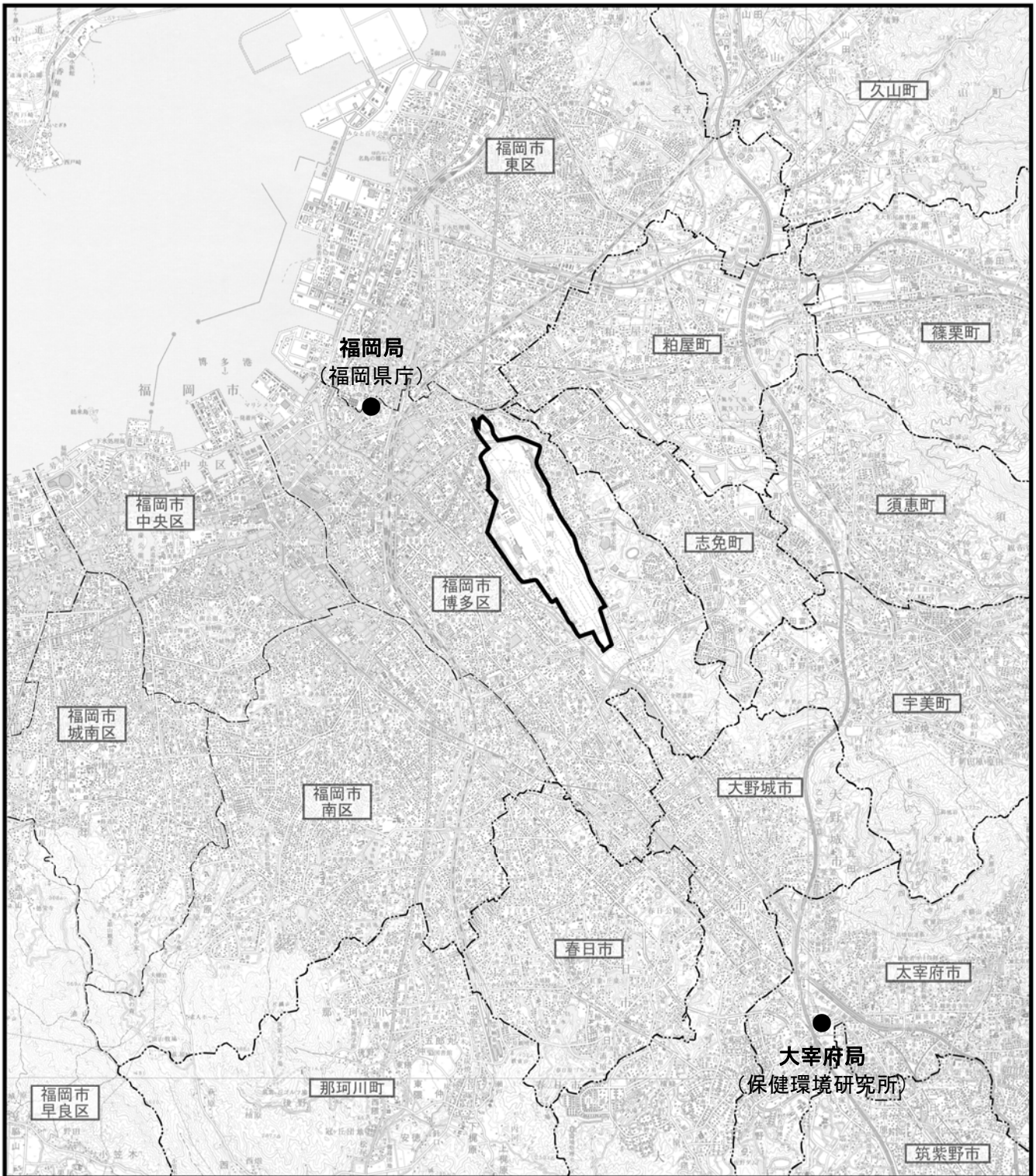
注1) 空間放射線量率：対象とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間放射線量率という。

注2) 測定期間（平成26年1月1日～12月31日）の平均値を示す。

注3) 本表に示す数値は、1m高さでの測定値または推計値を示す。

出典：「ふくおか放射線・放射能情報サイト」

（福岡県ホームページ、<http://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp/>）



凡 例

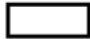

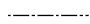
-  : 対象事業実施区域
-  : 市町村界
-  : 区界

図 3.1.7-1 放射線量モニタリング地点



3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

1) 人口・世帯数

周辺自治体における人口・世帯数の状況は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。平成 26 年 1 月 1 日現在における対象事業実施区域が位置する福岡市博多区の人口は 211,961 人、世帯数は 121,928 世帯となっている。

表 3.2.1-1 周辺自治体における人口・世帯数の状況

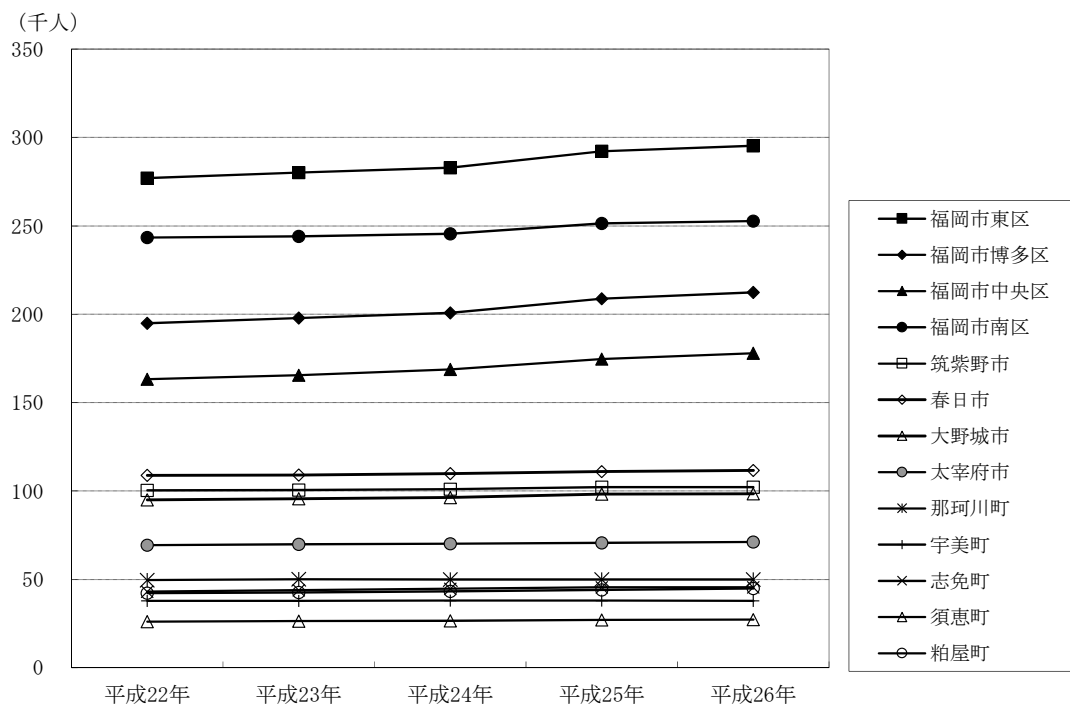
行政区分	人口(人)	世帯数(世帯)
福岡市 東区	295,566	139,016
福岡市 博多区	211,961	121,928
福岡市 中央区	177,391	102,577
福岡市 南区	253,020	120,589
筑紫野市	102,228	41,992
春日市	111,702	45,804
大野城市	98,771	41,251
太宰府市	71,245	30,004
那珂川町	50,030	19,526
宇美町	37,896	14,945
志免町	45,700	18,646
須恵町	27,234	10,629
粕屋町	44,636	18,211

注) 平成 26 年 1 月 1 日現在の値を示す。

出典：「住民基本台帳年報」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f11/juki-jukinenpou.html>)

2) 人口の推移

周辺自治体における平成 22 年以降の人口推移の状況は、図 3.2.1-1 に示すとおりである。福岡市東区、博多区、中央区及び南区における増加が顕著である。



注) 各年の3月31日現在の値を示す。

出典: 「住民基本台帳年報」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f11/juki-jukinenpou.html>)

図 3.2.1-1 周辺自治体における人口の推移

(2) 産業

1) 産業構造

周辺自治体における平成24年2月1日現在の産業別就業構造は、表3.2.1-2に示すとおりである。いずれの自治体においても、第3次産業の占める割合が高くなっている。

表 3.2.1-2 周辺自治体における産業別就業者数の状況

行政区分	第1次産業(人)	第2次産業(人)	第3次産業(人)	合計(人)
福岡市 東区	30	13,221	98,885	112,136
福岡市 博多区	128	34,207	260,071	294,406
福岡市 中央区	32	13,985	195,657	209,674
福岡市 南区	75	12,041	55,402	67,518
筑紫野市	42	4,871	27,046	31,959
春日市	5	2,610	21,903	24,518
大野城市	-	6,639	25,592	32,231
太宰府市	8	2,682	15,604	18,294
那珂川町	51	3,739	10,670	14,460
宇美町	8	3,685	7,880	11,573
志免町	-	2,253	12,232	14,485
須恵町	-	3,289	5,653	8,942
粕屋町	17	3,582	14,970	18,569

注) 平成24年2月1日現在の値を示す。

出典: 「ふくおかデータウェブ 第5章 事業所」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-5-3.html>)より集計

2) 農業の状況

周辺自治体における平成 22 年 2 月 1 日現在の農家人口及び農家数の状況は表 3.2.1-3 に、経営耕地面積の状況は表 3.2.1-4 に示すとおりである。総農家数は筑紫野市が最も多く、いずれの自治体も専業農家より兼業農家の方が多い。耕地面積は、いずれの自治体も田が最も多くなっている。

表 3.2.1-3 周辺自治体における農家数の状況

区分 行政区分	農業就業 人口(人)	総農家数 (戸)	専業農家数 (戸)	兼業農家数(戸)	
				第1種兼業	第2種兼業
福岡市 東区	322	345	43	25	114
福岡市 博多区	123	144	20	8	28
福岡市 中央区	×	2	×	×	×
福岡市 南区	135	195	18	6	71
筑紫野市	860	876	141	50	422
春日市	48	106	4	2	26
大野城市	111	180	6	8	80
太宰府市	201	235	28	4	112
那珂川町	418	538	55	46	224
宇美町	116	197	18	3	74
志免町	80	144	3	7	57
須恵町	164	216	17	13	104
粕屋町	421	388	45	13	213

注) 平成 22 年 2 月 1 日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第 6 章 農林水産業」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-6-1.html>)

表 3.2.1-4 周辺自治体における経営耕地面積の状況

区分 行政区分	総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
福岡市 東区	128	93	26	8
福岡市 博多区	43	35	5	4
福岡市 中央区	×	×	×	×
福岡市 南区	71	52	9	9
筑紫野市	747	701	41	5
春日市	20	15	3	2
大野城市	57	46	7	4
太宰府市	111	101	9	1
那珂川町	256	225	24	8
宇美町	75	68	4	2
志免町	50	44	4	2
須恵町	132	124	8	1
粕屋町	250	220	29	1

注) 平成 22 年 2 月 1 日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第 6 章 農林水産業」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-6.html>)

3) 漁業の状況

周辺自治体における平成 25 年 11 月 1 日現在の漁業経営体数、就業者数及び漁船数は、表 3.2.1-5 に示すとおりである。福岡市の漁業経営体数は 337 経営体、漁業就業者数は 586 人となっている。

表 3.2.1-5 周辺自治体における漁業の状況

行政区分	経営組織別経営体数		漁業就業者数 (人)	漁船数 (隻)
	総数	個人		
福岡市	337	311	586	512

出典：「2013 年漁業センサス」（農林水産省ホームページ、
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001054812&cycode=0>)

4) 工業の状況

周辺自治体における平成 25 年 12 月 31 日現在の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 3.2.1-6 に示すとおりである。事業所数及び従業者数は福岡市博多区が、製造品出荷額は筑紫野市が最も多くなっている。

表 3.2.1-6 周辺自治体における工業の状況

区分 行政区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品総出荷額等 (百万円)
福岡市 東区	198	5,346	151,763
福岡市 博多区	271	6,532	174,807
福岡市 中央区	82	1,803	37,570
福岡市 南区	128	3,137	63,768
筑紫野市	70	2,099	288,926
春日市	23	505	7,324
大野城市	133	3,279	41,637
太宰府市	38	946	20,035
那珂川町	44	629	7,289
宇美町	98	2,227	48,145
志免町	54	964	20,707
須恵町	110	2,007	37,381
粕屋町	59	2,444	48,609

注) 平成 25 年 12 月 31 日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 平成 25 年福岡県の工業（統計表）」（福岡県企画・
 地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/search-1-1009.html>)

5) 商業の状況

周辺自治体における平成24年2月1日現在の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の状況は、表3.2.1-7に示すとおりである。事業所数、従業者数及び年間商品販売額は福岡市博多区が最も多くなっている。

表 3.2.1-7 周辺自治体における商業の状況

行政区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
福岡市 東区	1,913	18,514	937,390
福岡市 博多区	4,891	52,754	6,174,304
福岡市 中央区	2,964	31,122	2,913,735
福岡市 南区	1,480	9,945	360,988
筑紫野市	679	5,952	181,198
春日市	621	4,871	128,319
大野城市	746	6,584	272,652
太宰府市	422	3,350	126,283
那珂川町	294	2,252	54,407
宇美町	177	1,449	51,253
志免町	356	3,383	174,137
須恵町	137	944	35,363
粕屋町	364	3,940	213,838

注1) 平成24年2月1日現在の値を示す。

注2) 年間商品販売額は平成23年1年間の実績である。

出典：「ふくおかデータウェブ 第11章 商業・サービス業」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-11-1.html>)

6) 林業の状況

周辺自治体における平成22年2月1日現在の所有形態別林野面積は、表3.2.1-8に示すとおりである。総林野面積は、那珂川町が最も多くなっている。

表 3.2.1-8 周辺自治体における林野面積の状況

行政区分	総林野面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	民有林野面積 (ha)
福岡市 東区	900	233	667
福岡市 博多区	218	81	137
福岡市 中央区	2	2	-
福岡市 南区	491	93	398
筑紫野市	4,362	436	3,926
春日市	70	5	65
大野城市	1,025	9	1,016
太宰府市	1,177	113	1,064
那珂川町	5,489	1,251	4,238
宇美町	1,840	692	1,148
志免町	15	7	8
須恵町	624	123	501
粕屋町	53	-	53

注) 平成22年2月1日現在の値を示す。

出典：「2010年世界農林業センサス 農林水産業 都道府県別統計書」(農林水産省ホームページ、<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001036128&cycode=0>)

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

周辺自治体における平成 23 年 1 月 1 日現在の地目別民有地面積の構成は、表 3.2.2-1 に示すとおりである。筑紫野市及び那珂川町においては、山林の面積が最も多く、その他の自治体は宅地の面積が最も多くなっている。

表 3.2.2-1 周辺自治体における地目別民有地面積の構成

単位：ha

行政区分	区分 総数	地目区分						
		田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
福岡市	18,481.1	1,907.7	942.5	8,904.7	4,792.0	573.5	1,352.2	8.4
筑紫野市	5,364.7	972.0	179.1	1,117.8	2,147.0	397.2	551.6	0.0
春日市	834.4	17.3	11.5	665.6	39.0	1.7	99.3	—
大野城市	1,448.6	52.3	18.6	800.2	517.0	4.0	56.4	—
太宰府市	1,599.2	168.6	27.9	682.4	464.8	131.1	124.2	0.2
那珂川町	4,340.8	396.0	78.3	480.1	3,007.0	56.3	323.1	0.0
宇美町	1,055.4	116.1	21.3	485.2	346.1	52.8	34.0	—
志免町	551.9	64.3	13.7	435.5	10.0	0.7	27.7	—
須恵町	758.0	165.4	17.6	396.7	156.4	8.6	13.3	—
粕屋町	916.5	239.0	47.6	503.5	45.2	0.6	80.5	0.2

注1) 平成 23 年 1 月 1 日現在の値を示す。

注2) 「その他」は鉱泉地、池沼、牧場、塩田である。

出典：「ふくおかデータウェブ 第1章 土地・気象」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-1-5.html>)

(2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」(昭和 49 年 6 月法律第 92 号)に基づき土地利用に関する個別規制法である「都市計画法」(昭和 43 年 6 月法律第 100 号)、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)等に基づいた諸計画に対する上位計画として策定されている。

周辺自治体における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、表 3.2.2-2 及び図 3.2.2-1 に示すとおりであり、いずれの自治体も都市地域及び森林地域の地域設定がなされている。事業実施区域周囲の自治体では、福岡市、志免町、須恵町、粕屋町に農業地域、福岡市、大野城市、宇美町、須恵町に自然公園地域の地域設定がなされている。

表 3.2.2-2 周辺自治体における土地利用基本計画に基づく地域設定状況

行政区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
福岡市	○	○	○	○	—
春日市	○	—	○	—	—
大野城市	○	—	○	○	—
宇美町	○	—	○	○	—
志免町	○	○	○	—	—
須恵町	○	○	○	○	—
粕屋町	○	○	○	—	—

注) ○：当該市に地域設定がある。

—：当該市に地域設定がない。

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)」(国土交通省ホームページ、
<http://lucky.tochi.mlit.go.jp/NewLucky/default.aspx>)

(3) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

周辺自治体における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は、表 3.2.2-3 及び図 3.2.2-2 に示すとおりである。いずれの自治体も都市計画区域の指定がなされており、宇美町及び須恵町を除く市町で市街化区域と市街化調整区域の区分がなされている。対象事業実施区域周辺は第1種住居地域、準工業地域、工業地域等に指定されている。

表 3.2.2-3 周辺自治体における用途地域の指定状況

単位：ha

行政区分	都市計画区域			用途地域												計
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
福岡市	34,008	16,267	17,741	4,085.0	10.1	2,402.2	344.7	3,372.0	1,532.3	165.8	330.9	1,471.0	1,936.2	574.1	43.1	16,267.4
春日市	1,415	1,333	83	292.3		234.2	207.5	255.1	101.4	32.2	22.7	9.4	177.7			1,332.5
大野城市	2,688	1,405	1,283	506.0		69.0	151.0	362.0	28.0	13.0	18.0	30.0	228.0			1,405.0
宇美町	2,159			251.0		68.0		271.0		1.6	14.0	8.6	66.0	7.0	77.0	764.2
志免町	870	702	168	184.3	4.8	20.2		258.0	65.4		8.7	6.4	127.4		26.6	701.8
須恵町	1,633			129.0	9.3	5.6		224.0			7.1		5.7	27.0	46.0	453.7
粕屋町	1,412	662	750	122.0	44.0		31.0	209.0	34.0		4.1	5.0	204.0	8.5		661.6

出典：「平成25年度 都市計画現況調査」(国土交通省都市計画課ホームページ、
<http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/genkyou.html>)

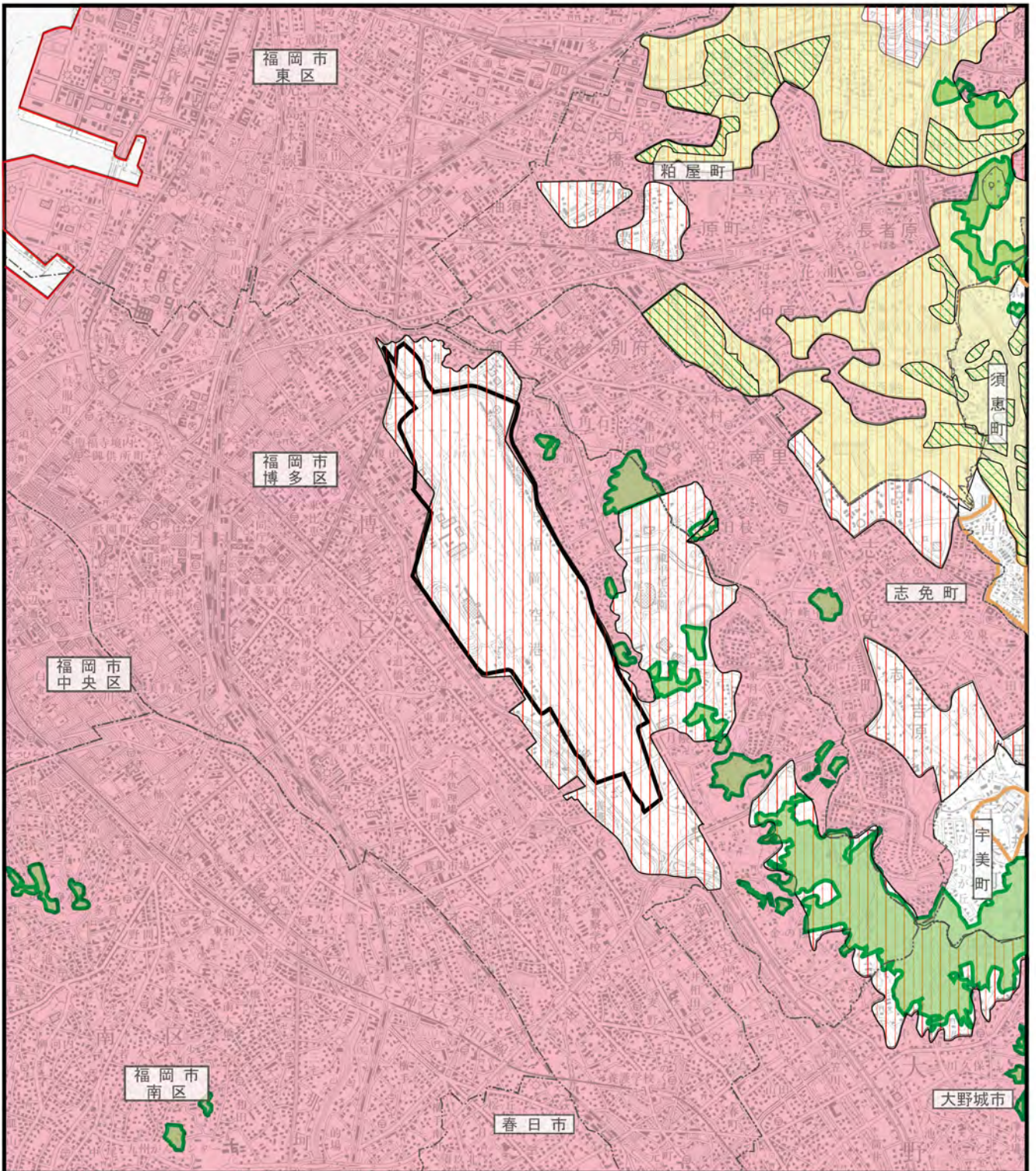
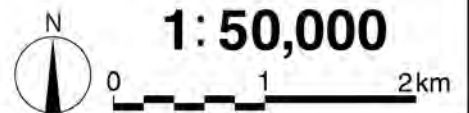


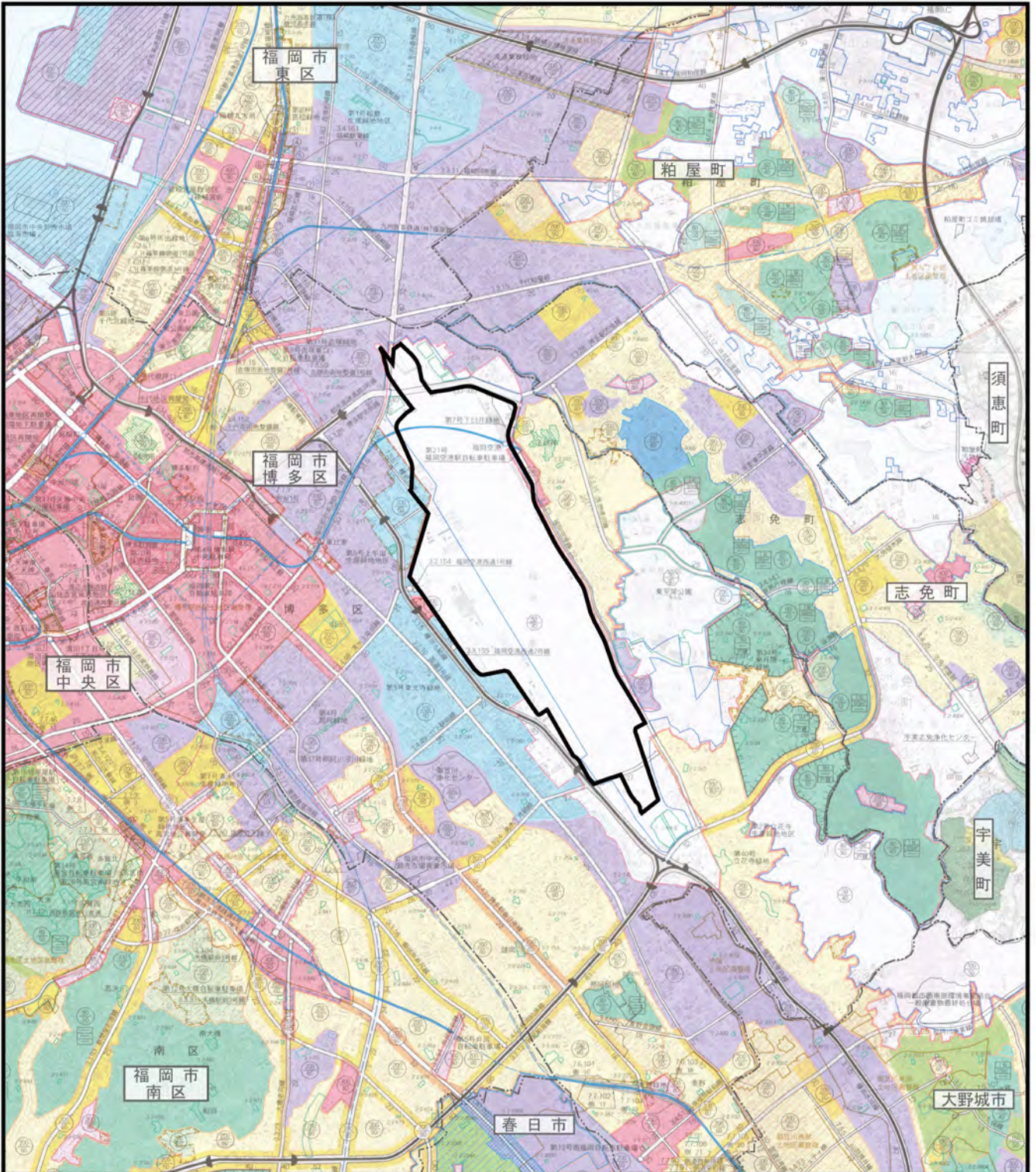
図3.2.2-1 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

凡例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業実施区域 |  : 都市地域 |
|  : 市町村界 |  : 市街化区域 |
|  : 区界 |  : 市街化調整区域 |
| |  : その他の用途地域 |
| |  : 農業地域 |
| |  : 農用地区域 |
| |  : 森林地域 |
| |  : 地域森林計画対象民有林 |
| |  : 保安林 |



出典：「LUCKY土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ホームページ)



凡例




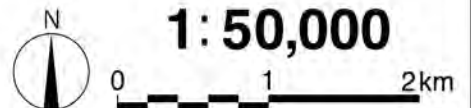
- | | | |
|--|--|--|
|  : 対象事業実施区域 |  : 第一種低層住居専用地域 |  : 準住居地域 |
|  : 市町村界 |  : 第二種低層住居専用地域 |  : 近隣商業地域 |
|  : 区界 |  : 第一種中高層住居専用地域 |  : 商業地域 |
| |  : 第二種中高層住居専用地域 |  : 準工業地域 |
| |  : 第一種住居地域 |  : 工業地域 |
| |  : 第二種住居地域 |  : 工業専用地域 |

図3.2.2-2 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

出典:「福岡都市計画総括図」(平成27年4月 福岡市)
「宇美都市計画総括図」(平成25年3月 宇美町)
「須恵都市計画図」(平成26年3月 須恵町)



3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用の状況

周辺自治体における河川の利用状況は表 3.2.3-1 に示すとおりである。各市町において、河川やダムからの取水が行われている。福岡市では那珂川からの取水量が最も多くなっている。

表 3.2.3-1 (1) 河川利用の状況(上水、用水)

事業主体名	水道名	河川名		取水口	取水量 m ³ /日	関連ダム名		備考
		水系名	河川名	位置		名称	有効貯水量 (千 m ³)	
福岡市	上水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津 第1取水口	100,000	猪野ダム	4,910	
				福岡市南区塩原	13,650			塩原揚水機場
		那珂川	那珂川	福岡市南区塩原 番托取水口	139,000			
大野城市	上水	御笠川	御笠川	大野城市御笠川三丁目 一ノ瀬堰	570			
志免町	上水	御笠川	御笠川	福岡市博多区西月隈四 丁目	3,500			
粕屋町	上水	多々良川	須恵川	糟屋郡粕屋町大字酒殿 字油デン	4,400	古大間池 (予備)	530	
福岡地区 水道企業団	用水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津	22,000	鳴淵ダム	4,160	

注) 上水：上水道、用水：用水供給

出典：「平成 25 年度 福岡県の水道」(福岡県県土整備部水資源対策課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f12/search-1-1581-outline.html>)

表 3.2.3-1 (2) 河川利用の状況(工業用水)

事業主体名	水道名	河川名		取水口	取水量 m ³ /日
		水系名	河川名	位置	
福岡市	工業用水	御笠川	御笠川	大野城市乙金台 乙金浄水場 福岡市博多区東那珂 金島浄水場	5,754

出典：「平成 25 年度版 福岡市水道事業統計年報」(福岡市水道局ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/eigyo/machi/002_2.html)より算出

(2) 地下水の利用の状況

事業実施区域周囲における地下水利用の状況は以下に示すとおりである。

なお、「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年版」（平成 26 年 9 月、福岡市環境局）によると、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。

1) 上水道、用水供給

水道における地下水の取水量の状況は表 3.2.3-2 に示すとおりである。

表 3.2.3-2 地下水利用の状況（上水道・用水供給）

市区町名	年間取水量（平成 25 年）
福岡市	0 千 m^3
筑紫野市	544 千 m^3
春日那珂川水道企業団	6,208 千 m^3
大野城市	1,409 千 m^3
太宰府市	0 千 m^3
宇美町	184 千 m^3
志免町	1,029 千 m^3
須恵町	68 千 m^3
粕屋町	1,440 千 m^3
福岡県	39,673 千 m^3

出典：「平成 25 年度 福岡県の水道」

（福岡県県土整備部水資源対策課ホームページ、

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f12/search-1-1581-outline.html>）

2) 工業用水

工業用水における地下水の使用量の状況は表 3.2.3-3 に示すとおりである。

表 3.2.3-3 地下水利用の状況（工業用水）

市区町名		使用量（平成 25 年）
福岡市	市全域	7,542m ³ /日
	東区	192m ³ /日
	博多区	370m ³ /日
	中央区	3,700m ³ /日
	南区	1,113m ³ /日
筑紫野市		720m ³ /日
春日市		Xm ³ /日
大野城市		499m ³ /日
太宰府市		389m ³ /日
那珂川町		1m ³ /日
宇美町		166m ³ /日
志免町		6m ³ /日
須恵町		114m ³ /日
粕屋町		1,353m ³ /日
福岡県		78,741m ³ /日

注)X:1または2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした数値。

出典：「ふくおかデータウェブ 平成 25 年福岡県の工業（統計表）」
 （福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo25.html>）

(3) 海域の利用の状況

事業実施区域周囲における漁港数と漁港種別状況は表 3.2.3-4 に示すとおりである。筑前海は、対馬暖流の影響を受ける外洋性の海域であり、福岡県内の主要な沿岸漁業の漁場として利用されている。

表 3.2.3-4 漁港数と漁港種別状況

海区別	総 数	第 1 種	第 2 種	特定第 3 種	第 4 種
筑前海区	37	18	16	1	2
総漁港数	65	41	21	1	2

注 1) 第 1 種漁港 : 利用が地元の漁業を主とするもの

注 2) 第 2 種漁港 : 利用範囲が第 1 種漁港より広く、第 3 種漁港に属さないもの

注 3) 第 3 種漁港 : 利用が全国的なもの

注 4) 特定第 3 種漁港 : 第 3 種漁港のうち水産業の振興上、特に重要な漁港のうち法令で定めるもの

注 5) 第 4 種漁港 : 離島その他辺地にあつて漁場の開発または漁船避難上、特に必要なもの

出典：「ふくおかデータウェブ 福岡県の漁港」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/search/1/1233.html>）

3.2.4 交通の状況

(1) 交通網

事業実施区域周囲における主要交通網は、図 3.2.4-1 に示すとおりである。鉄道は事業実施区域の西側に JR 博多駅があり、北東方向に山陽新幹線が、西側を九州新幹線、鹿児島本線及び博多南線が南北に、北側を篠栗線が東西に、東側を香椎線が南北に通っている。また、西鉄天神大牟田線が事業実施区域の西側を西から南東方向に通っている。

主要な道路としては、事業実施区域の西側を南北に通る福岡都市高速道路 2 号線があり、これに事業実施区域の南側で接続する福岡都市高速道路 5 号線、北側で接続する福岡都市高速道路 1 号線、北側を東西に通る福岡都市高速道路 4 号線がある。また、西側を南北に通る国道 3 号及び国道 385 号がある。

(2) 道路交通の状況

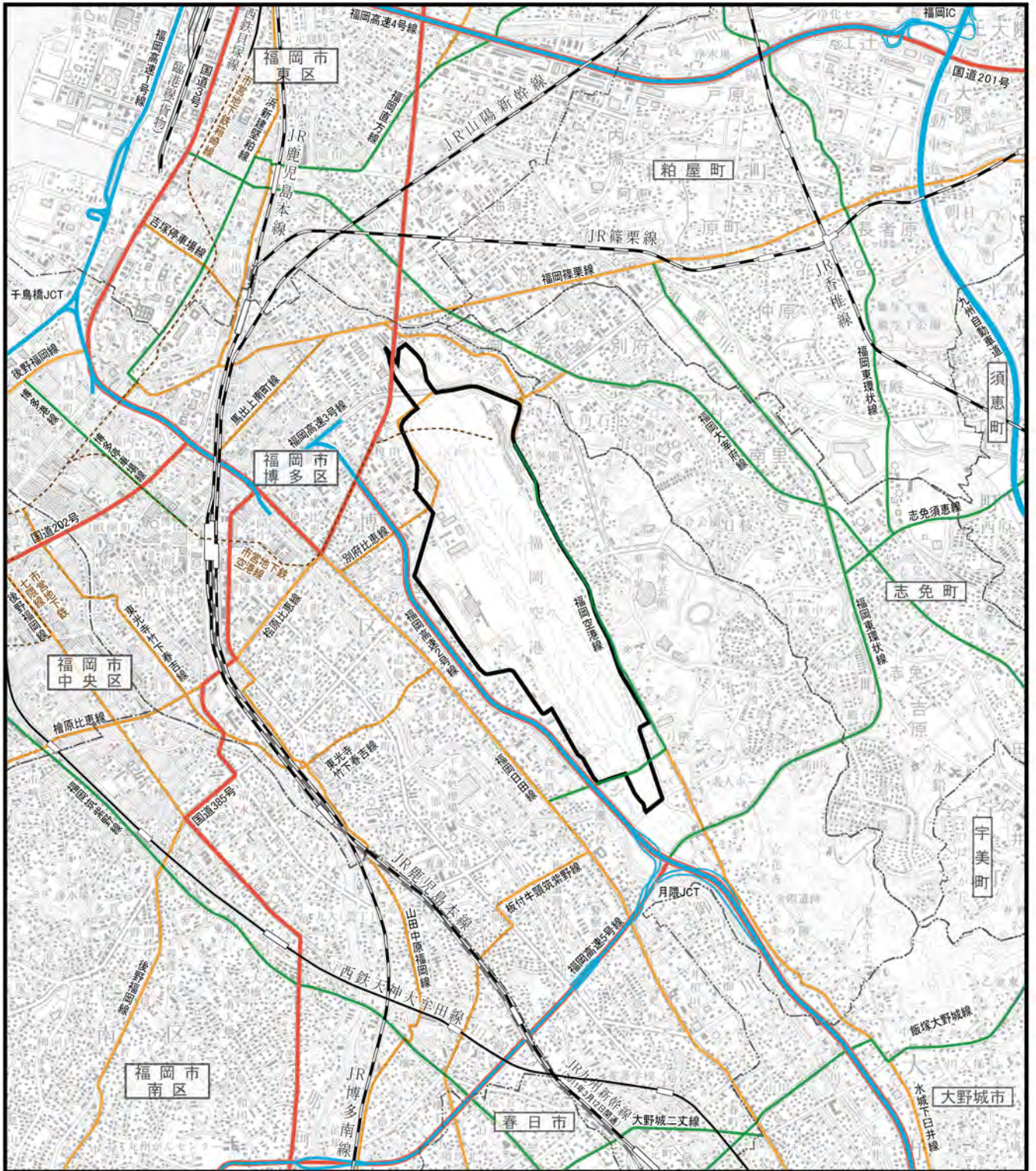
事業実施区域周囲における平成 22 年度の道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)による交通量の調査結果は、表 3.2.4-1 に示すとおりである。また、交通量の調査地点は図 3.2.4-2 に示すとおりである。

表 3.2.4-1 事業実施区域周囲における交通量

種類	路線名	調査地点番号	平成 22 年度						平成 17	平成 11	平成 9
			12 時間交通量(台)				24 時間 交通量 合計 (台)	昼夜率 (%)	平成 17 年度	平成 11 年度	平成 9 年度
			乗用 車類	貨物 車類	合計	大型車 混入率 (%)					
高速道路	福岡都市高速道路 1 号線	5020	52,689	7,952	60,641	13.1	74,343	1.23	60,594	52,549	48,123
	福岡都市高速道路 2 号線	5050	54,630	8,460	63,090	13.4	76,926	1.22	67,112	48,183	37,420
		5060	47,019	8,570	55,589	15.4	68,107	1.23	57,105	39,852	-
	福岡都市高速道路 3 号線	5080	3,510	623	4,133	15.1	5,115	1.24	5,184	5,898	6,604
	福岡都市高速道路 4 号線	5030	11,850	3,649	15,499	23.5	18,592	1.20	11,926	-	-
	福岡都市高速道路 5 号線	5100	22,552	1,940	24,492	7.9	30,392	1.24	13,277	-	-
一般国道	一般国道 3 号	10060	36,693	3,583	40,276	8.9	58,400	1.45	44,486	44,635	44,642
主要地方道	大野城二丈線	40170	6,405	556	6,961	8.0	10,859	1.56	4,133	4,121	4,315
	福岡太宰府線	41810	12,280	1,561	13,841	11.3	19,516	1.41	15,454	16,754	16,934
一般県道	水城下白井線	60420	14,487	1,205	15,692	7.7	21,341	1.36	16,215	15,160	16,745

注) 24 時間調査を実施した地点を示している。

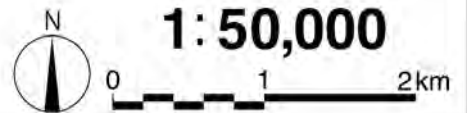
出典：「平成 22 年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査」(国土交通省)



凡例

図3.2.4-1 交通網図

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 鉄道(JR)
- : 鉄道(西鉄)
- : 地下鉄
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道



出典:「福岡県土整備事務所管内図」(平成26年3月 福岡県福岡県土整備事務所)
 「那珂県土整備事務所管内図」(平成26年9月 福岡県那珂県土整備事務所)

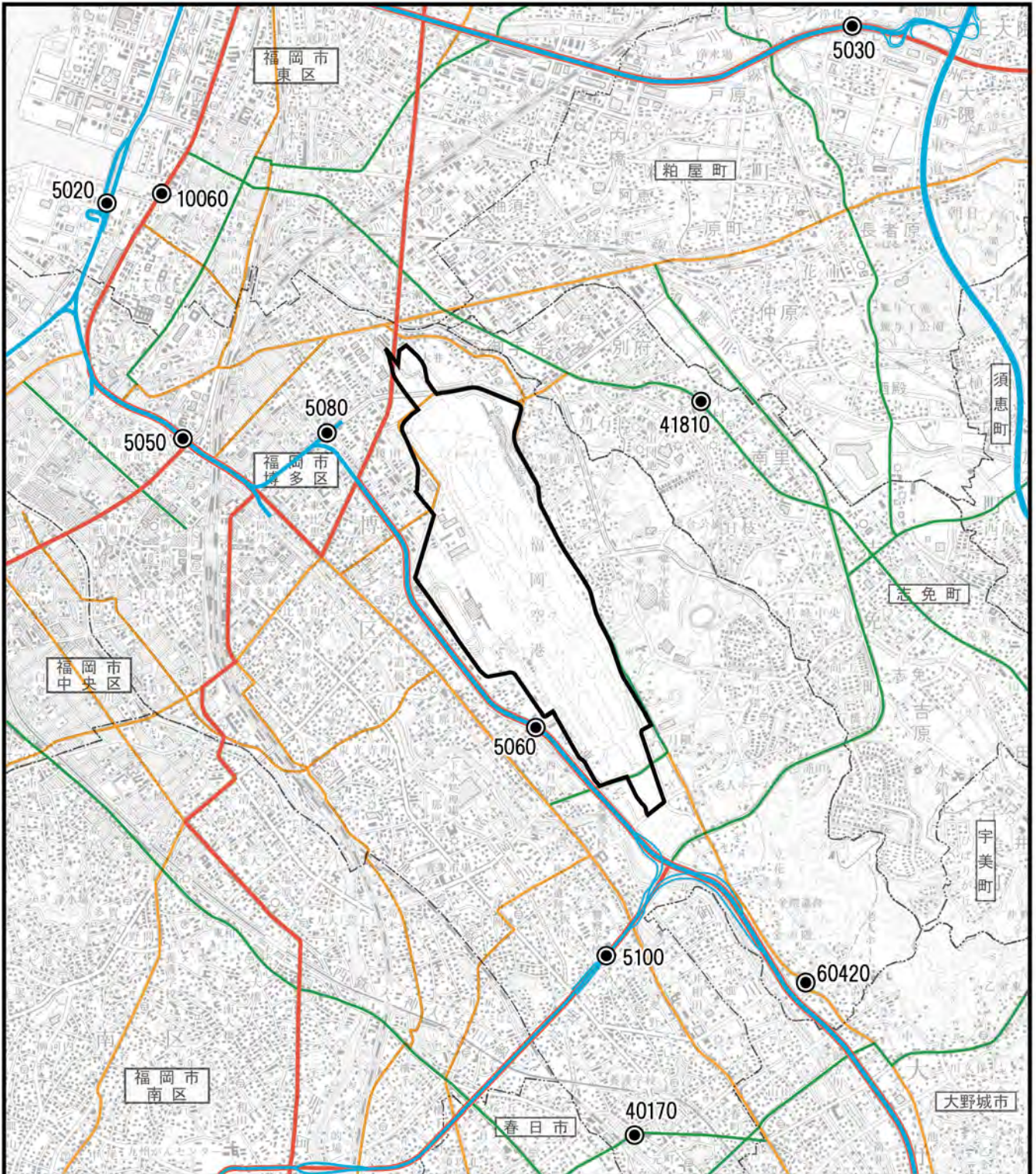
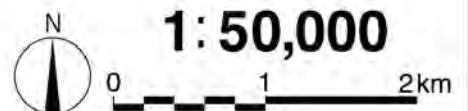


図3.2.4-2 交通量調査地点位置図

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 道路交通量調査地点 (24時間測定)

出典: 『平成22年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査』(国土交通省)



(3) 鉄道輸送の状況

事業実施区域周囲の鉄道における乗降客数は、表 3.2.4-2 に示すとおりである。

表 3.2.4-2 (1) 事業実施区域周囲における各駅乗車人員(1日平均乗車人員・JR)

単位：人

線名	駅名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
博多南線 鹿児島本線	博多	98,653	98,353	96,518	99,006	107,112
鹿児島本線	吉塚	9,561	9,800	10,234	10,698	11,424
鹿児島本線	南福岡	8,198	8,341	8,319	8,483	8,838

出典：「ふくおかデータウェブ 第10章 運輸・通信」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-10-3.html>)

表 3.2.4-2 (2) 事業実施区域周囲における各駅乗降人員(市営地下鉄)

単位：千人

線名	駅名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
空港線	天神	42,064	43,217	44,484	45,211	47,450
	祇園	4,302	4,335	4,545	4,553	4,753
	博多	38,526	43,624	45,628	46,756	49,857
	東比恵	6,044	6,309	6,617	6,534	6,958
	福岡空港	13,586	13,886	15,076	15,843	16,779
箱崎線	中洲川端	9,408	9,824	10,370	11,038	12,211
	呉服町	2,013	2,051	2,155	2,202	2,395
	千代県庁口	2,417	2,510	2,638	2,632	2,838
	馬出九大病院前	3,018	3,134	3,339	3,435	3,757
	箱崎宮前	2,172	2,281	2,523	2,503	2,727
	箱崎九大前	2,476	2,610	2,700	2,707	2,692
七隈線	貝塚	3,652	4,047	4,293	4,510	4,722
	天神南	8,701	8,663	8,910	8,934	9,496
	渡辺通	1,728	1,784	1,923	2,026	2,190

出典：「福岡市統計書(平成26年版) 第9章 運輸・通信」(福岡市統計調査課ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2014/FukuokaCityAnnualStat_2014_9.html)

表 3.2.4-2 (3) 事業実施区域周囲における各駅乗降人員(西鉄)

単位：千人

駅名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平尾	4,148	4,137	4,097	4,141	4,316
高宮	6,749	6,742	6,680	6,652	6,851
大橋	12,523	12,615	12,488	12,556	12,834
井尻	7,753	7,669	7,478	7,463	7,654
雑餉隈	5,521	5,470	5,296	5,205	5,307

出典：「福岡市統計書(平成26年版) 第9章 運輸・通信」(福岡市統計調査課ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2014/FukuokaCityAnnualStat_2014_9.html)

(4) 海上交通の状況

博多港における入港船舶、海上出入貨物量及び船舶乗降人員数の推移は表 3.2.4-3 に示すとおりである。平成 25 年の乗降人員の総数は約 180 万人、取扱貨物量の総トン数は約 3,200 万トンである。

表 3.2.4-3 博多港における入港船舶、海上出入貨物量及び船舶乗降人員の推移

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
入港船舶	隻数(隻)	31,277	31,393	31,177	31,052	30,505
	総トン数(トン)	50,839,683	55,938,128	59,938,498	61,657,151	57,707,740
海上出入貨物量(トン)		27,190,848	29,681,245	31,687,662	32,354,129	32,251,617
船舶乗降人員(人)		1,748,045	1,994,140	1,753,606	1,961,717	1,780,207

出典：「博多港統計年報－平成 25 年(2013 年)－」(福岡市港湾局ホームページ、
<http://port-of-hakata.city.fukuoka.lg.jp/profile/data/index.html>)

(5) 航空交通の状況

福岡空港における着陸回数、乗降客数、貨物取扱量の推移は、表 3.2.4-4 に示すとおりである。平成 25 年度における着陸回数は約 87,100 回、乗降客数は約 1,929 万人、貨物取扱量は約 25 万トンとなっている。

表 3.2.4-4 福岡空港における乗降客数、貨物取扱量等の推移

年度	着陸回数(回)			乗降客数(人)			貨物取扱量(トン)		
	国際	国内	合計	国際	国内	合計	国際	国内	合計
平成 21	7,856	60,512	68,368	2,102,034	13,924,411	16,026,445	47,308	190,238	237,546
平成 22	8,504	60,073	68,577	2,426,396	13,527,260	15,953,656	52,125	189,970	242,095
平成 23	9,215	61,702	70,917	2,547,303	13,254,849	15,802,152	48,453	192,332	240,785
平成 24	10,970	68,224	79,194	3,039,507	14,742,677	17,782,184	46,656	191,241	237,897
平成 25	11,009	76,114	87,123	3,189,780	16,102,247	19,292,027	49,485	197,776	247,261

出典：「暦年・年度別空港管理状況調書」(国土交通省航空局ホームページ、
http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000185.html)

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院等

事業実施区域周囲における学校、病院等の数は表 3.2.5-1 に、施設の区分毎の施設名称一覧は表 3.2.5-2～表 3.2.5-6 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における学校、病院等の位置は図 3.2.5-1 に示すとおりである。

表 3.2.5-1 事業実施区域周囲における学校、病院等の施設の数

区分 地域	学校						社会福祉施設	病院
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学	特別支援学校		
福岡市東区	5	6	3	1	1	0	19	5
福岡市博多区	11	17	10	5	2	2	46	17
福岡市中央区	2	2	0	0	0	0	9	5
福岡市南区	14	13	8	4	4	1	26	10
春日市	2	2	1	0	0	0	0	2
大野城市	2	3	2	0	0	0	3	0
宇美町	1	0	0	0	0	0	0	0
志免町	4	4	2	0	0	0	7	4
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	5	4	2	1	0	0	7	3
合計	46	51	28	11	7	3	117	46

出典：「平成 26 年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-26.html>）
「幼稚園をさがそう！」（社会福祉法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、<http://www.fysk.or.jp/>）
「社会福祉手帳 2015」（平成 26 年 11 月 福岡県社会福祉協議会）
「福岡県病院名簿（平成 26 年 4 月 1 日現在）」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/byouinmeibo.html>）

表 3.2.5-2 事業実施区域周囲における学校等（幼稚園）

区分	番号	名 称	番号	名 称
幼稚園	1	筥松幼稚園	24	大橋幼稚園
	2	貝塚幼稚園	25	清星幼稚園
	3	恵泉幼稚園	26	筑紫丘幼稚園
	4	箱崎幼稚園	27	若久幼稚園
	5	東福岡幼稚園	28	野間幼稚園
	6	吉塚ゆりの樹幼稚園	29	みどりがおか幼稚園
	7	奈良屋幼稚園	30	宮竹幼稚園
	8	山王幼稚園	31	香蘭女子短期大学附属香蘭幼稚園
	9	サルナート幼稚園	32	正法寺ルンビニー幼稚園
	10	玉水幼稚園	33	須玖幼稚園
	11	那珂幼稚園	34	春日小鳩幼稚園
	12	席田幼稚園	35	みかさ幼稚園
	13	つきぐま幼稚園	36	大野東幼稚園
	14	淡水幼稚園	37	博多第二幼稚園
	15	正光寺ひかり幼稚園	38	志免幼稚園
	16	レバノン幼稚園	39	志免中央幼稚園
	17	春吉幼稚園	40	洞清寺あかつき幼稚園
	18	しろがね幼稚園	41	博多第一幼稚園
	19	カトリック聖クララ幼稚園	42	大川幼稚園
	20	高宮カトリック幼稚園	43	仲原幼稚園
	21	塩原幼稚園	44	西幼稚園
	22	みやこ幼稚園	45	中央幼稚園
	23	聖心ウルスラ幼稚園	46	はこぶね幼稚園

出典：「平成 26 年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-26.html>）
「幼稚園をさがそう！」（社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、<http://www.fysk.or.jp/>）

表 3.2.5-3 事業実施区域周囲における学校等（小学校）

区分	番号	名 称	番号	名 称
小学校	1	馬出小学校	27	大楠小学校
	2	筥松小学校	28	玉川小学校
	3	箱崎小学校	29	塩原小学校
	4	多々良小学校	30	大池小学校
	5	東箱崎小学校	31	若久小学校
	6	松島小学校	32	筑紫丘小学校
	7	東吉塚小学校	33	高木小学校
	8	千代小学校	34	宮竹小学校
	9	吉塚小学校	35	横手小学校
	10	博多小学校	36	三宅小学校
	11	堅粕小学校	37	東若久小学校
	12	東光小学校	38	日佐小学校
	13	席田小学校	39	春日北小学校
	14	住吉小学校	40	日の出小学校
	15	東住吉小学校	41	大野北小学校
	16	春住小学校	42	大野東小学校
	17	那珂小学校	43	御笠の森小学校
	18	弥生小学校	44	志免南小学校
	19	板付北小学校	45	志免東小学校
	20	月隈小学校	46	志免中央小学校
	21	東月隈小学校	47	志免西小学校
	22	板付小学校	48	仲原小学校
	23	三筑小学校	49	粕屋西小学校
	24	春吉小学校	50	粕屋中央小学校
	25	高宮小学校	51	大川小学校
	26	西高宮小学校		

出典：「平成 26 年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-26.html>）

表 3.2.5-3 事業実施区域周囲における学校等（中学校、高等学校、大学・短期大学、特別支援学校）

区分	番号	名 称	番号	名 称
中学校	1	箱崎清松中学校	16	春吉中学校
	2	博多女子中学校	17	野間中学校
	3	福岡中学校	18	筑紫丘中学校
	4	千代中学校	19	宮竹中学校
	5	吉塚中学校	20	三宅中学校
	6	東福岡自彊館中学校	21	横手中学校
	7	東光中学校	22	春日北中学校
	8	東住吉中学校	23	御陵中学校
	9	沖学園中学校	24	大野東中学校
	10	那珂中学校	25	志免東中学校
	11	三筑中学校	26	志免中学校
	12	板付中学校	27	粕屋中学校
	13	席田中学校	28	粕屋東中学校
	14	高宮中学校		
	15	住吉中学校		
高等学校	29	博多女子高等学校	35	福岡第一高等学校
	30	博多青松高等学校	36	第一薬科大学付属高等学校
	31	福岡高等学校	37	筑紫丘高等学校
	32	東福岡高等学校	38	純真高等学校
	33	精華女子高等学校	39	福岡魁誠高等学校
	34	沖学園高等学校		
大学・短期大学	40	九州大学	44	香蘭女子短期大学
	41	放送大学 福岡学習センター	45	精華女子短期大学
	42	第一薬科大学	46	九州大学（芸術工学部）
	43	純真短期大学・純真学園大学		
特別支援学校	47	特別支援学校 博多高等学園		
	48	南福岡特別支援学校		
	49	若久特別支援学校		

出典：「平成 26 年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-26.html>）

表 3.2.5-5 (1) 事業実施区域周囲における社会福祉施設

区分	番号	名 称	番号	名 称
社会福祉施設	1	福岡市立ふよう学園	52	JOY ホーム
	2	野の花学園グループホーム東	53	障害福祉サービス事業所 JOY 倶楽部
	3	福岡市立東障がい者フレンドホーム	54	アットホーム博多の森
	4	DREAM PARK	55	障害福祉サービス事務所 大空
	5	カレッジ福岡	56	月隈愛心の丘
	6	就労移行支援アテンド	57	月隈一番館
	7	ステップワーク	58	第一いわお園
	8	サンシャイン	59	第二いわお園
	9	福岡育児院	60	グループケアマックス
	10	向日葵荘	61	おりひめ
	11	アクト	62	共同生活支援住宅 さいかい
	12	ひまわりらんど	63	フラワーハウス博多
	13	いきいき箱崎	64	楽陽園
	14	箱崎翔店	65	エスペランザ
	15	ジョブサポート (郷口)	66	洗寿園
	16	老健はこぎき	67	レ・ハビリス 桜十字
	17	グループホームオークマ	68	ココラボ
	18	ジョブサポート (馬出)	69	ウイングル福岡中央センター
	19	光	70	テラス
	20	小さなさんかく	71	就労継続支援 B 型事業アトリエのぞみ
	21	ほのぼの HaKaTa	72	就労移行支援事業所カフェさくら
	22	おひさまはうす 吉塚別荘	73	Be next
	23	あんしん電話千代事業所	74	グループホームあおぞら
	24	カラフル食堂	75	きせき
	25	わくワーク館	76	みらい
	26	博多さくら園	77	福岡市立なのみ学園
	27	あんしんラボ呉服町	78	福岡市立清水ワークプラザ
	28	清友縁	79	福岡市立南障がい者フレンドホーム
	29	ウイングル博多センター	80	ほっこり
	30	子ども発達支援施設 joy ひこばえ	81	グループホーム たまちゃん
	31	あんしん生活博多駅事業所	82	ニャンテ
	32	One smile	83	グループホーム てん
	33	スプライト博多センター	84	木の葉の里
	34	シティケア博多	85	クローバーハウス
	35	グループホーム あるふぁ	86	工房まる (野間のアトリエ)
	36	ひまわりパーク上傘田	87	WeHot
	37	ジャパンマック福岡	88	おおはし徳巢
	38	芙蓉	89	夢ぼけっと
	39	福岡市立めばえ学園	90	しいのみ学園
	40	七草	91	もろおか
	41	アットホーム諸岡	92	そよかぜホーム 2
	42	福祉作業所 otto	93	回生園
	43	福岡市立博多障がい者フレンドホーム	94	工房まる (三宅のアトリエ)
	44	大地	95	原病院介護老人保健施設 花菖蒲
	45	ケアセンターサンハウス	96	こすもほーむ若久
	46	そよかぜホーム	97	若久緑園
	47	ワークショップたんぽぽ	98	障がい者自立支援センター花の花
	48	リンゴの唄	99	ほっとステーション おひより
	49	りんごの家	100	こすもホーム若久
	50	薔薇の樹苑	101	第二ひまわりハウス
	51	福岡乳児院	102	若久荘

出典：「社会福祉手帳 2015」(平成 26 年 11 月 福岡県社会福祉協議会)

表 3.2.5-5 (2) 事業実施区域周囲における社会福祉施設

区分	番号	名 称	番号	名 称
社会福祉施設	103	花の季苑	115	共生園
	104	PAL ホーム	116	やすらぎの郷
	105	おおはしみなみ	117	コスモス
	106	B型作業所かたつむり	118	ローズ 短期入所事務所
	107	悠生園	119	皆生社
	108	パン工房こすも	120	青洲の里
	109	BF クローバー	121	ウイング粕屋
	110	グロリア	122	多機能型ステップアップ
	111	ケアハウスみなみの里	123	緑の里
	112	Powerful Kids こども発達センター	124	障害福祉サービス事業所 宝満
	113	グループホームエスポワールメゾン	125	クロスライフ・ノア
	114	福祉創造塾柚の木学園		

出典：「社会福祉手帳 2015」（平成 26 年 11 月 福岡県社会福祉協議会）

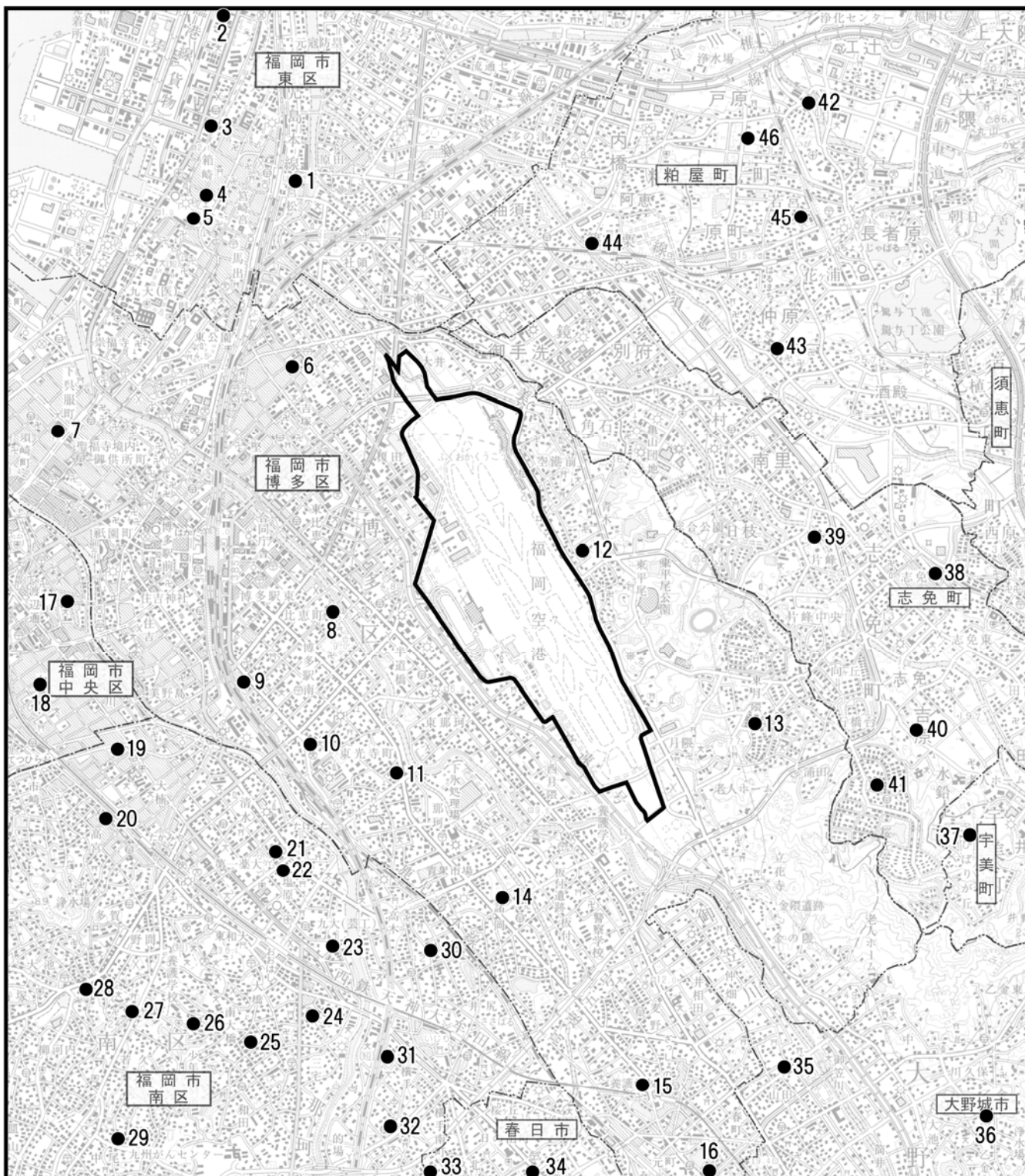
表 3.2.5-6 事業実施区域周囲における病院

区分	番号	名 称	番号	名 称
病院	1	福岡山田病院	26	堤病院
	2	松田病院	27	医療法人 寺沢病院
	3	筥松病院	28	福岡赤十字病院
	4	八木病院	29	公立学校共済組合 九州中央病院
	5	九州大学病院	30	福岡保養院
	6	千鳥橋病院	31	南折立病院
	7	医療法人 原三信病院	32	独立行政法人国立病院機構九州がんセンター
	8	古森病院	33	医療法人恵光会 原病院
	9	博多心臓血管病院	34	若久病院
	10	医療法人松井医仁会 大島眼科病院	35	福岡整形外科病院
	11	社会医療法人社団至誠会 木村病院	36	井口野間病院
	12	福岡市民病院	37	医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院
	13	医療法人相生会 新吉塚病院	38	渡辺病院
	14	医療法人福岡桜十字 桜十字福岡病院	39	金隈病院
	15	医療法人博腎会 博腎会病院	40	上野外科胃腸科病院
	16	成田整形外科病院	41	医療法人社団緑風会 水戸病院
	17	林眼科病院	42	栄光病院
	18	医療法人 小野病院	43	社会保険仲原病院
	19	さく病院	44	医療法人箱田会 箱田病院
	20	友田病院	45	医療法人社団三誠会 ひまわり病院
	21	医療法人 永野病院	46	福岡青洲会病院
	22	福岡県済生会 福岡総合病院		
	23	医療法人社団広仁会 広瀬病院		
	24	医療法人佐田厚生会 佐田病院		
	25	及川病院		

出典：「福岡県病院名簿(平成26年4月1日現在)」(福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/byouinmeibo.html>)

(2) 住宅

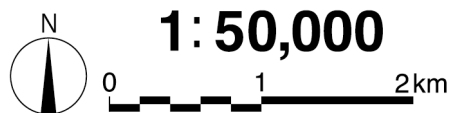
事業実施区域周囲は、住宅が多く分布している地域である。



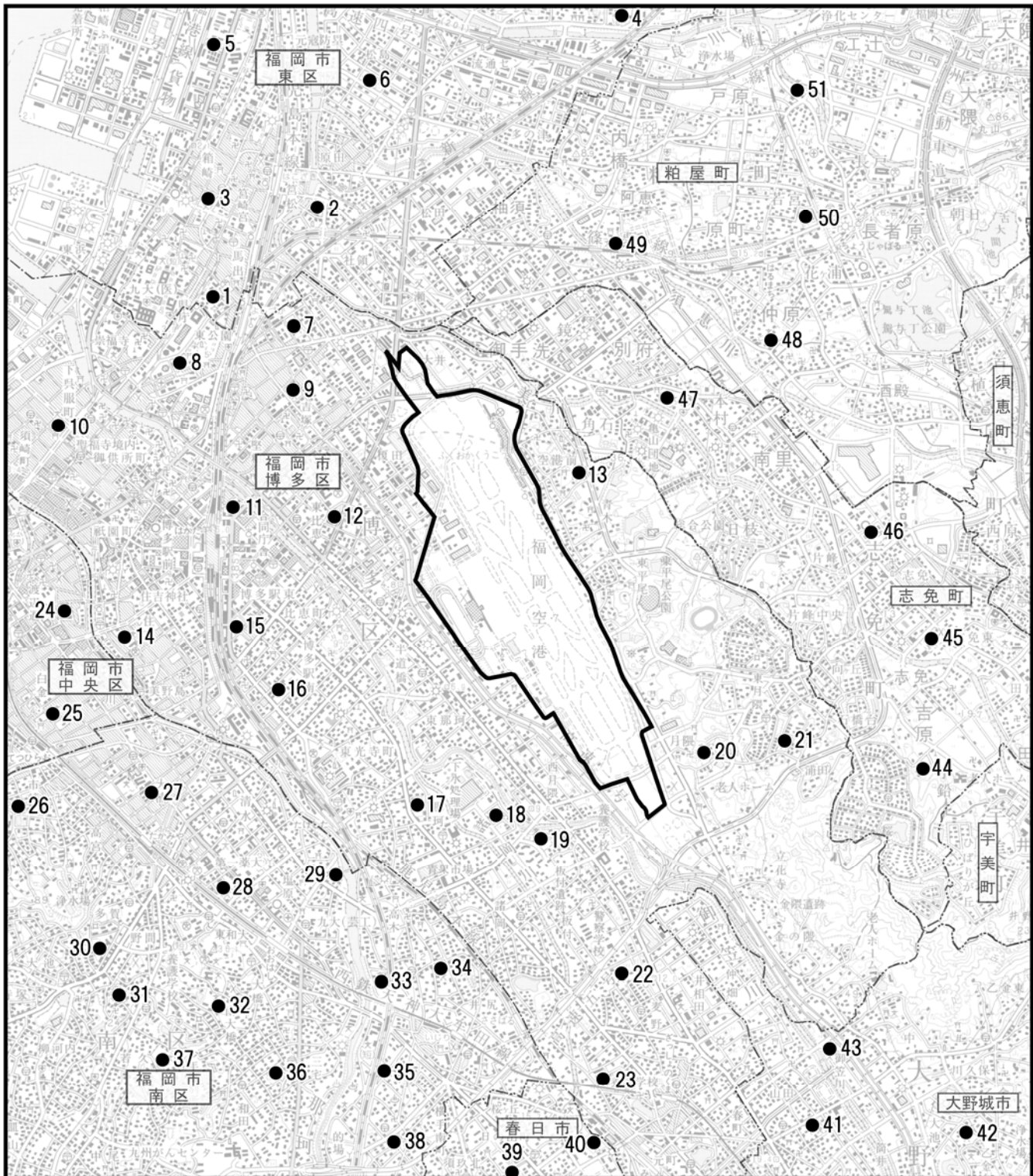
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 幼稚園

図3.2.5-1(1) 学校、病院等位置図 (幼稚園)



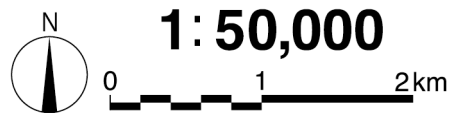
出典:「平成26年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)
「幼稚園をさがそう!」(社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ)



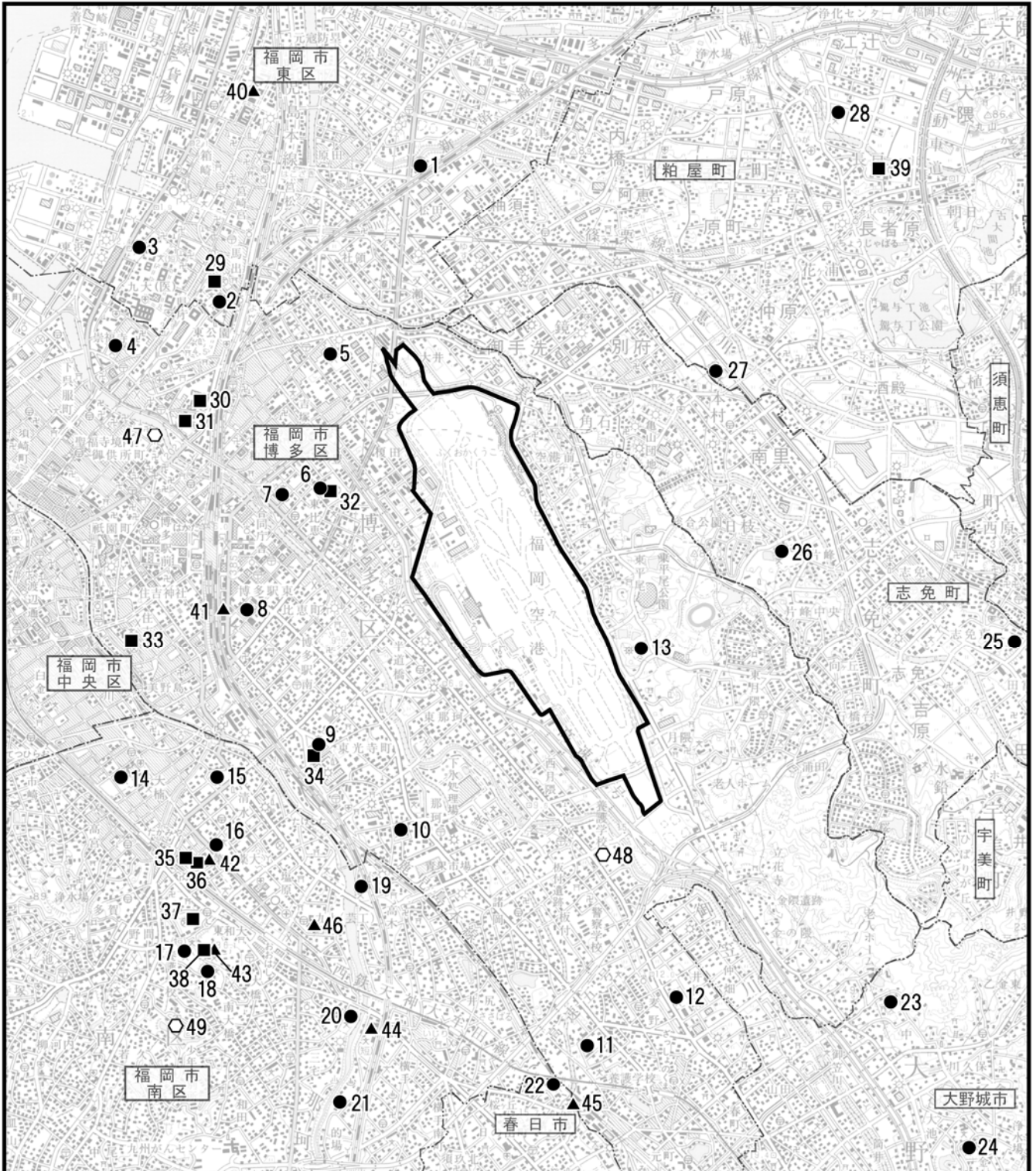
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 小学校

図3.2.5-1(2) 学校、病院等位置図 (小学校)



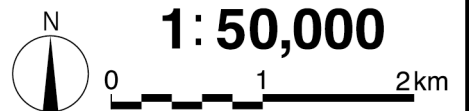
出典:「平成26年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)



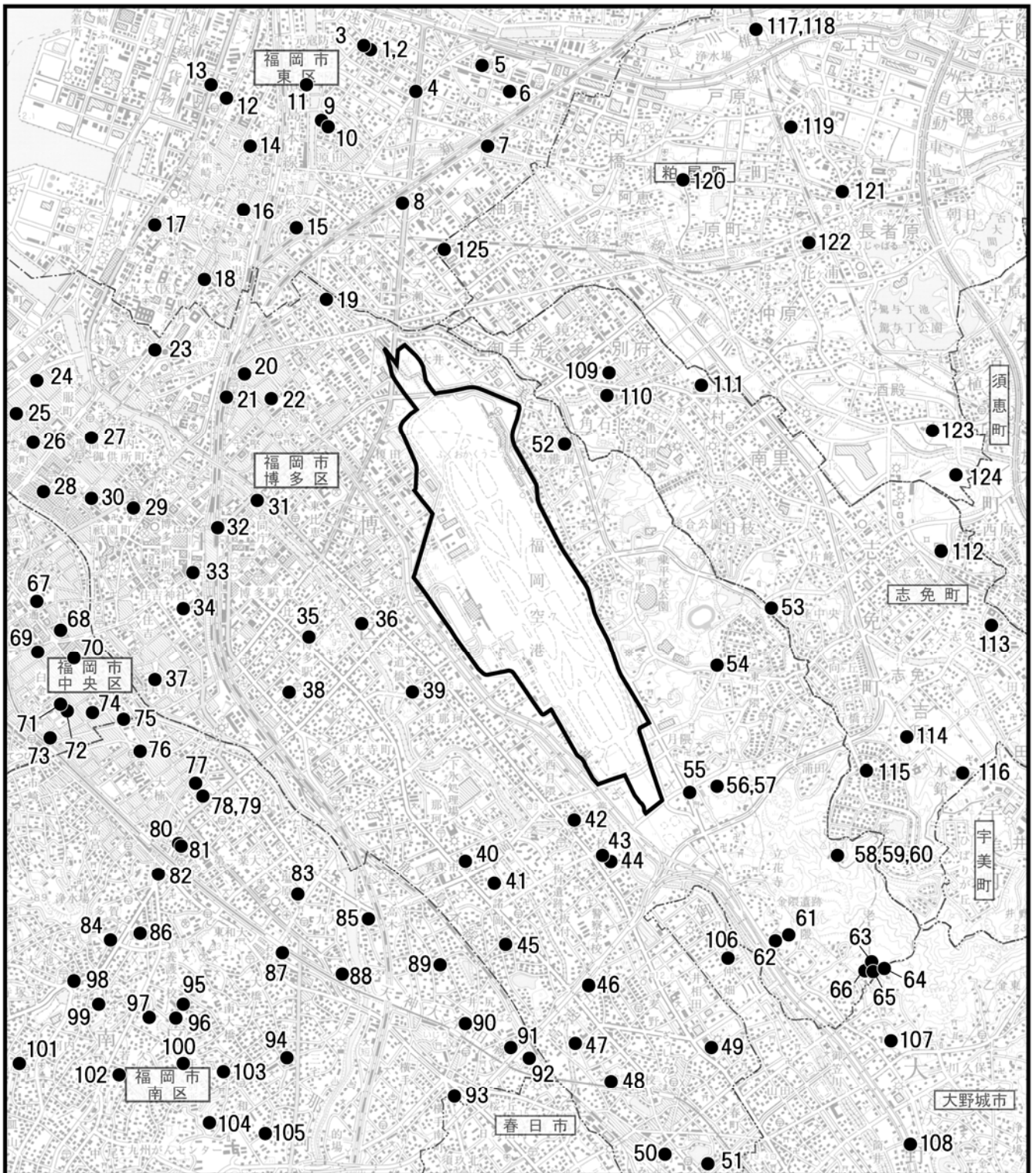
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 中学校
- : 高等学校
- ▲ : 大学・短期大学
- : 特別支援学校

図3.2.5-1(3) 学校、病院等位置図
(中学校、高等学校、大学・短期大学、特別支援学校)



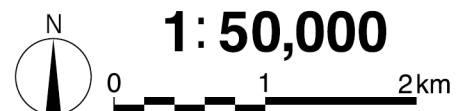
出典：「平成26年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ）



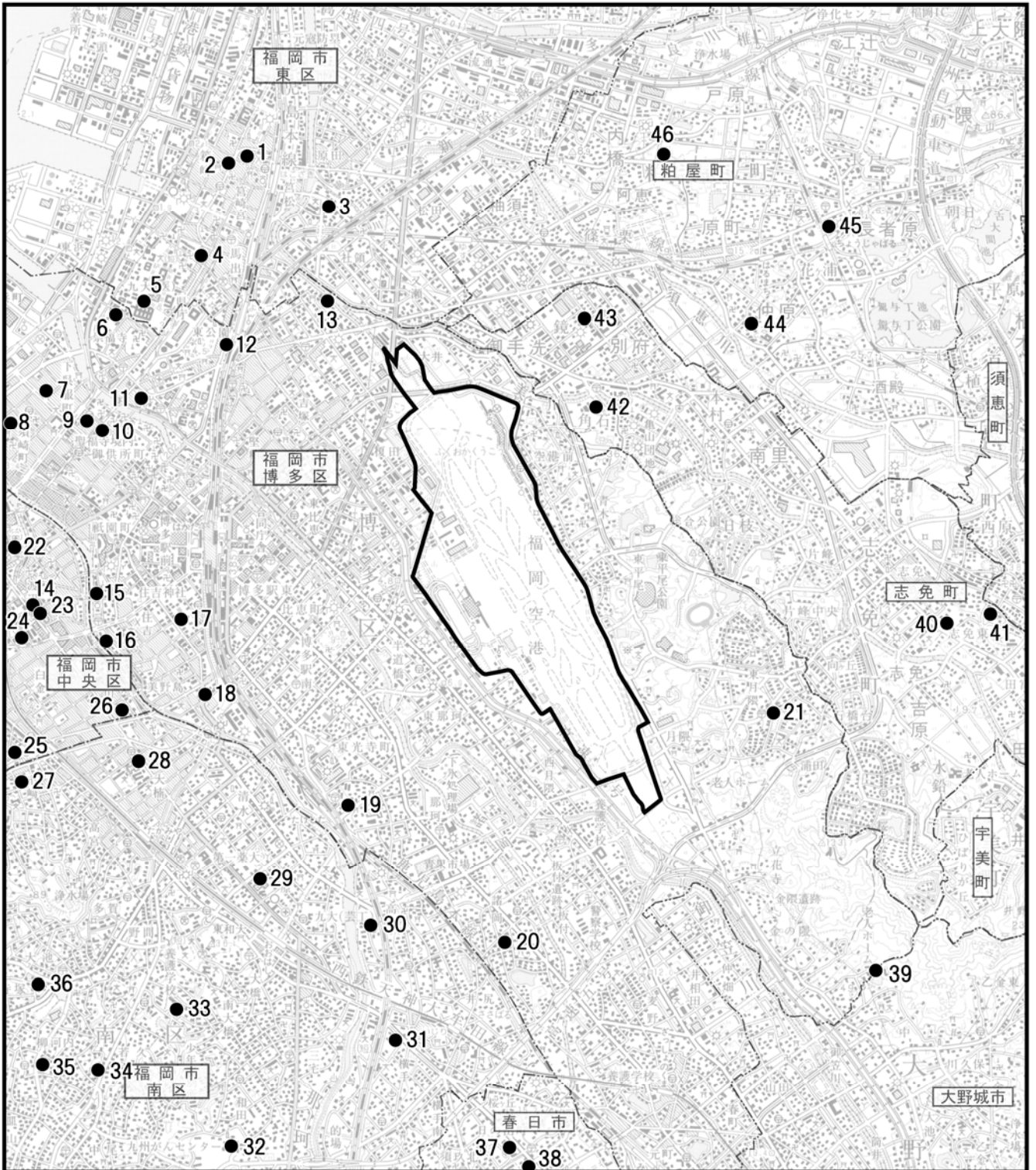
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 社会福祉施設

図3.2.5-1(4) 学校、病院等位置図 (社会福祉施設)



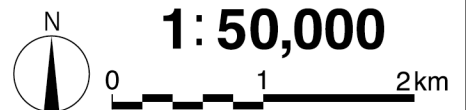
出典:「社会福祉手帳2015」(平成26年11月 福岡県社会福祉協議会)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 病院

図3.2.5-1(5) 学校、病院等位置図 (病院)



出典: 「福岡県病院名簿(平成26年4月1日現在)」(福岡県ホームページ)

3.2.6 下水道の整備の状況

周辺自治体における平成 25 年 3 月 31 日現在の公共下水道の整備の状況は表 3.2.6-1 に示すとおりである。下水道の普及率は春日市が最も高く 100.0%となっており、福岡市、大野城市、太宰府市、那珂川町、志免町、粕屋町においては 96%以上となっている。

表 3.2.6-1 周辺自治体における公共下水道の整備状況

市町村名	行政人口 (人)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	普及率 (%)
福岡市	1,459,411	1,452,900	16,876	99.6
筑紫野市	102,097	90,770	1,518	88.9
春日市	111,045	111,045	1,362	100.0
大野城市	98,237	98,173	1,407	99.9
太宰府市	70,688	69,470	1,364	98.3
那珂川町	49,946	48,166	680	96.4
宇美町	37,923	32,676	642	86.2
志免町	45,500	45,337	794	99.6
須恵町	27,074	18,100	347	66.9
粕屋町	43,960	42,930	701	97.7

出典：「福岡県の下水道 平成 25 年度」（福岡県建築都市部下水道課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/->.html）

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境基本法に基づく環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月法律第91号 最終改正 平成24年6月法律第47号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10物質に関して、それぞれ環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準は、表3.2.7-1に示すとおりである。

表 3.2.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環告第25号 最終改正 平成8年環告第73号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環告第38号 最終改正 平成8年環告第74号)
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環告第4号 最終改正 平成13年環告第30号)
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環告第33号)

2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域別に水域の利用目的に応じて設定されている。

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.7-2 に、事業実施区域周囲の河川等における環境基準に係る水域類型の指定状況は図 3.2.7-1 に示すとおりである。

表 3.2.7-2 (1) 水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という) 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号 最終改正 平成 26 年環告第 126 号)

表 3.2.7-2 (2) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川(湖沼を除く)>

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数について最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環告第59号 最終改正 平成26年環告第126号)

表 3.2.7-2 (3) 水質汚濁に係る環境基準

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号 最終改正 平成 26 年環告第 126 号)

表 3.2.7-2 (4) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日以上である人工湖)>

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級	6.5 以上	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
	自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	8.5 以下				
A	水道2級、3級 水産2級	6.5 以上	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
	水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	8.5 以下				
B	水産3級 工業用水1級	6.5 以上	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
	農業用水及び C の 欄 に掲げるもの	8.5 以下				
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
		8.5 以下				

備考) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号 最終改正 平成 26 年環告第 126 号)

表 3.2.7-2 (5) 水質汚濁に係る環境基準

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考)1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 注3) 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 注4) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環告第59号 最終改正 平成26年環告第126号)

表 3.2.7-2 (6) 水質汚濁に係る環境基準

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環告第59号 最終改正 平成26年環告第126号)

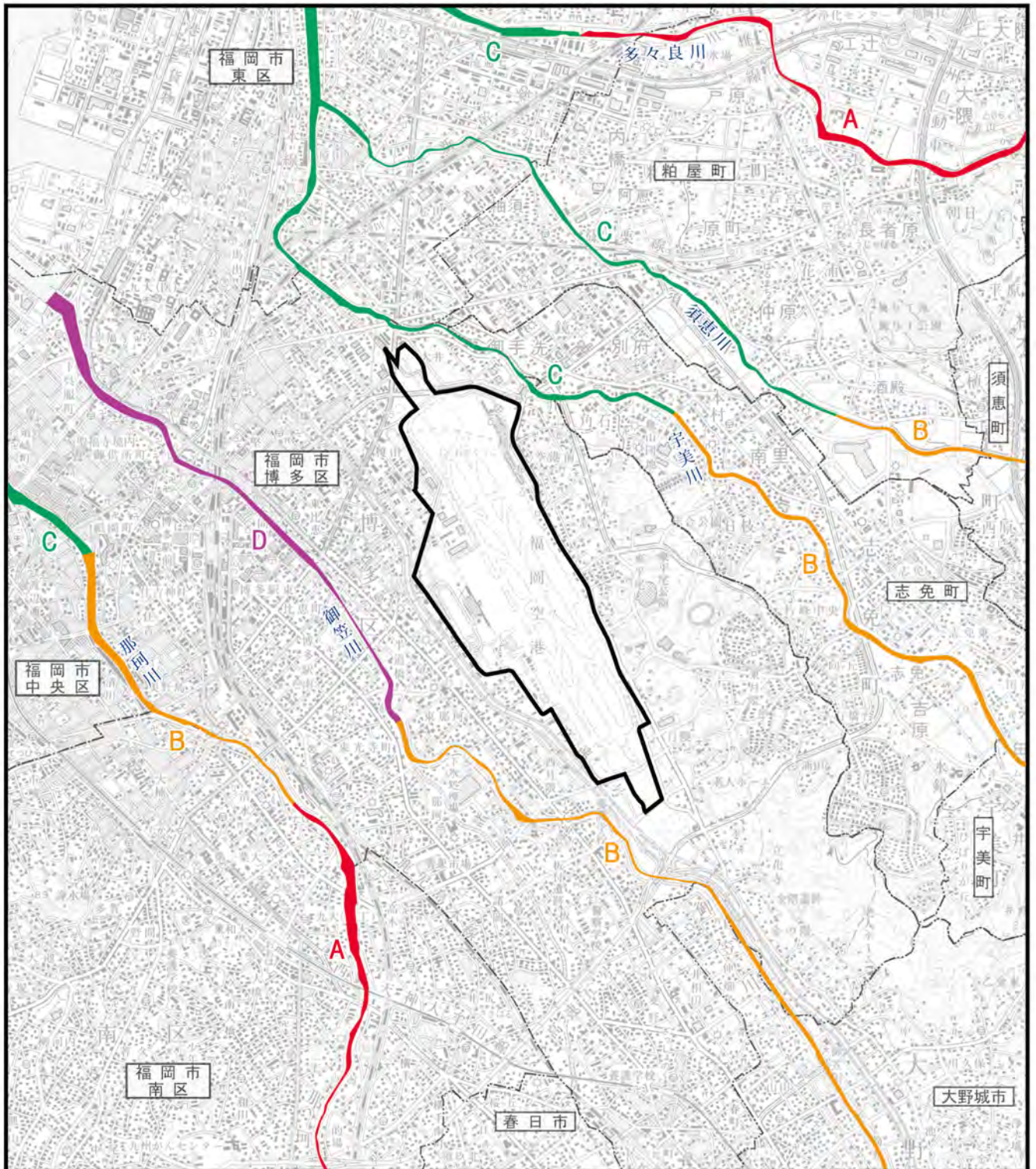
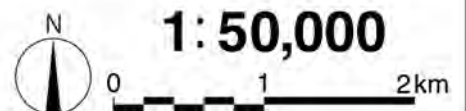


図3.2.7-1 水域類型指定状況

凡例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業実施区域 | 河川類型指定 |
|  : 市町村界 |  : A類型 |
|  : 区界 |  : B類型 |
| |  : C類型 |
| |  : D類型 |



出典:「水域別環境基準類型指定」(福岡県ホームページ)

3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.7-3 に示すとおりである。

表 3.2.7-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という)K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環告第10号 最終改正 平成26年環告第127号)

4) 騒音に係る環境基準

ア. 一般住居環境

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。騒音に係る環境基準は表 3.2.7-4 に示すとおりである。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

事業実施区域周囲における騒音に係る環境基準の地域類型は図 3.2.7-2 に示すとおりである。

表 3.2.7-4 (1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域(一般地域))

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環告第64号 最終改正 平成24年環告第54号)

表 3.2.7-4 (2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環告第64号 最終改正 平成24年環告第54号)

表 3.2.7-4 (3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- 1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)
- 2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項に定める自動車専用道路。

注2) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- 2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環告第64号 最終改正 平成24年環告第54号)

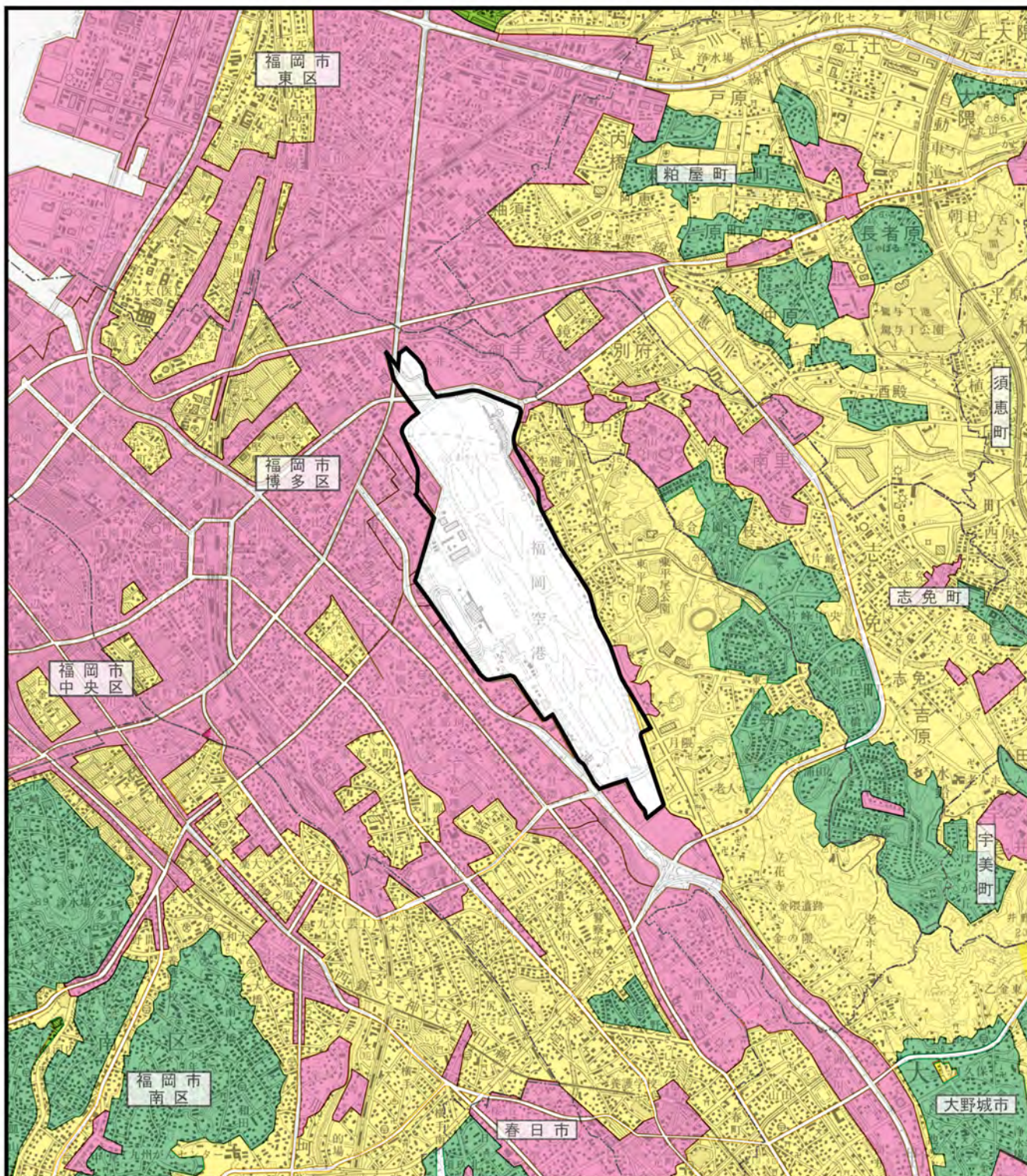
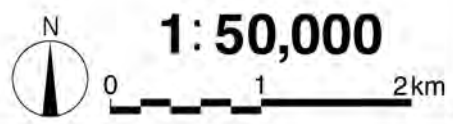


図3.2.7-2 騒音に係る環境基準の
類型指定状況

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : A類型
- : B類型
- : C類型

出典:「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」(福岡市)
「騒音規制区域図」(春日市)
「騒音規制区域図」(大野城市)
「騒音規制区域指定図」(宇美町)
「騒音規制法に基づく規制地域の指定図」(志免町)
「須恵町全図」(須恵町)
「粕屋町全図」(粕屋町)



イ. 航空機騒音

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

航空機騒音に係る環境基準は表 3.2.7-5 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における航空機騒音に係る環境基準の地域類型は、表 3.2.7-6 及び図 3.2.7-3 に示すとおりである。

なお、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成19年12月17日付で一部改正が告示されている。改正前の環境基準は表 3.2.7-7 に示すとおりである。

表 3.2.7-5 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(単位 Lden)
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

注) I を当てはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

備考: 1. 環境基準の改正により、評価指標を従来の WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル(Lden)へ変更する。

2. 1日平均着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とする。

3. 平成25年4月1日施行

出典: 「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和48年12月27日環告第154号 最終改正 平成19年環告第114号)

表 3.2.7-6 航空機騒音に係る環境基準の地域類型

地域の類型	当てはめる地域
I	福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
II	福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、類型Iをあてはめた地域以外の地域。ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く。

出典: 「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域」(平成4年4月6日福岡県告示第672号 最終改正 平成25年福岡県告示第571号)

表 3.2.7-7 航空機騒音に係る環境基準(改正前)

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

注) I を当てはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典: 「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和48年12月27日環告第154号 最終改正 平成12年環告第78号)

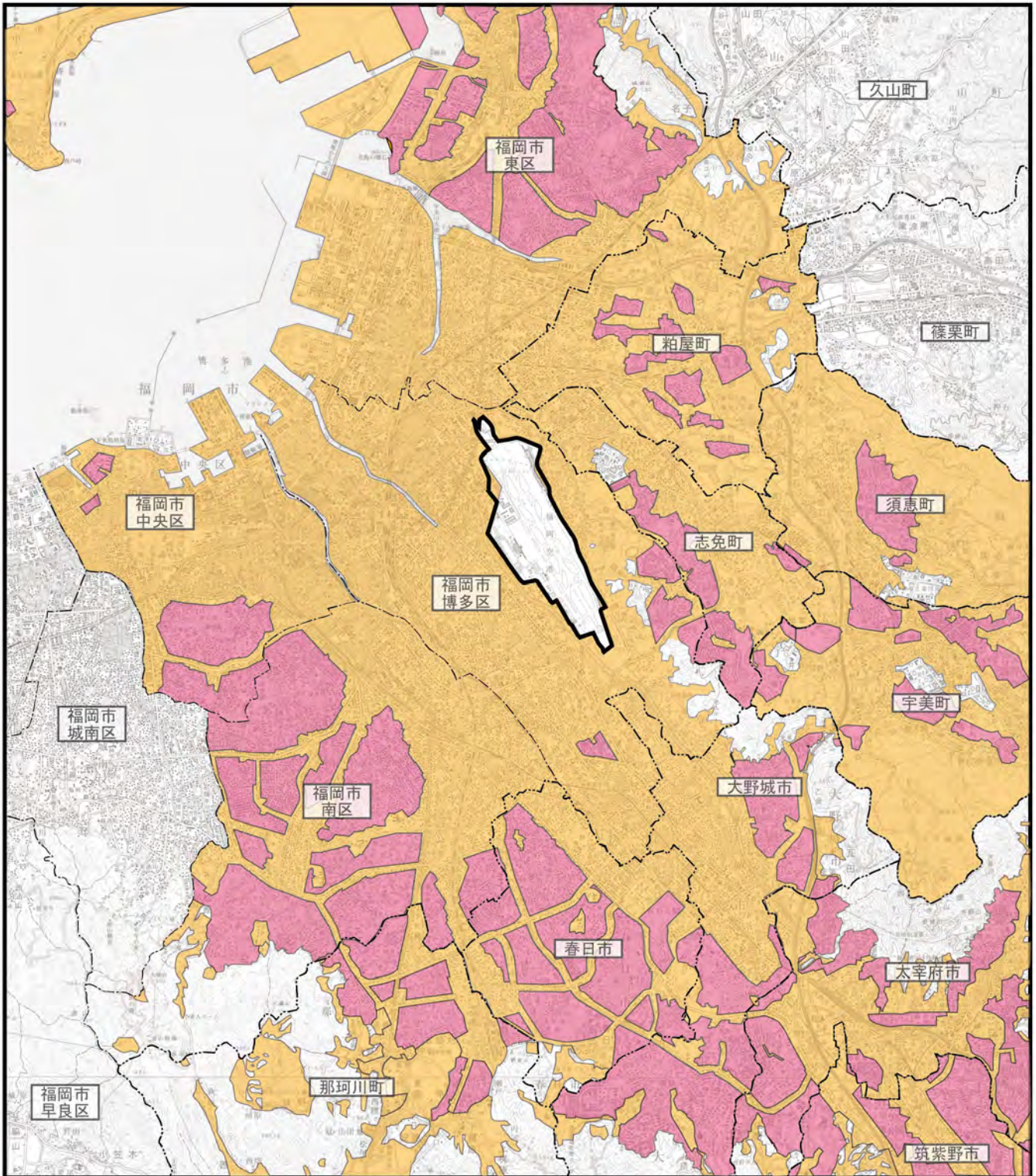


図3.2.7-3 航空機騒音に係る環境基準の
類型指定状況

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- 類型Ⅰ
- 類型Ⅱ

出典:「福岡都市計画総括図」(平成27年4月 福岡市)
 「太宰府都市計画総括図」(平成25年3月 太宰府市)
 「那珂川都市計画総括図」(平成21年3月 那珂川町)
 「宇美都市計画総括図」(平成25年3月 宇美町)
 「須恵都市計画図」(平成26年3月 須恵町)



5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、土壌に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅等の27項目に関して環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.7-8 に示すとおりである。

表 3.2.7-8 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環告第46号 最終改正 平成26年環告第44号）

6) ダイオキシン類による環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月法律第 105 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 72 号）第 7 条の規定に基づきダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3.2.7-9 に示すとおり環境基準が定められている。

表 3.2.7-9 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環告第 68 号 最終改正 平成 21 年環告第 11 号）

(2) 大気汚染に係る規制

1) 施設の設置等に対する規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月法律第 97 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 72 号）では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に届け出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 14 年 12 月条例第 79 号）では「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定する、ばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

事業実施区域周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要は、表 3.2.7-10 に示すとおりである。

また、ばい煙発生施設又は特定物質(アンモニア等 28 物質)を発生する施設を設置している者に対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 3.2.7-10 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質	規制基準	法令	備考	
硫黄酸化物	排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値 (排出量) を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ K 値: 福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法施行規則第 3 条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。	
ばいじん	0.04~0.5g/Nm ³ (一般排出基準)	同第 4 条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。	
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	塩素	30mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	塩化水素	80mg/Nm ³ (700mg/Nm ³)	同第 5 条	施設を指定している。() 内は廃棄物焼却施設のみ。
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0~20mg/Nm ³	同第 5 条	施設によって 4 種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10~30mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	窒素化合物	新設: 60~400ppm 既設: 130~600ppm	同第 5 条	施設を指定している。

出典: 「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚・通令第 1 号 最終改正 平成 26 年環令第 15 号)

2) 自動車排出ガスの規制

現在、規制の対象となる「自動車」として、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに原動機付自転車が定められており、「自動車排出ガス」として、一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質が定められている。

自動車が一定の条件で運行する場合に排出される自動車排出ガスの量の「許容限度」が定められており、自動車の種類・重量・乗車定員及びエンジンの修理、使用燃料、並びに排出形態別に応じた所定の測定方法による場合の、自動車排出ガスの排出重量又は排出濃度として定められている。

自動車排出ガスの量は、自動車の構造、装置等と密接不可分の関係にあり、その実施については「大気汚染防止法」では直接には行わず、「道路運送車両法」(昭和 26 年 6 月法律第 185 号)に基づいて規制を行うこととし、国土交通大臣は、同法に基づく規制の実施の際に、大気汚染の防止を図るべく自動車排出ガスの量の許容限度が確保されるように考慮しなければならないこととしている。

なお、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月法律第 70 号 最終改正 平成 23 年 8 月法律第 105 号)において規定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、事業実施区域周囲には指定されていない。

(3) 水質汚濁に係る規制

1) 工場排水等に対する規制

特定施設を設置し、公共用水域に排水を排出する工場・事業場に対しては、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月法律第138号 最終改正 平成26年6月法律第72号)に基づき排水の規制が行われている。水質汚濁防止法に基づく排水基準は表 3.2.7-11 に示すとおりである。この他、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月福岡県条例第8号 最終改正 平成24年福岡県条例第79号)においても規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。

「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月法律第61号 最終改正 平成26年6月法律第72号)に基づく指定湖沼及び指定地域として、事業実施区域周囲は指定されていない。

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月法律第110号 最終改正 平成25年6月法律第60号)に規定された瀬戸内海の関係府県の区域としても、事業実施区域周囲は指定されていない。

表 3.2.7-11 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排水の汚染状態)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg/L
シアン化合物	シアン1mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10mg/L 海域に排出されるもの ほう素230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考)1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第二条第一項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総令第35号 最終改正 平成26年環令第30号)

表 3.2.7-11 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の排出水の汚染状態)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質	200 mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L(日間平均60mg/L)
リン含有量	16 mg/L(日間平均8mg/L)
備考)1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総令第35号 最終改正 平成26年環令第30号)

(4) 騒音に係る規制

「騒音規制法」(昭和43年6月法律第98号 最終改正 平成26年6月法律第72号)に基づき、騒音を防止する必要があるとして指定された地域内における工場・事業場の事業活動に伴う騒音及び建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、道路交通騒音については措置を要請する限度が定められている。

1) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設〔金属加工機械等11種類〕を設置する工場又は事業場)において発生する騒音の福岡県及び福岡市内の規制基準は、表3.2.7-12に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図3.2.7-4に示すとおりである。

表 3.2.7-12 特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注1) 時間の区分は以下のとおりである。

朝：午前6時から午前8時 昼間：午前8時から午後7時 夕：午後7時から午後11時
夜間：午後11時から翌日の午前6時

注2) 第1種、第2種、第3種及び第4種区域とは、次に掲げる区域をいい、区域毎に地域が指定されている。

- ・第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ・第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ・第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注3) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうちの患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日厚・農・通・運告第1号 最終改正 平成18年環告第132号)

(区域の区分：昭和61年11月15日 福岡県告示第1713号 最終改正 平成24年 福岡県告示第662号、平成9年3月31日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年 福岡市告示第113号)

2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制

「騒音規制法」の規定に基づく、指定区域内における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 3.2.7-13 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 3.2.7-4 に示すとおりである。

表 3.2.7-13 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制種別	区域	基準
基準値	第1号区域	85 デシベルを超える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
作業時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけんを除く。)
くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)
又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200Kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
- ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
- ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- 1) 第1種区域
 - 2) 第2種区域
 - 3) 第3種区域
 - 4) 第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域
- なお、第1種及び第2種区域は表3.2.7-12に示す内容と同じである。

注6) 第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日厚・建告第1号 最終改正 平成12年環告第16号)

(区域の区分：昭和61年11月15日 福岡県告示第1714号 最終改正 平成24年 福岡県告示

第663号、昭和61年4月1日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年 福岡市告示第114号)

3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 3.2.7-14 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認められる時は道路管理者または管理行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

なお、事業実施区域周囲における騒音規制区域の指定状況は、図 3.2.7-4 に示すとおりである。

表 3.2.7-14 自動車騒音の要請限度(等価騒音レベル(L_{Aeq}))

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
1. a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2. a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3. b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注) 昼間：午前 6 時から午後 10 時、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年 3 月 2 日 総令第 15 号 最終改正 平成 23 年環令第 32 号)

(区域の区分：平成 12 年 3 月 31 日 福岡県告示第 586 号の 4 最終改正 平成 24 年 福岡県告示第 664 号、平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 115 号)

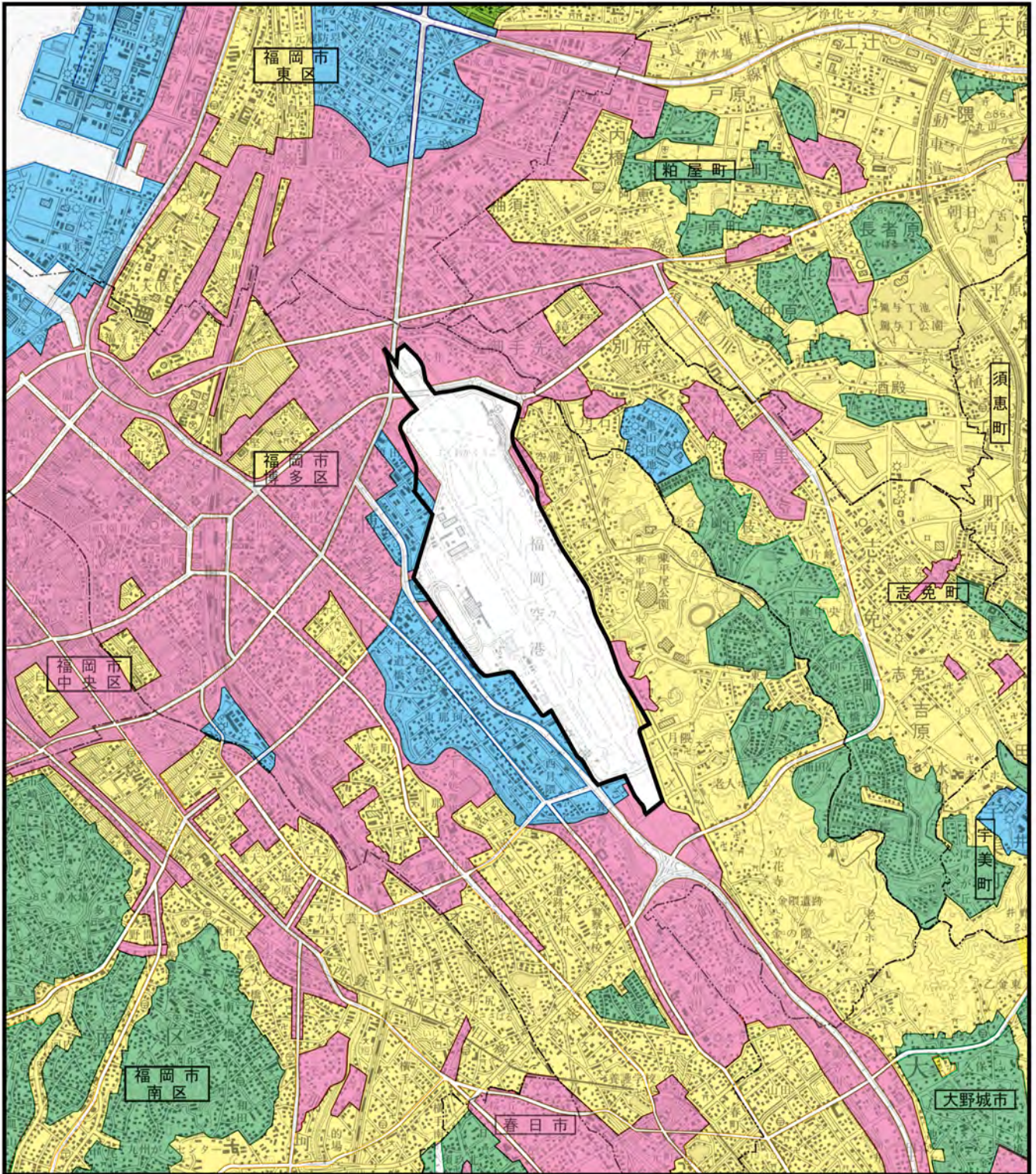


図3.2.7-4 騒音規制区域図

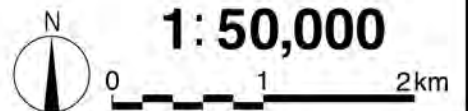
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
■	第1種区域	第1号区域	a区域
■	第2種区域		b区域
■	第3種区域	第2号区域	c区域
■	第4種区域		

※学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域

出典:「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」(福岡市)
「騒音規制区域図」(春日市)
「騒音規制区域図」(大野城市)
「騒音規制区域指定図」(宇美町)
「騒音規制法に基づく規制地域の指定図」(志免町)
「須恵町全図」(須恵町)
「粕屋町全図」(粕屋町)



(5) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月法律第64号 最終改正 平成26年6月法律第72号)に基づき、振動を防止する必要があるとして指定されている地域内における工場・事業場の事業活動に伴う振動及び建設工事に伴う振動について規制が定められているとともに、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。

1) 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等[政令で定める特定施設(金属加工機械等 10種類)を設置する工場又は事業場]の敷地境界線において振動の規制基準は、表 3.2.7-15 に示すとおり定められている。

また、事業実施区域周囲における特定工場等の振動に係る規制地域の指定状況は、図 3.2.7-5 に示すとおりである。

表 3.2.7-15 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

注1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前8時から午後7時 夜間：午後7時から翌日午前8時

注2) 第1種、第2種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注3) 振動規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：液圧プレス(矯正プレスを除く。)、機械プレス、せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
- ・圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- ・土石用又は鉤物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- ・織機(原動機を用いるものに限る。)
- ・コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)
- 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
- ・木材加工機械：ドラムバーカー、チップパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- ・印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- ・ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和51年11月10日 環告第90号 最終改正 平成12年環告第18号)

(区域の区分：昭和61年11月15日 福岡県告示第1717号 最終改正 平成24年福岡県告示第666号、平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成27年 福岡市告示第4号)

2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制

「振動規制法」の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る基準は表 3.2.7-16 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制地域の指定状況は、図 3.2.7-5 に示すとおりである。

表 3.2.7-16 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る規制基準

規制種別	区域	基準
基準値	第1号区域	75 デシベルを超える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
作業時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの振動を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 地域の区分において第1号区域及び第2号区域の内容は以下に示すとおり。

第1号地域：振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域

イ：第1種区域

ロ：第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域

ハ：第1種区域及び第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

第2号区域：指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域

なお、第1種及び第2種区域は表 3.2.7-15 に示す内容と同じである。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総令第58号 最終改正 平成23年環令第32号)

(区域の区分：昭和61年11月15日 福岡県告示第1719号 最終改正 平成24年福岡県告示第668号、平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成22年 福岡市告示第23号)

3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 3.2.7-17 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

また、事業実施区域周囲における振動規制地域の指定状況は、図 3.2.7-5 に示すとおりである。

表 3.2.7-17 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前 8 時から午後 7 時 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時

注 2) 第 1 種及び第 2 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：主として第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外

第 2 種区域：近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総令第 58 号 最終改正 平成 23 年環令第 32 号）
（区域の区分：昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号 最終改正 平成 27 年福岡市告示第 5 号）

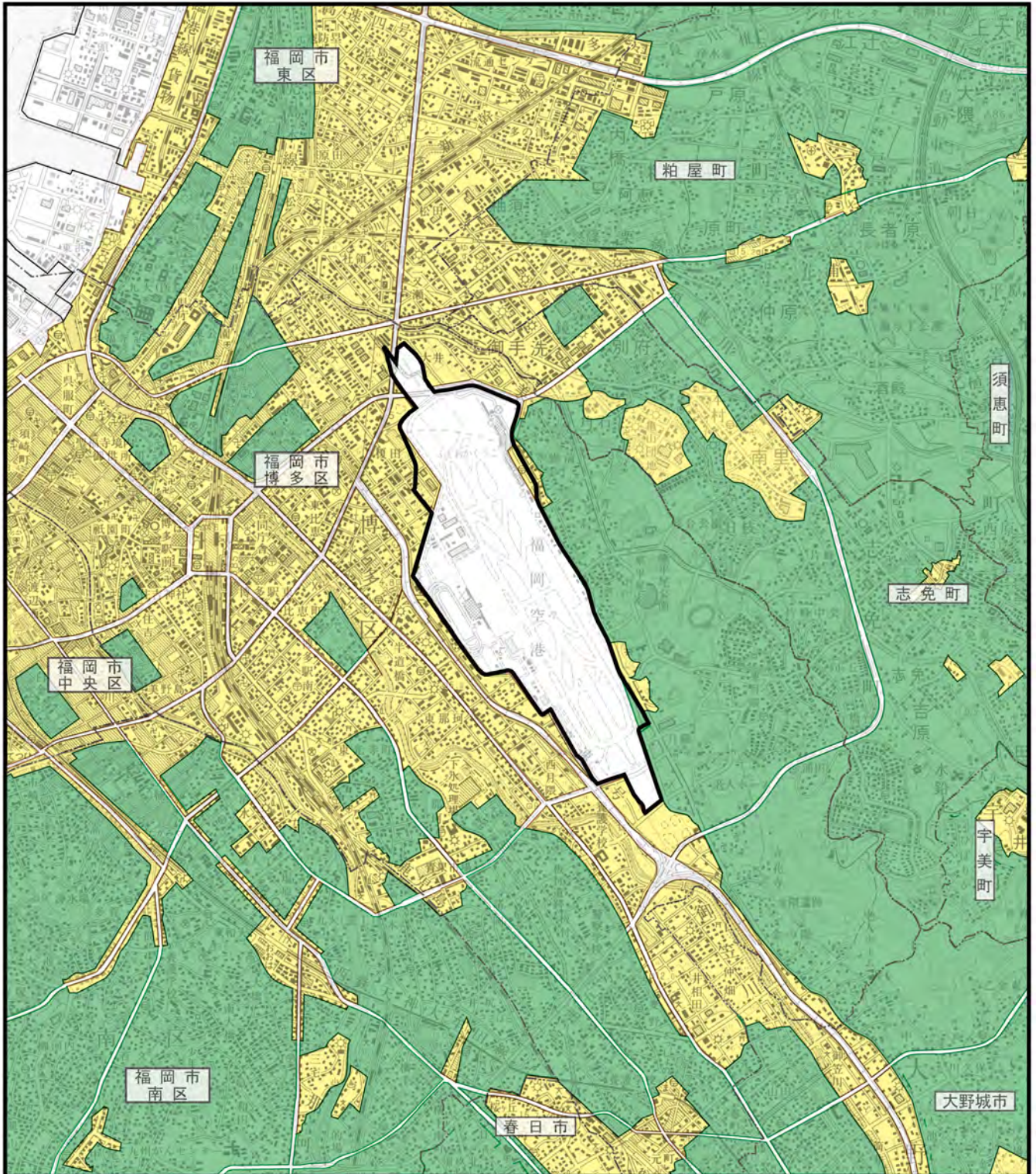


図3.2.7-5 振動規制区域図

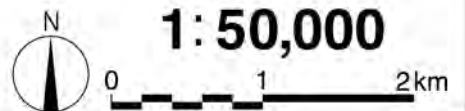
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域

※学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域

出典:「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」(福岡市)
「振動規制区域図」(春日市)
「振動規制区域図」(大野城市)
「振動規制区域指定図」(宇美町)
「振動規制法に基づく規制地域の指定図」(志免町)
「須恵町全図」(須恵町)
「粕屋町全図」(粕屋町)



(6) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月法律第91号 最終改正 平成23年12月法律第122号)の規定に基づき、規制地域内の工場・事業場に係る悪臭の規制基準は、表3.2.7-18に示すとおり定められている。

また、事業実施区域周囲における悪臭の規制地域の指定は、福岡市、那珂川町、宇美町、志免町は全域でA区域として、物質ごとに規制される物質濃度規制が行われており、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、須恵町、粕屋町においては、全域が臭気指数12(臭気強度2.5に相当し、約16倍希釈しなければにおいがなくなる値)^{*1}として規制されている。

表 3.2.7-18 悪臭に係る規制基準

指定地域の区分 特定悪臭物質	A 区域 (ppm)	B 区域 (ppm)
アンモニア	1.0	2.0
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4.0
酢酸エチル	3.0	7.0
メチルイソブチルケトン	1.0	3.0
トルエン	10.0	30.0
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1.0	2.0
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総令第39号 最終改正 平成23年環令第32号)

(物質濃度規制に係る指定地域の区分：平成14年3月27日 福岡県告示第473号 最終改正 平成26年福岡県告示第351号、昭和48年5月31日 福岡市告示82号 最終改正 平成8年福岡市告示4号)

※1：臭気指数規制に係る指定地域の区分：平成14年3月27日福岡県告示第473号、平成24年4月1日 筑紫野市告示第71号、平成24年3月30日 春日市告示第71号、平成24年4月1日 大野城市告示第24号、平成24年3月30日 太宰府市告示第33号

(7) 土壌の汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号 最終改正 平成26年6月法律第51号)に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、都道府県知事により、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下、要措置区域等という)の指定及び汚染の除去等の措置の指示がなされるほか、要措置区域等内の土地の土壌の搬出時には届出が義務付けられるなど、汚染土壌の搬出に係る規制等が定められている。

土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準は、表3.2.7-19に示すとおりである。

表 3.2.7-19 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準

特定有害物質	基準	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下
六価クロム化合物		六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下
シマジン		0.003mg/L 以下	-
シアン化合物		シアンが検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下	-
四塩化炭素		0.002mg/L 以下	-
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下	-
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	-
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下	-
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下	-
水銀及びその化合物		水銀 0.0005mg/L 以下	水銀 15mg/kg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	-
チウラム		0.006mg/L 以下	-
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下	-
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下	-
トリクロロエチレン		0.03mg/L 以下	-
鉛及びその化合物		鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物		砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下	-
ほう素及びその化合物		ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	-
有機りん化合物		検出されないこと	-

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環令第29号 最終改正 平成26年環令第29号)

(8) 地下水の採取に係る規制

事業実施区域周囲は「工業用水法」(昭和31年6月法律第146号 最終改正 平成26年6月法律第69号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月法律第100号 最終改正 平成12年5月法律第91号)により地下水採取が規制されている地域はない。

(9) 自然環境法令等による指定状況

1) 自然公園、自然環境保全地域

事業実施区域周囲において、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号 最終改正 平成26年6月法律第69号)に基づく国立公園等の指定はされていない。また、「自然環境保全法」(昭和47年6月法律第85号 最終改正 平成26年6月法律第69号)及び「福岡県環境保全に関する条例」(昭和47年10月 条例第28号 最終改正 平成14年12月条例第78号)に基づく自然環境保全地域の指定地域もない。

2) 鳥獣保護区

事業実施区域周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号 最終改正 平成26年5月法律第46号)に基づく鳥獣保護区等は、福岡市、大野城市、粕屋町が指定されており、その位置は図 3.2.7-6 に示すとおりである。

3) 保安林

事業実施区域周囲において、「森林法」(昭和26年6月法律第249号 最終改正 平成26年6月法律第69号)に基づく保安林は、福岡市博多区、大野城市、宇美町、粕屋町が指定されており、その位置は図 3.2.7-7 に示すとおりである。

4) 風致地区等

事業実施区域周囲において「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号 最終改正 平成26年6月法律第109号)に基づく風致地区は、福岡市に筥崎宮、東公園、住吉宮、鴻巣山が指定されており、その位置は図 3.2.7-8 に示すとおりである。

5) 景観形成地域

事業実施区域周囲において、都市景観形成基本計画に基づく都市景観形成地域は、福岡市博多区に御供所地区、博多駅前通り地区、中央区に天神地区が指定されており、その位置は図 3.2.7-9 に示すとおりである。

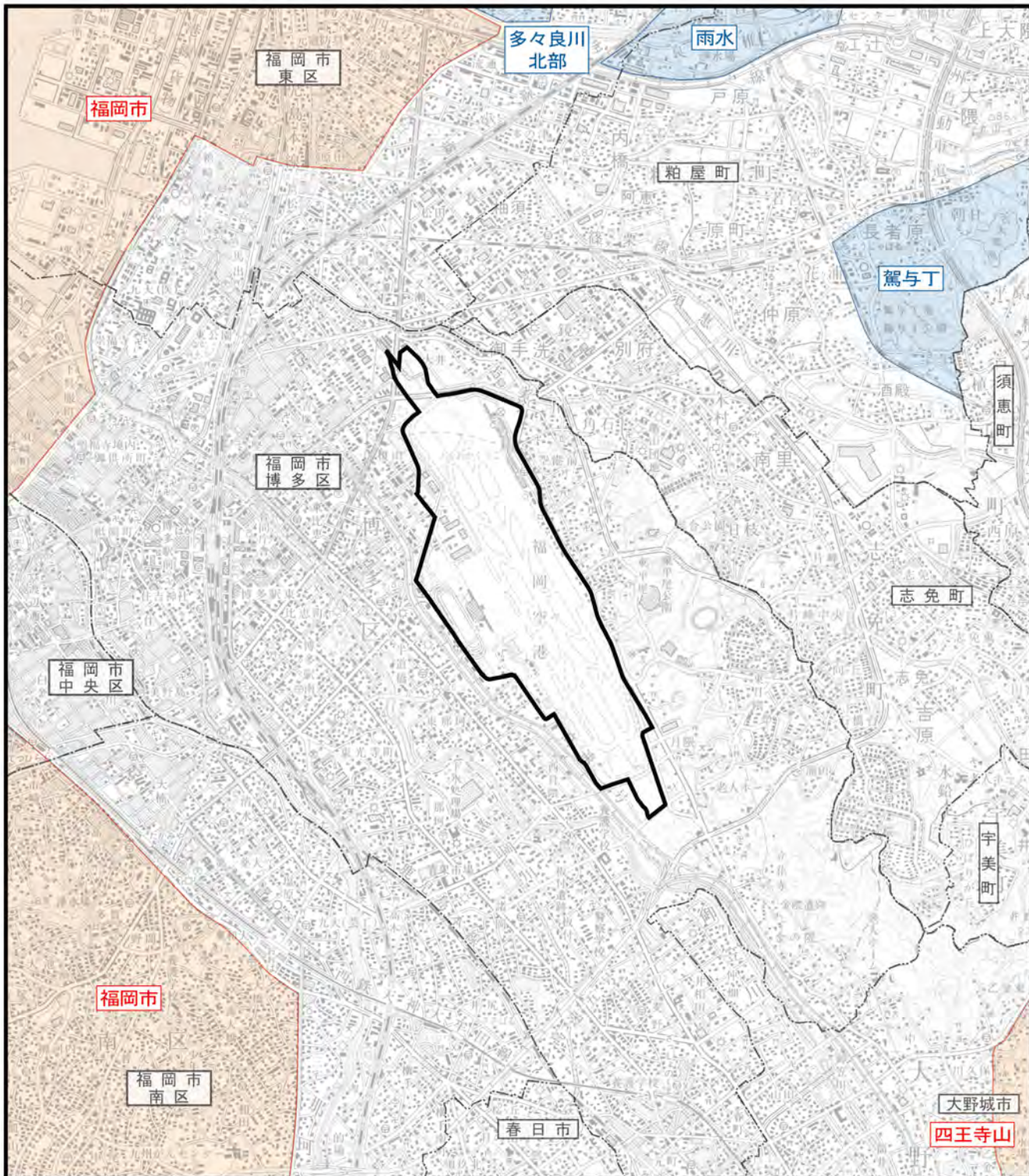
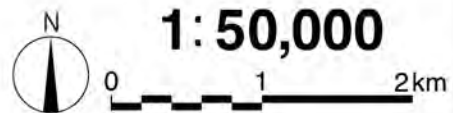


図3.2.7-6 鳥獣保護区等指定状況

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 鳥獣保護区
- : 特定猟具(銃器)使用禁止区域



出典:「鳥獣保護区等位置図(平成26年度)」(平成26年9月 福岡県)

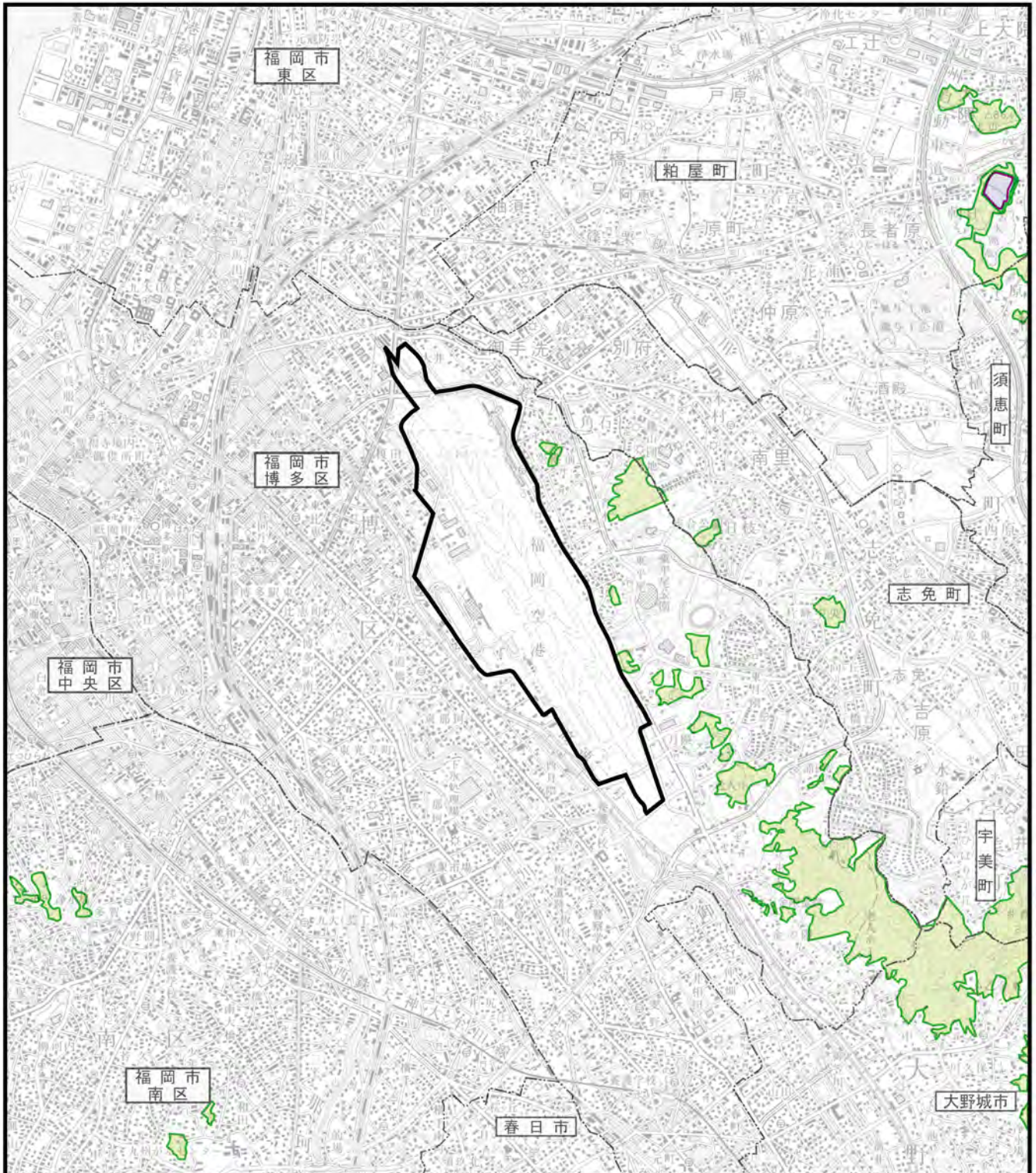
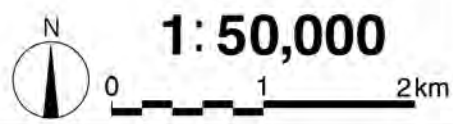


図3.2.7-7 保安林指定状況

凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町村界
-  : 区界
-  : 森林区域
-  : 保安林



出典:「森林計画図」(平成27年4月 福岡県農林水産部農山漁村振興課)
 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)」(国土交通省ホームページ)

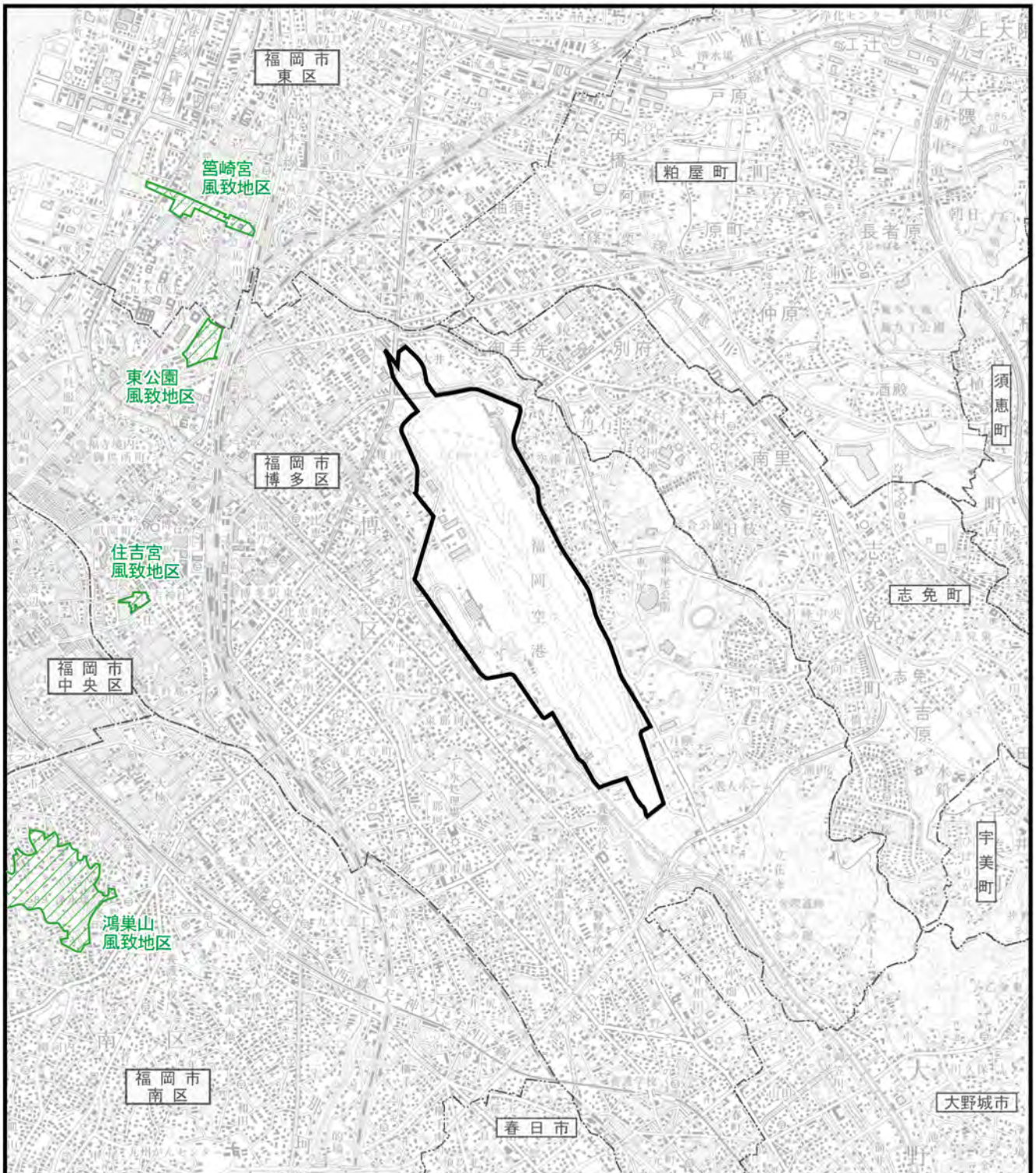




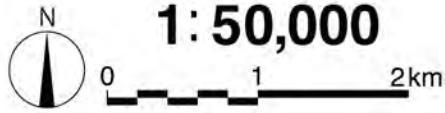


図3.2.7-8 風致地区指定状況

凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町村界
-  : 区界
-  : 風致地区



出典:「福岡都市計画総括図」(平成27年4月 福岡市)

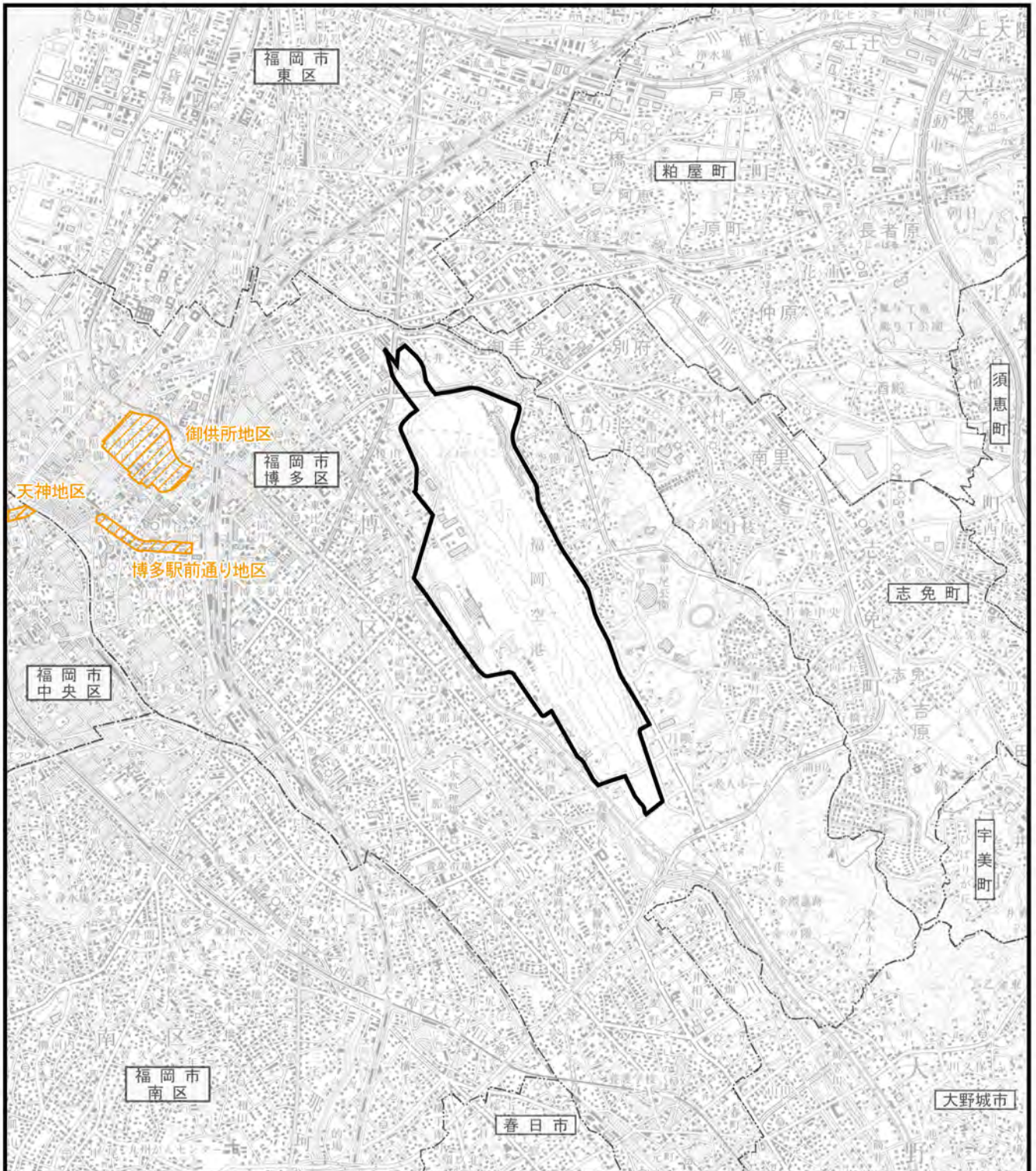
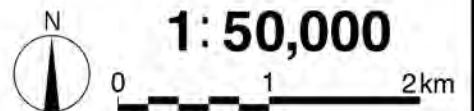


図3.2.7-9 景観形成地域指定状況

凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町村界
-  : 区界
-  : 景観形成地域



出典:「都市景観形成地区について」(福岡市ホームページ)

(10) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月条例第 25 号）、「福岡市文化財保護条例」（昭和 48 年 3 月条例第 33 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表 3.2.7-20 に示すとおりであり、その分布状況は図 3.2.7-10 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲に分布する「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の分布状況は表 3.2.7-21 及び図 3.2.7-11 に示すとおりである。

なお表 3.2.7-22 に示すとおり、過年度における福岡空港の埋蔵文化財発掘調査において、水田、弥生土器、土製品及び木製品等の遺構・遺物が発見されている。

表 3.2.7-20(1) 事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

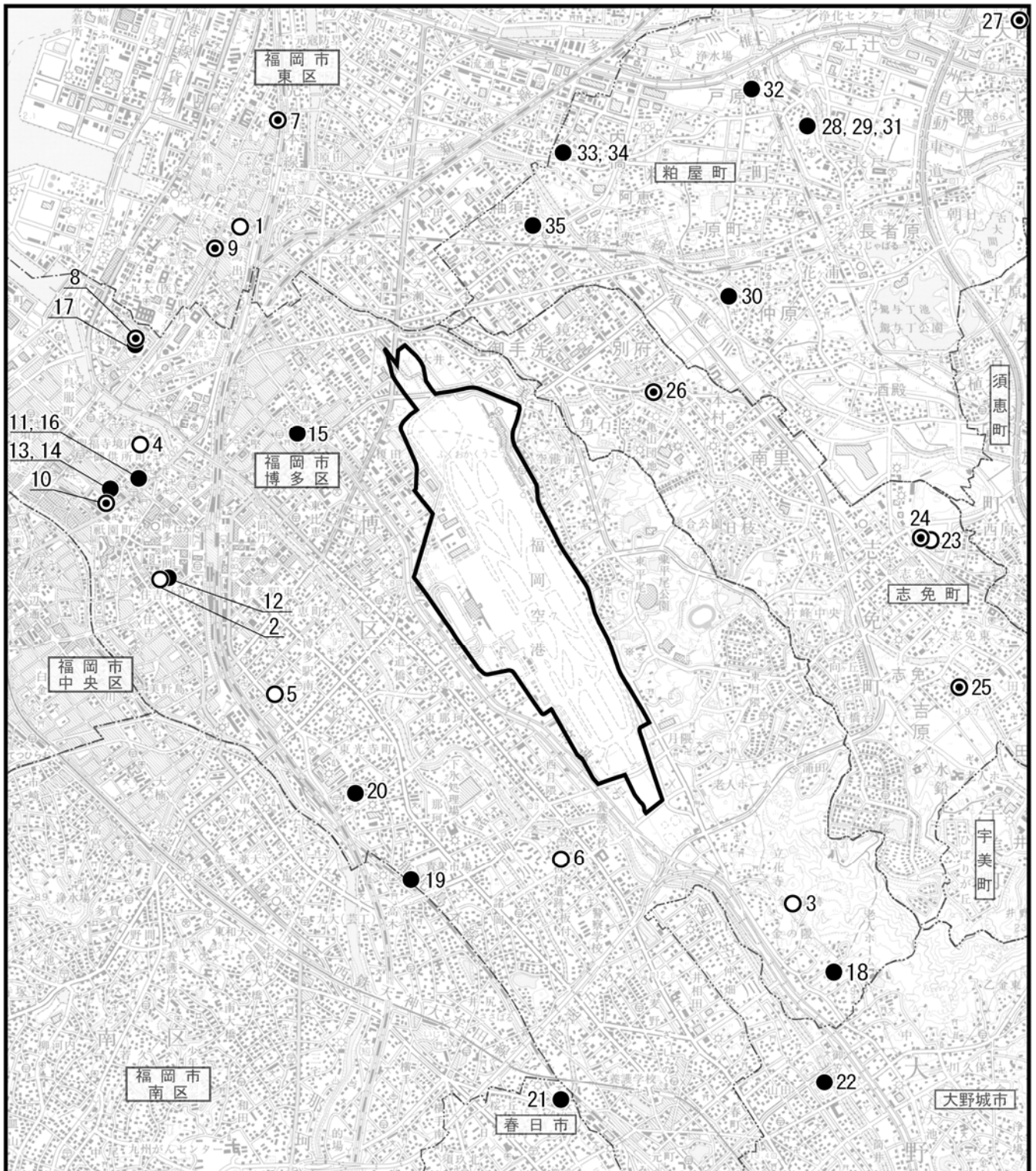
市	区分	国指定	県指定	市町指定
福岡市	建造物	2	2	4
	史跡	4	1	6
	名勝			
	天然記念物		1	
春日市	建造物			
	史跡			
	名勝			
	天然記念物			1
大野城市	建造物			
	史跡			
	名勝			
	天然記念物			1
志免町	建造物	1		
	史跡		2	1
	名勝			
	天然記念物			
粕屋町	建造物			
	史跡		1	2
	名勝			
	天然記念物			6

出典：「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）
「福岡県教育委員会文化財保護課資料」
「春日市指定文化財」（春日市奴国の丘歴史資料館ホームページ、<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/nakoku/gallery/siteibunkazai/index.html>）
「大野城市の指定文化財」（大野城市教育委員会ホームページ、<http://www.city.onojo.fukuoka.jp/edu/rekishi/shitei.html>）
「宇美町史跡・文化財」（宇美町ホームページ、<http://www.town.umi.lg.jp/life/4/26/>）
「志免町の史跡・文化財」（志免町ホームページ、<http://www.town.shime.lg.jp/site/bunkazai/>）
「須恵町文化財」（須恵町ホームページ、<http://www.town.sue.fukuoka.jp/soshiki/10/>）
「粕屋町指定文化財」（粕屋町ホームページ、<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/chiiki/rekishi/shiteibunkazai/index.html>）

表 3.2.7-20(2) 事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

番号	名称	指定	種別	所在
1	菅崎宮鳥居、拝殿、本殿、楼門	国指定	建造物	福岡市東区菅崎 1-22-1
2	住吉神社本殿	国指定	建造物	福岡市博多区住吉 3-1-51
3	金隈遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区金隈字観音浦、字日浦
4	聖福寺、聖福寺境内	国指定	史跡	福岡市博多区御供所町 6-1
5	比恵遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区博多駅南 5-12
6	板付遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区板付 2, 3
7	石造九重塔(相輪欠)	県指定	建造物	福岡市東区箱崎 6
8	崇福寺唐門、山門	県指定	建造物	福岡市博多区千代 4
9	枯野塚	県指定	史跡	福岡市東区馬出 5-228
10	櫛田の銀杏	県指定	天然記念物	福岡市博多区上川端町 1-41
11	東長寺六角堂	市指定	建造物	福岡市博多区御供所町 2-4
12	住吉神社能楽殿	市指定	建造物	福岡市博多区住吉 3-1-51
13	博多町家ふるさと館 (旧三浦家住宅)	市指定	建造物	福岡市博多区冷泉町 6-10
14	旧三浦家住宅	市指定	建造物	福岡市博多区冷泉町 6-10
15	東光院境内	市指定	史跡	福岡市博多区吉塚 3-20-37
16	福岡藩主黒田家墓所	市指定	史跡	福岡市博多区御供所町 2-4
17	福岡藩主黒田家墓所	市指定	史跡	福岡市博多区千代四丁目 7-79
18	今里不動古墳	市指定	史跡	福岡市博多区大字金隈 2-2
19	那珂遺跡	市指定	史跡	福岡市博多区那珂 6-316, 17
20	那珂八幡古墳	市指定	史跡	福岡市博多区那珂 1-44
21	オオバヤドリギ	市指定	天然記念物	福岡県春日市大字須玖字岡本山 781
22	御笠の森	市指定	天然記念物	大野城市山田 2-230
23	旧志免鋳業所竪坑櫓	国指定	建造物	福岡県糟屋郡志免町大字志免
24	志免鋳業所跡 (竪坑及び第八坑関連地区)	県指定	史跡	福岡県糟屋郡志免町大字志免 715-12
25	観応三年銘梵字石碑	県指定	史跡	福岡県糟屋郡志免町大字吉原 892 (平成の森公園内)
26	亀山石棺	町指定	史跡	福岡県糟屋郡志免町別府二丁目 98-2
27	平塚古墳	県指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈
28	奉書写大乘妙典 一石一字経供養塔	町指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
29	阿弥陀三尊梵字板碑	町指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
30	志賀神社のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原
31	伊賀薬師堂のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
32	戸原天神森のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
33	熊野神社のフジ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋
34	熊野神社のスタジイ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋
35	柚須区のゴヨウマツ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須

出典：「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)
「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)
「福岡県教育委員会文化財保護課資料」
「春日市指定文化財」(春日市奴国の丘歴史資料館ホームページ、
<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/nakoku/gallery/siteibunkazai/index.html>)
「大野城市の指定文化財」(大野城市教育委員会ホームページ、
<http://www.city.onojo.fukuoka.jp/edu/rekishi/shitei.html>)
「宇美町史跡・文化財」(宇美町ホームページ、<http://www.town.umi.lg.jp/life/4/26/>)
「志免町の史跡・文化財」(志免町ホームページ、<http://www.town.shime.lg.jp/site/bunkazai/>)
「須恵町文化財」(須恵町ホームページ、<http://www.town.sue.fukuoka.jp/soshiki/10/>)
「粕屋町指定文化財」(粕屋町ホームページ、
<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/chiiki/rekishi/shiteibunkazai/index.html>)

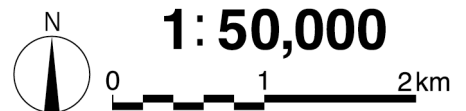


凡例

図3.2.7-10 文化財位置図

- : 対象事業実施区域
- : 文化財(国指定)
- : 市町村界
- ⊙ : 文化財(県指定)
- : 区界
- : 文化財(市・町指定)

出典：「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ）
 「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ）
 「福岡県教育委員会文化財保護課資料」
 「春日市指定文化財」（春日市奴国の丘歴史資料館ホームページ）
 「大野城市の指定文化財」（大野城市教育委員会ホームページ）
 「宇美町史跡・文化財」（宇美町ホームページ）
 「志免町の史跡・文化財」（志免町ホームページ）
 「須恵町文化財」（須恵町ホームページ）
 「粕屋町指定文化財」（粕屋町ホームページ）



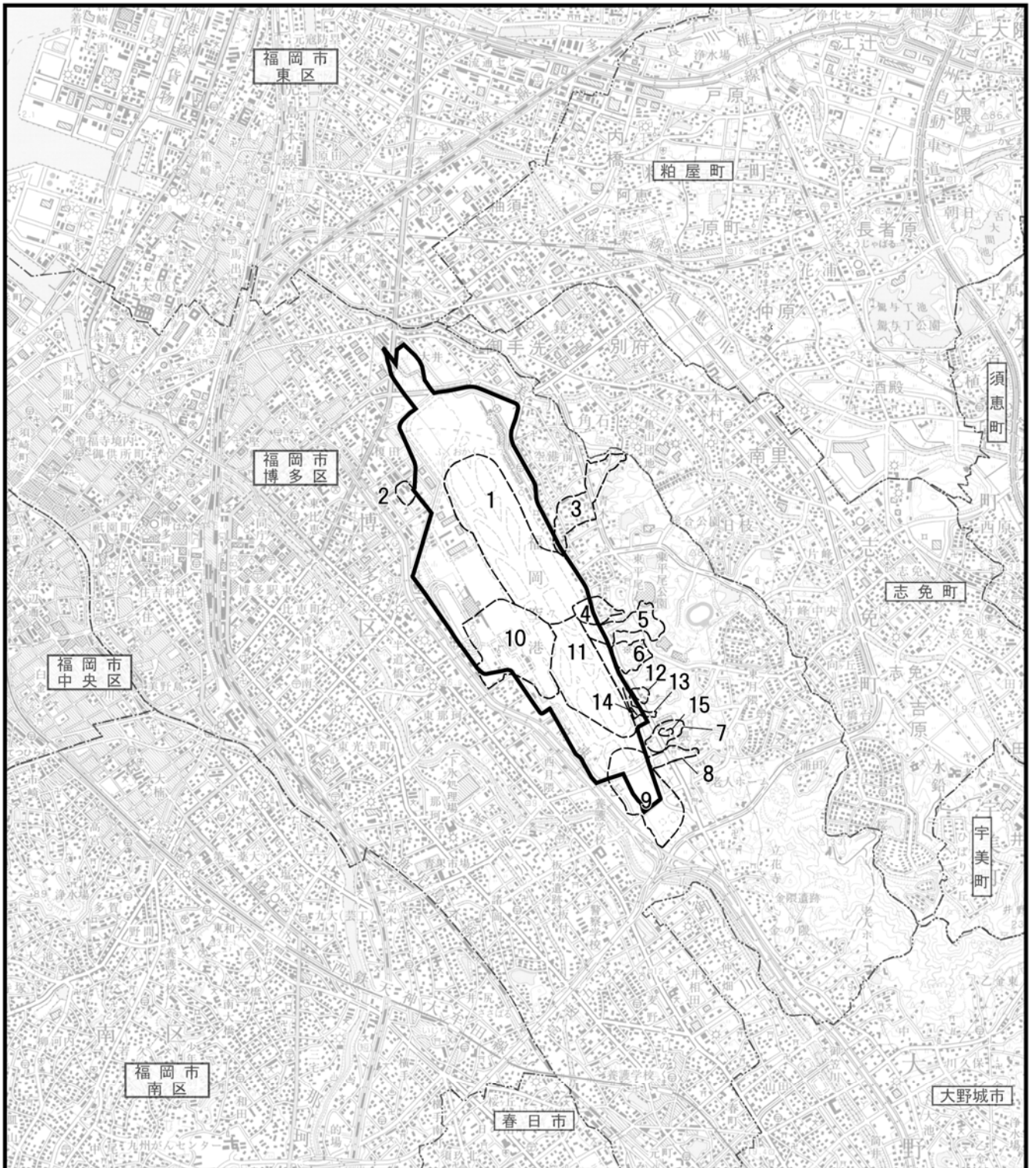


図3.2.7-11 埋蔵文化財包蔵地の分布位置

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 埋蔵文化財



出典:「福岡市文化財分布地図」(福岡市教育委員会)

表 3.2.7-21 事業実施区域周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	名称
1	上牟田遺跡
2	榎田遺跡
3	席田青木遺跡
4	久保園遺跡
5	席田大谷遺跡
6	宝満尾遺跡
7	天神森遺跡群
8	下月隈 B 遺跡群
9	下月隈 C 遺跡群
10	雀居遺跡
11	下月隈 D 遺跡
12	狐塚遺跡
13	水町古墳
14	下月隈鳥越遺跡
15	天神森古墳群

出典：「福岡市文化財分布地図」（福岡市教育委員会）

表 3.2.7-22 福岡空港での過去の埋蔵文化財発掘調査における遺構・遺物

遺跡名	所在地	主な時代	主な遺構	主な遺物
久保園遺跡	福岡市東区 東平尾	弥生時代 古墳時代 古代	堀立柱建物、 溝、井戸、水田、 水路	弥生土器、 土師器、須恵器、 土製品、石製品、 木製品
下月隈 C 遺跡群	福岡市博多区 月隈	弥生時代 古墳時代 古代～中世	井戸、柵列、 杭列、溝、堰、 水田	弥生土器、 土師器、須恵器、 陶磁器、土製品、 石製品、木製品
雀居遺跡	福岡市博多区 半道橋	弥生時代 古墳時代 古代～中世	堀立柱建物、 溝、井戸、水田	弥生土器、 土師器、須恵器、 土製品、石製品、 木製品、甕棺

出典：「久保園遺跡 4-第 4 次調査報告—福岡市埋蔵文化財調査報告書第 1148 集」（福岡市教育委員会）

「下月隈 C 遺跡Ⅳ—福岡空港周辺整備工事に伴う下月隈 C 遺跡第 5 次発掘調査報告—福岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第 795 集」（福岡市教育委員会）

「福岡空港西側整備に伴う埋蔵文化財調査報告 雀居 9 福岡市埋蔵文化財調査報告書第 748 集」（福岡市教育委員会）

(11) 防災関係の法令等による指定状況

1) 急傾斜崩壊危険区域

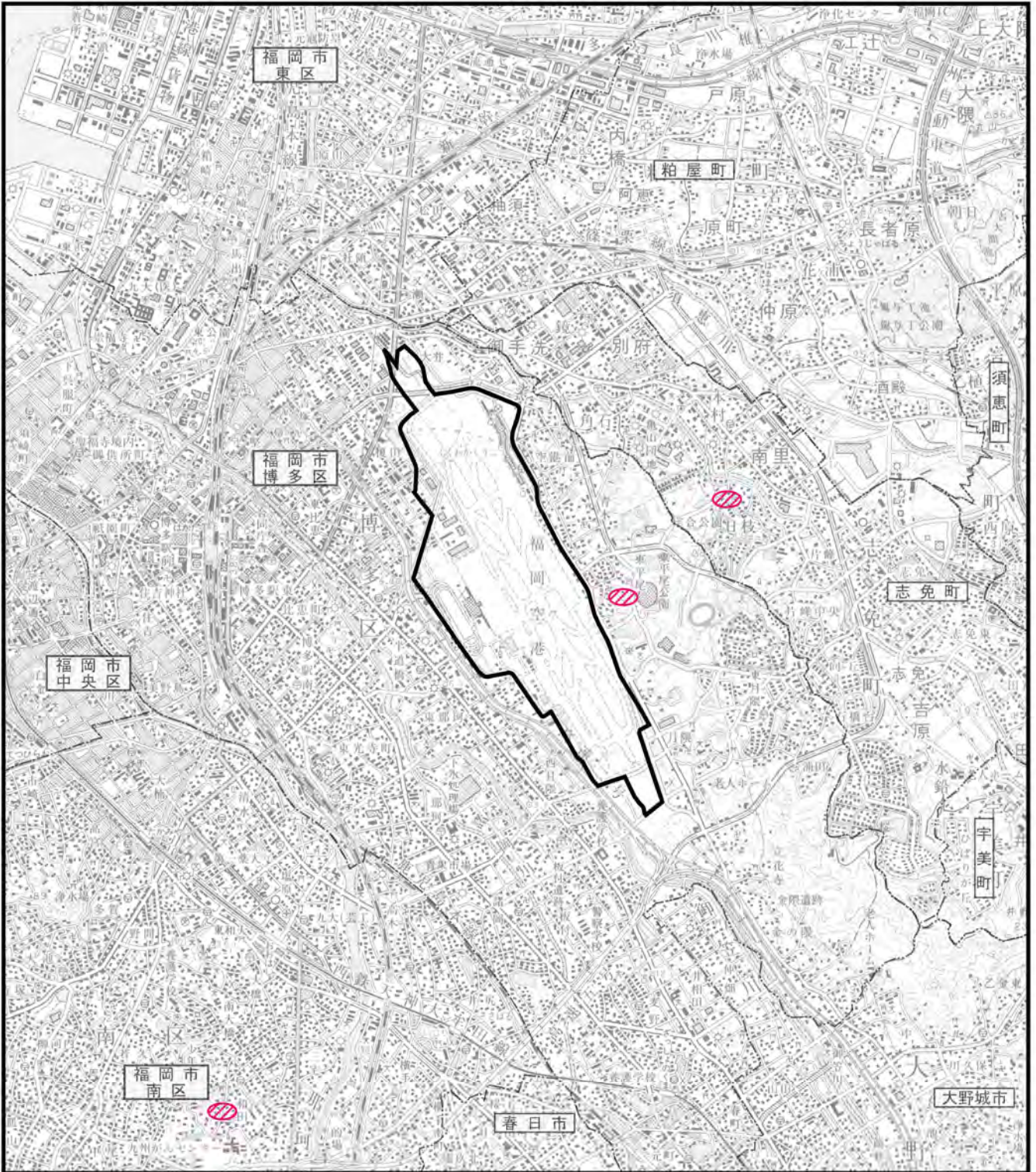
事業実施区域周囲においては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月法律第57号)に基づく急傾斜崩壊危険区域は福岡市、志免町が指定されており、その位置は図 3.2.7-12 に示すとおりである。

2) 砂防指定地

事業実施区域周囲においては「砂防法」(明治30年3月法律第29号)に基づく砂防指定地は指定されていない。

3) 地すべり防止区域

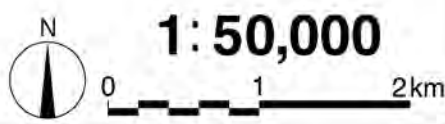
事業実施区域周囲においては「地すべり等防止法」(昭和33年3月法律第30号)に基づく地すべり防止区域は指定されていない。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 急傾斜地崩壊防止区域

図3.2.7-12 急傾斜地崩壊危険区域指定状況



出典:「福岡県土整備事務所管内図」(平成26年3月 福岡県福岡県土整備事務所)
 「那珂県土整備事務所管内図」(平成26年9月 福岡県那珂県土整備事務所)

3.2.8 その他の事項

(1) 公害苦情件数

福岡県における公害苦情件数の状況は、表 3.2.8-1 に示すとおりである。平成 25 年度に県内で受け付けられた公害の総苦情件数は 3,098 件あり、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染）に係る件数は 1,965 件で、大気汚染が 754 件と最も多かった。

表 3.2.8-1 福岡県における公害苦情件数(平成 25 年度)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 ・土壌汚染	その他	合計
平成 25	754	384	494	24	297	12	1,133	3,098

出典：「平成 26 年版 環境白書」（平成 26 年 12 月 福岡県環境部環境政策課）

(2) 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県は、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的方向性を明らかにした環境総合基本計画を 1995 年(平成 7 年)に、第二次計画を 2003 年(平成 15 年)に策定している。

第二次計画の期間中に、「身近な自然の保全・再生」、「水環境の保全」等のテーマにおいては改善が図られたが、「きれいな空気の確保」、「リユース・リサイクルの推進」、「温室効果ガスの排出削減」等においては目標達成には至っていない。これらの課題に加え、地球温暖化の進行による気候変動、資源やエネルギーの確保、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境を越えた環境問題など、より深刻化した課題や新たな課題に直面している。このような今日の環境を取り巻く情勢に適切に対応し、福岡県の豊かで安全・安心な環境を将来世代に引き継いでいくため、新たに第三次福岡県環境総合基本計画として 2013 年(平成 25 年)に策定し直されている。

第三次福岡県環境総合基本計画では、7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿とそれを実現するための 21 のテーマを設けている。また、計画期間は、2013～2017 年度(平成 25～29 年度)とされている。

《7 つの柱と 21 のテーマ》

1 低炭素社会の構築

- ①地球温暖化の緩和、適応のための総合的な対策の推進
- ②省エネルギーの推進
- ③多様な低炭素型エネルギーの確保
- ④温室効果ガス吸収源の確保、長期固定化の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
温室効果ガス排出量	5,981 万トン (平成 22 年度)	温暖化対策実行計画 において設定予定

2 循環型社会の構築

- ①資源消費抑制、資源循環利用システムの構築
- ②資源循環利用に関する産業の育成

指標	現状	平成 29 年度目標	備考
産業廃棄物の排出量、 再生利用率	10,689 千トン 54% (平成 22 年度)	14,454 千トン 61% (平成 27 年度)	廃棄物処理計画改 定時に再検討予定

3 自然共生社会の構築

- ①生物多様性保全・再生のための総合的な対策の推進
- ②自然と調和した基盤整備、まちづくりの推進
- ③自然と調和した農林水産業の推進
- ④多様な機能を有する森林の保全

4 健康で快適に暮らせる生活環境の確保

- ①測定・監視体制の構築と状況の把握、情報の提供
- ②廃棄物の適正処理や環境保全への各種対策の実施と情報の提供
- ③越境問題対策の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
環境基準の達成率 〔大気、水質、ダイオキシン類、 騒音〕	大気 (SPM、NO ₂ : 48.6% (全地点)) 水 (BOD、COD : 78.3% (全地点)) ダイオキシン類 (大気、公共用水域 水質、公共用水域底質、地下水、 土壌 : 全項目 100%) 騒音 (自動車騒音 91.1%) (平成 23 年度)	環境基準の達成・維持を図る

5 国際環境協力の推進

- ①環境関連技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ②民間国際環境協力の促進

6 よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり

- ①地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ②環境を考えて行動する人づくりの推進

7 環境負荷を低減する技術・産業の振興

- ①環境関連技術の実用化・普及、環境関連産業の振興、海外展開の支援
- ②エコタウンを核とした環境関連産業の拠点化
- ③クリーンエネルギーの普及、関連産業の育成
- ④環境に配慮した農林水産業の振興

2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成24年3月に平成27年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

《一般廃棄物の平成27年度の目標》

1 ごみ総排出量：平成20年度比約11%減（1,734千t） ※ 平成20年度に国の目標（平成19年度比5%減）を達成済み。過去の実績に基づき、今後の削減努力を前提に将来の目標値を設定。		
2 再生利用率：ごみ総排出量の25%（434t）（国と同じ。）		
3 最終処分量：平成20年度比10%減（204千t）（国と同じ。）		
区 分	本県の 27年度目標値	国の 27年度目標値
ごみ総排出量の増減率（20年度比）	-11%	0%
再生利用率（ごみ総排出量比）	25%	25%
最終処分量の増減率（20年度比）	-10%	-10%

《産業廃棄物の平成27年度の目標》

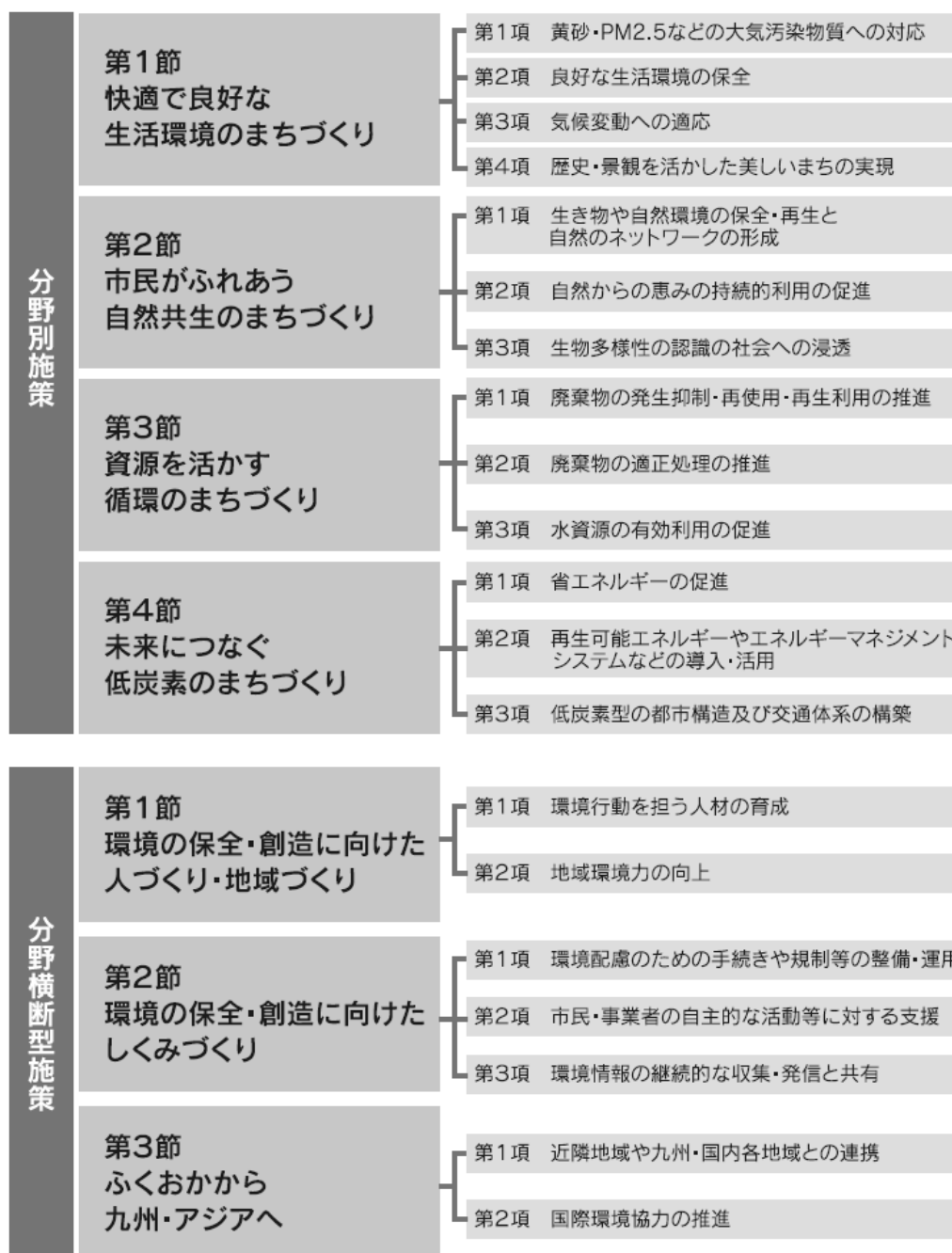
1 排出量：平成20年度比5%増（14,454千t）（国と同じ。）		
2 再生利用率：排出量の61%（8,817千t） ※ 本県の平成20年度実績と同じ。		
3 最終処分量：平成20年度比6%増（1,058千）（国と同じ。）		
区 分	本県の 27年度目標値	国の 27年度目標値
排出量の増減率（20年度比）	+5%	+5%
再生利用率（排出量比）	61%	53%
最終処分量の増減率（20年度比）	+6%	+6%

3) 福岡市環境基本計画（第三次）

福岡市では、「福岡市環境基本条例」(平成8年9月26日 条例第41号)に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成9年に環境基本計画(第一次)、平成18年に環境基本計画(第二次)を策定し、平成26年に環境基本計画(第三次)を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「環境施策の分野別のまちの姿」の実現に向けて、市民・事業者・行政など各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、環境基本条例第7条第6項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。

《施策の体系》



4) 福岡市環境配慮指針（改訂版）

福岡市では、「福岡市環境基本計画」に示す環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」に当たり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針」（平成19年2月第二次改訂）を策定している。

この指針では、自然的・社会的条件を考慮して、市域を大きく4つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性に従い、それぞれの地域で必要な環境配慮の方向を示している。

《ゾーン別環境配慮方向》

内陸部

『人が日常の中で身近な生きものと出会える、自然とのふれあいにあふれるまち』

《事業別環境配慮事項》

交通基盤整備事業

A 生物の多様性

- ①生物の生息・生育地の保全
- ②周辺樹林地の保全
- ③生物の生息・生育条件への影響の軽減
- ④動物の移動経路の確保
- ⑤小動物の行動習性に配慮した付帯施設の設置
- ⑥生物の生息環境に広がりを持たせる
- ⑦貴重種・希少種の保存
- ⑧外来種の侵入防止
- ⑨植栽管理
- ⑩生物の生息状況の調査

B 地形・景観・自然とのふれあい等

- ①地形の改変の最小化
- ②周辺の自然景観との調和
- ③良好な自然景観の創出
- ④周辺の都市景観との調和
- ⑤良好な沿道景観の整備
- ⑥市民のレクリエーション活動を考慮した施設の整備
- ⑦良好な音環境の創出

C 生活環境・廃棄物・環境への負荷

- ①車両通行に伴う騒音・振動、排ガス、粉じんの影響軽減
- ②施工時の騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生・拡散の抑制又は防止
- ③資材の再利用の推進
- ④建設副産物の発生抑制及び適正処分
- ⑤ヒートアイランド現象の影響軽減
- ⑥周辺住環境への配慮
- ⑦建築物の解体時の注意
- ⑧歩行者の安全
- ⑨周辺地域の交通流に与える影響軽減

5) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と共働して、3Rの推進に取り組んできた。

第4次計画においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R(リデュース・リユース)に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を促進することを目的としている。

ア. 計画の概要

ア) 目標年次

西部工場の更新時期(平成39年)、人口のピーク予測(平成35年)、循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期(平成37年)を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から平成37年度までの14年間としている。また、平成27年(第1次)、平成32年(第2次)に中間目標を設定している。

イ) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ①循環型社会づくりのさらなる推進
- ②処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

イ. 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。

ウ. 施策展開

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ①市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ②3Rの基盤整備
- ③経済的手法の活用
- ④人づくり

6) 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014

国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。この建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図るため、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を平成 27 年 3 月に策定している。

この計画では、循環型社会の構築の観点から、以下の目標指標が定められている。

《本計画の目標（九州地域全体）》

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標 () 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.3% 99.0%	99%以上 (99%以上) 99%以上 (99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1% 88.9%	95%以上 (95%以上) 90%以上 (90%以上)
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	3.0% 49.6%	2.5%以下 (3.5%以下) 50%以上 (60%以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.3%	96%以上 (96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.2%	78%以上 (80%以上)

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

7) 第2次春日市環境基本計画

春日市では、平成13年3月に「弥生の里かすが環境プラン」を策定したが、プラン策定後、春日市の環境を取り巻く状況が大きく変化し、現況に即した計画の見直しを行い、「第2次春日市環境基本計画」を平成23年3月に策定している。

この計画では、環境都市像はそのままに、省エネルギー対策、ごみ減量などを重点プログラムに掲げ、市民、事業者、行政が一体となって、次世代により良い環境を引き継ぐことを目指し、各主体が自主的かつ積極的に取り組み、より効果的に施策を進めるための基本的な考え方を示している。

《目指す環境都市像：ず〜っと住み続けたい共生のまち かすが》

長期的目標Ⅰ 良好な生活空間の創造

基本方針

- 1 すがすがしい生活空間づくり
- 2 自然とふれあうまちづくり
- 3 歴史・文化とふれあうまちづくり

長期的目標Ⅱ 低炭素型都市の創造

基本方針

- 1 エネルギー有効利用都市づくり

長期的目標Ⅲ 循環型都市の創造

基本方針

- 1 ごみの発生を回避し、資源を循環的に利用する都市づくり

長期的目標Ⅳ 人と環境にやさしいコミュニティの創造

基本方針

- 1 周りに配慮して住まう
- 2 環境教育・学習の推進
- 3 環境保全活動の促進

8) 大野城市環境基本計画（一部改定版）

大野城市では、平成 10 年 3 月に大野城市環境基本計画を策定、そして平成 23 年 3 月に改定を行なったが、東日本大震災時に起きた福島第一原子力発電所事故により環境負荷低減への取り組みが求められるようになったことから、地球温暖化対策に取り組んでいる。また、緑の基本計画を一部統合し、社会経済状況の変化を踏まえ、前回の計画を継承した環境像「自然と人が共に生きるやすらぎのまち」を目指し、上位計画である第 5 次大野城市総合計画に掲げる、「やすらぎのまち」の実現に努めることとして、計画改定を平成 25 年 3 月に行なっている。

《目指す環境像：自然と人が共に生きるやすらぎのまち》

重要施策と目標

◎貴重な自然をはぐくむ

1. 森林の適正管理と機能回復
2. 生物多様性の取り組みの推進
3. 動植物との共生
4. (財) おおのじょう緑のトラスト協会の活性化

◎豊かな地球を守る

1. 低炭素社会の形成
2. 地球温暖化防止の取り組みの普及
3. 市の率先行動
4. 地球環境の保全

◎快適な生活を目指して

1. 資源循環型社会の形成
2. 生活環境の快適化
3. 都市の緑化推進
4. 地元産物の消費
5. 歴史との共生

◎みんなの手で環境保全を

1. 市民活動の活性化

◎人と自然が共生するまちへ

1. 環境保全意識の浸透
2. 環境基本計画年次報告書の作成
3. 環境政策審議会の開催

9) 第三次太宰府市環境基本計画

太宰府市では、平成6年の太宰府市環境管理計画（第一次計画）、平成13年の「太宰府市第2次環境基本計画」（第二次計画）を策定している。地球温暖化問題の一層の深刻化と対策のための新たな国際的枠組み構築への動き、わが国における人口減少時代のはじまりなど、近年の社会経済状況の激変に対応した環境まちづくりの取り組み方針を定めるとともに、太宰府市で進めている景観・歴史まちづくりの取組を環境保全の観点から整理し、「環境」と「景観・歴史」について総合的な取組を図るため、平成23年3月に第三次計画を策定している。

《望ましい環境像：人と環境にやさしいまほろばの里・大宰府》

◎基本理念

人と環境にやさしいまほろばの里をめざし
悠久の自然と歴史を今に生かし
市民の知恵と力を結集し
今の環境を磨き、新たな住み良いまちを創りあげ
百年後の子どもたちにつないでいく

◎行政施策の体系（大項目）

1. 生活環境の向上
2. 自然共生社会の構築
3. 循環型社会の構築
4. 低炭素社会の構築
5. 環境教育・学習の推進
6. 景観・歴史・環境まちづくり

10) 第4次粕屋町総合計画

粕屋町では平成18年度に平成27年度までのまちづくりの基本構想を「第4次粕屋町総合計画」にまとめ、さまざまな課題の解決に向けて地域社会づくりの指針として策定している。平成23年3月には「後期基本計画」を策定し、計画期間のうち後期5か年の施策及び目標を設定している。後期基本計画では、少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題の顕在化や国際化・情報化の進展、地方分権時代への対応など、社会状況の変化に伴うリスクを受け止めることができるよう戦略的に「次代に持続できる粕屋町の創造」を目指している。

《将来像：みんなで創ろう ゆとり いきいき ふれあい かすや》

◎基本理念

「太陽と緑の町」～都市と自然が調和し、誇りと愛着を持って暮らせる

「信頼と協働の町」～町民と行政がお互いに信頼し、みんなで実践する

◎施策の大綱

1. 都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまち
2. 誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち
3. 人・地域・文化を愛する人を育むまち
4. 交流と助け合いによりお互いを大切にしあえるまち
5. みんなで創り進めるまちづくり

11) 第5次志免町総合計画

志免町では、昭和46年に第1次志免町総合計画を策定、昭和56年に第2次、平成3年に第3次、さらに平成13年に第4次総合計画を策定している。急速な高齢化や高度情報化、地球規模での環境への意識の高まり、さらに地方分権の進展と地域主権型社会への移行など、今後の社会・経済情勢の変化や新たな町民ニーズに対応したまちづくりを推進していくために、町民と行政のパートナーシップのもと、町民一人ひとりが輝き、「住んで良かった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりをめざし、平成23年3月に、「第5次志免町総合計画」を策定している。

《将来像：誰もが輝く 住みよい まち～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～》

◎基本理念

- ・ふるさと意識の高いまち
- ・親しみやすいまち
- ・元気なまち
- ・やさしいまち

◎基本目標（施策の大綱）

- ①人と地域がにぎわうまち
- ②未来の担い手と共に育つまち
- ③人にやさしく健やかなまち
- ④自然にやさしいエコのまち
- ⑤安全で快適に暮らせるまち
- ⑥住民と行政が共に創るまち